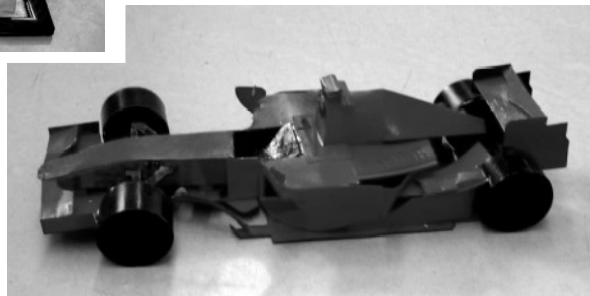
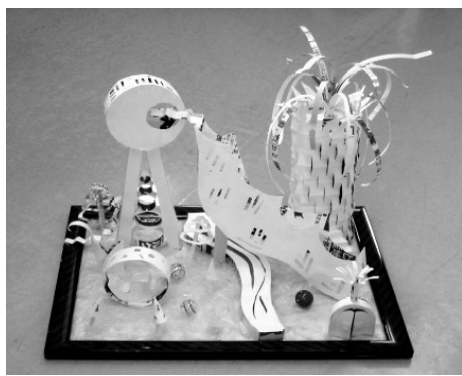


平成19年度

長浜市環境年次報告書



～自然とひとがともに生きる環境重視のまち・ながはま～

長 浜 市

はじめに

長浜市は、湖北地域の中心都市として発展し、一昨年2月、浅井町、びわ町と合併して、新長浜市としてスタートを切りました。しかしながら、21世紀を迎えた今、本市においても、ライフスタイルの変化や都市化の進展などにより、大量消費型社会のもたらす廃棄物の増大や、生活排水による琵琶湖などの水質汚染、緑や水辺の減少などといった問題をはじめ、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題が生じています。

そのため、私たちには、人類の生存基盤としての有限な環境を守り、次の世代へ引き継いでいくために地球規模で考え、身近な地域の中で行動していくといった姿勢が求められています。

こうした中、旧長浜市では平成10年9月に策定した「長浜市総合計画基本構想」の中で、基本目標のひとつとして、「自然とひとがともに生きる環境重視のまちづくり」を位置づけました。

この基本目標を着実に達成していくため、旧長浜市の固有の歴史文化を踏まえながら、良好な環境の保全と創造をめざし、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくうえでの指針として、平成11年7月に制定した「長浜市環境基本条例」に基づき、平成13年3月「長浜市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、持続可能な節度ある発展を基本として環境まちづくりを進めるため、日常生活や事業活動から教育、文化などのあらゆる場面で、まちの仕組みやひとの意識などに関して、その基本的な方向や具体的施策について明らかにしています。

本書は、「長浜市環境基本条例」第14条に基づく報告書として、長浜市における平成18年度の環境施策の推進状況を取りまとめたものであり、皆様にとりまして、環境の保全と創造の取り組みに役立てていただければ幸いです。

平成20年3月

長浜市長 川島 信也

目 次

第1章 良好な自然環境の維持・回復	1
1 自然の生態系	1
（1）多様な自然の保全	1
（2）生物の生息・生育空間の保全	1
2 自然とのふれあい	1
（1）自然とのふれあいの場の確保	1
（2）自然とのふれあいの機会の確保	1
第2章 ひとの健康と安全の確保	2
1 水と土	2
（1）河川・琵琶湖の保全	2
（2）土壌、地下水の保全	3
2 空気と音、光	3
（1）大気の保全	3
（2）騒音・振動の防止	3
（3）日照の確保、電波障害、光害対策	4
3 有害化学物質	4
（1）事業活動にともなう汚染の防止	4
（2）日常生活にともなう汚染の防止	4
4 環境監視体制	4
（1）水質調査	4
（2）底質調査	6
（3）大気環境調査	6
（4）道路交通騒音・振動調査結果	8
（5）環境騒音調査結果	10
（6）公害苦情への対応	11
（7）事業所への指導徹底	11
第3章 もの・水・エネルギーの循環	11
1 ごみ	11
（1）廃棄物の発生抑制	11
（2）リサイクルの推進	14
2 水循環	15
（1）節水・未利用水の利用	15
3 エネルギー	15
（1）省エネルギーの推進、未利用エネルギーの利用促進	15

第4章 地球環境保全への貢献	16
1 地球環境問題への理解・協力	16
(1) 地球環境問題の普及・啓発	16
2 環境への負荷低減	16
(1) 地球温暖化対策の推進	16
第5章 まちの個性と魅力の創出	16
1 水辺とみどり	16
(1) 公園・緑地の整備	16
2 歴史と文化	17
(1) 歴史・文化遺産の保存・活用	17
(2) 市民文化活動の推進	18
3 まちなみ景観	18
(1) 地域美化の推進	18
4 生活空間	18
(1) 交通環境のバリアフリー化の推進	18
(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進	19
第6章 行動と連携による環境まちづくりの推進	19
1 環境教育・学習	19
(1) 学校での環境教育の充実	19
(2) 家庭や地域、職場での環境学習の充実	20
2 環境まちづくり	21
(1) 市民の取り組みの促進	21
(2) 事業者の取り組みの促進	22
(3) 市の取り組みの推進	22
(4) パートナーシップの構築	24
3 環境情報の提供・整備	25
(1) 環境情報の収集	25
(2) 環境情報の提供	25
資料編	26
第1章 環境調査結果	26
1 水質調査結果	26
2 底質調査結果	68
3 大気環境調査結果	75
4 道路交通騒音・振動調査結果	86
5 環境騒音調査結果	93
第2章 環境行政のあゆみ	97

第3章 長浜市環境基本計画について	99
1 計画のめざすもの	99
(1) 「ながはま環境まちづくりプラン21」策定の背景と趣旨	99
(2) 計画の枠組み	100
■目的・性格	100
■位置づけ	100
■対象	100
1. 対象の分野	100
2. 対象の地域	100
3. 主体	101
■計画の期間	101
■長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の体系	101
2 計画をどのように推進するのか	101
(1) 推進体制	101
●環境審議会	102
●市民・事業者・市での推進体制	102
●広域的な連携体制	102
(2) 進捗状況の点検・評価と計画の見直し	102
●推進指標による継続的な調査	102
●年次報告	102
●市民の参画による評価と計画の見直し	102
第4章 環境の保全と創造に関する条例等	103
1 長浜市環境基本条例	103
2 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例	108
3 長浜市ポイ捨ておよびふん害の防止に関する条例	114
4 長浜市緑の基本計画について	118

長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の「環境まちづくりの取り組み」および「行動と連携による環境まちづくりの推進」に基づいて、平成18年度における長浜市の環境の状況や取り組みの内容を示します。

第1章 良好な自然環境の維持・回復

第1節 自然の生態系

(1) 多様な自然の保全

森林面積6,862haを有する長浜市では、横山の間伐や下刈りをはじめ、松くい虫の被害が大きなところでは伐倒駆除や被害木伐倒を行うなど、森林保全に努めました。

長浜市の森林整備の状況

(単位：ha 但し松くい虫：㎡)

	間伐	枝打ち	下刈り	雪起し	松くい虫 被害木伐倒	松くい虫 伐倒駆除	治山事業	造林
H14	0.50	0.96	18.00	12.02	345.00	60.00	19.90	1.10
H15	3.16	3.15	19.32	7.78	199.00	50.00	24.00	1.41
H16	0.46	2.31	7.17	5.11	70.00	25.00	32.48	0.10
H17	1.73	4.43	3.52	0.26	15.00	19.80	43.95	2.69
H18	15.38	18.28	58.89	41.81	230.33	25.20	84.10	3.51

各年度末現在

滋賀北部森林組合調べ

また、『世の中の移り変わりをじっと見つめ、豊かな緑で私たちに潤いと安らぎを与えてくれる、樹齢を重ねているなどの由緒ある樹木』を長浜市住みよい緑のまちづくりの会が保存樹に指定（平成19年3月現在の保存樹数は43ヶ所46本）するなど、貴重な地域資源の保全に努めました。

(2) 生物の生息・生育空間の保全

琵琶湖に生えるヨシ群落は、水質浄化をはじめ魚や水鳥たちのすみかとして大切な役割を果たしていることから、長浜市環境基本条例に定める「環境にやさしい日（春分の日）」の第1部でヨシ植えを実施しました（平成18年度参加者約70人）。

また、びわ中学校PTAによるヨシ植え・ヨシ刈り（425人参加）、下八木町自治会によるヨシ刈り・ヨシ焼き（33人参加）等のヨシ群落保全事業が行われました。

第2節 自然とのふれあい

(1) 自然とのふれあいの場の確保

緑の募金還元事業「語らいの森整備事業」として、浅井文化スポーツ公園（花水木14本、ウツギ45本）に植樹を行いました。

(2) 自然とのふれあいの機会の確保

学校では、田んぼの学校推進事業をJA等の協力のもと、米作りを通じて土から学ぶ体験学習を実施しました。

また、長浜市の環境の現状を知り、地域の環境リーダーとしての取り組みをすすめるために開催した「長浜環境塾」や子ども向け環境学習講座「Jr.環境塾」の中で、自然とのふれあいの機会を提供しました。

第2章 ひとの健康と安全の確保

第1節 水と土

(1) 河川・琵琶湖の保全

公共下水道の普及率は84.6%、農村下水道の普及率は14.5%、浄化槽の設置状況は単独が1,765基、合併が1,001基と、地域に応じた生活排水処理対策をすすめました。

公共下水道の普及状況

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
処理区域面積 (ha)	A	1,887.4	1,962.3	2,175.1	2,251.2	2,341.9
行政区域内人口 (人)	B	82,990	83,289	83,971	84,456	84,572
処理区域内人口 (人)	C	58,823	60,944	67,612	71,254	71,571
処理区域化内水洗化人口 (人)	D	43,872	48,829	52,712	57,357	61,838
処理区域内世帯数 (世帯)	E	20,249	21,192	23,994	25,453	25,848
処理区域内水洗化世帯数 (世帯)	F	15,154	16,919	18,367	20,382	22,623
普及率 (%) C/B	G	70.9	73.2	80.5	84.4	84.6
水洗化率[人口] (%) D/C	H	74.6	80.1	78.0	80.5	86.4
水洗化率[世帯] (%) F/E	I	74.8	79.8	76.5	80.1	87.5

各年度末現在

※旧長浜市、旧びわ町、旧浅井町を含む

上下水道課調べ

浄化槽設置状況

区 分		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
5～20人槽	単独	1,803	1,801	1,628	1,517	1,469
	合併	1,029	1,054	975	906	872
21～100人槽	単独	350	350	331	300	287
	合併	80	78	73	67	63
101～200人槽	単独	5	5	5	5	5
	合併	24	24	23	31	29
201～300人槽	単独	4	4	4	4	4
	合併	20	20	19	15	12
301～500人槽	単独	0	0	0	0	0
	合併	7	5	5	11	11
501～人槽	単独	1	1	1	0	0
	合併	7	7	7	15	14
合 計	単独	2,163	2,161	1,969	1,826	1,765
	合併	1,167	1,188	1,102	1,045	1,001
	計	3,330	3,349	3,071	2,871	2,766

*旧長浜市、旧びわ町、旧浅井町を含む

各年度末現在

環境保全課調べ

農村下水道整備率

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
処理区域内面積 (ha)	A	490.1	490.1	490.1	497.1	497.1
行政区域内人口 (人)	B	82,990	83,289	83,971	84,456	84,572
処理区域内人口 (人)	C	12,734	12,629	12,521	12,397	12,269
処理区域内水洗化人口 (人)	D	11,912	11,962	11,911	11,898	11,901
処理区域内世帯数 (世帯)	E	3,253	3,266	3,271	3,369	3,573
処理区域内水洗化世帯数 (世帯)	F	3,029	3,078	3,097	3,108	3,103
普及率 (%) C/B	G	15.3	15.2	14.9	14.7	14.5
水洗化率[人口] (%) D/C	H	93.5	94.7	95.1	96.0	97.0
水洗化率[人口] (%) F/E 世帯	I	93.1	94.2	94.7	92.3	86.8

各年度末現在

※旧長浜市、旧びわ町、旧浅井町を含む

上下水道課調べ

琵琶湖や流入河川の水質改善やうるおいのある生活環境の創造と都市基盤の整備のための重点的な取り組みとして、国庫補助を活用し、下水道の早期整備を図りました。

また、下水道に対する理解と普及を促進するため、下水道促進デー(9/10)・普及促進員の設置・下水道フェア・融資あっ旋・説明会開催・広報・水洗化促進補助などにより、未水洗化世帯への普及促進と広報、啓発活動に努めました。

琵琶湖の水質保全を図るため、「環境にやさしい日(春分の日)」の第1部においてヨシ植えを行いました。

濁水ゼロチャレンジ事業の実施に、浅水代かきの推進により、農地などからの濁水の流出防止対策を進めました。

(2) 土壌、地下水の保全

病虫害防除協議会は、農薬の適量散布や薬剤成分数の削減等環境にやさしい防除の実践に努めました。また、公園・街路樹などの害虫駆除時には農薬の使用を最小限にするように努めました。

第2節 空気と音、光

(1) 大気の保全

長浜・北びわ湖大花火大会におけるシャトルバス運行や博覧会開催期間中に巡回バスを運行するなど、路線バスの利用について広報・周知を徹底し、自動車交通量の抑制に努めました。また、繁忙期には交通誘導警備員を市内各所に配置し、スムーズな交通誘導に努めました。

長浜市では、公用車の適正配置に基づく台数削減により排出ガスの抑制に努めています。またISOの取り組みの一環として、アイドリングストップの徹底、市民ノーカーデー(毎月20日)に組み込み(のべ実施者数6,000人)、片道1km未満の場所への自転車・徒歩での移動するように努めました。

(2) 騒音・振動の防止

長浜市ISO環境マネジメントシステム公共工事環境配慮手順書に基づき、設計金

額600万円以上の工事については、騒音・振動の抑制指導等を実施しました。

また、工事車両におけるアイドリングのストップ、騒音・振動の抑制指導に努めました。

(3) 日照の確保、電波障害、光害対策

電波障害を未然に防ぐために建築確認申請時等に受信障害防止指導を行い、高さ10m以上、または5戸以上の集合住宅、あるいは住宅以外の用途で50㎡以上の新築（2倍超増改築含む）に該当する建築物については、事前に電波障害等を予測してもらい、障害等発生時の対処方法等を報告してもらいました。（73件）

野外運動施設や神照運動公園、加納白山公園等の公共施設の夜間照明などの時間制限や一部減灯など、光害に配慮しました。

田畑付近への夜間照明の設置については、減光器具を使用しました。（2件）

第3節 有害化学物質

(1) 事業活動にともなう汚染の防止

農地への農薬、化学肥料削減のため、環境こだわり農作物の推進に努めました。

長浜市および近隣1市3町で構成する一部事務組合「湖北広域行政事務センター」のごみ焼却処理施設クリスタルプラザでは、焼却炉内の温度を850℃～950℃に設定し、排ガスを、バグフィルタ等の処理により、ダイオキシン、酸性ガスおよびばいじんを非常に低い濃度に除去するなど、汚染の防止に努めました。

(2) 日常生活にともなう汚染の防止

野焼きによる汚染物質の排出を防ぐため、市ホームページで周知啓発を行いました。

塩素系プラスチックは不燃ごみとして分別を図るなど、こほくる～るによる汚染防止の周知啓発を行ないました。

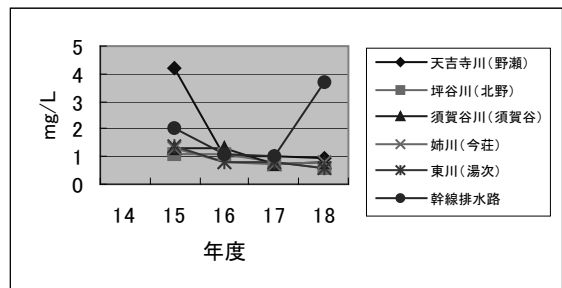
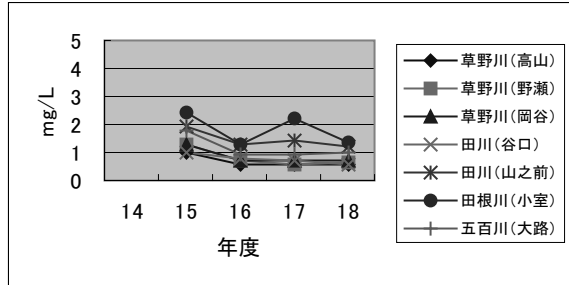
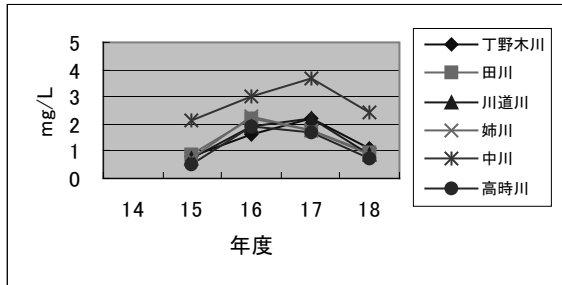
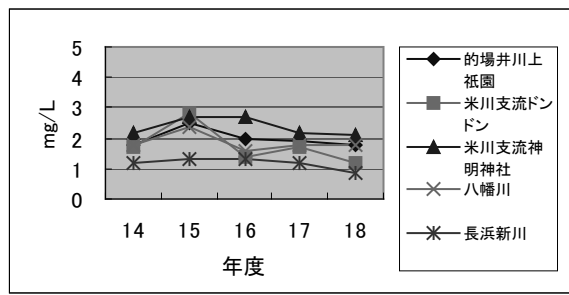
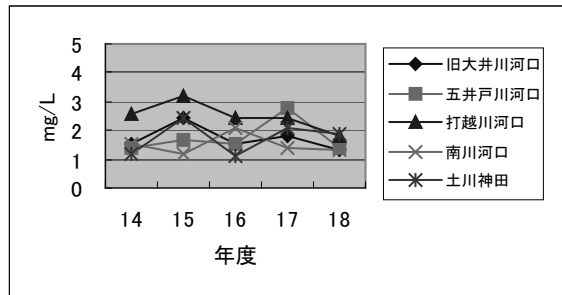
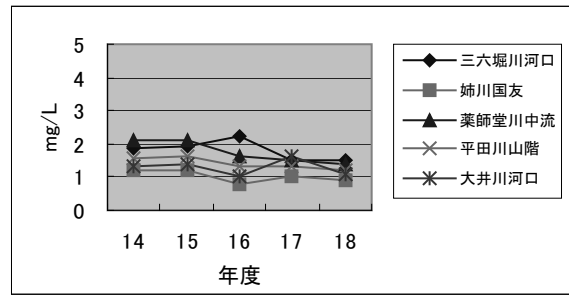
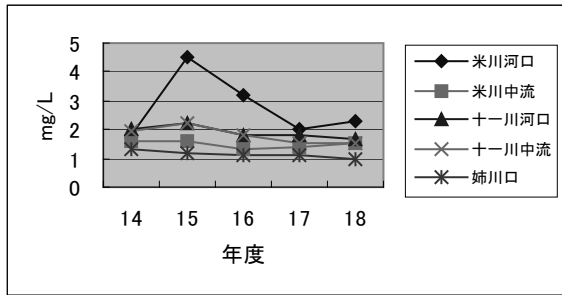
第4節 環境監視体制

(1) 水質調査

河川の水質状況を把握するため、毎年調査を実施しております。平成18年度においても、市内39地点において調査を実施しました。全般的に水質は横ばい状況で、過去数年間と比較すると改善の度合いは鈍化傾向にあります。その他、人の健康に直接影響を及ぼす項目については全地点不検出でした。

	調査地点数	頻度	調査項目
旧長浜市	9地点	毎月	◆生活環境の保全に関する項目 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数
	6地点	年4回	◆人の健康の保護に関する項目
	5地点	年2回	カドミウム、シアン、鉛、六価クロム等全22項目
旧びわ町	6地点	年4回	◆その他
旧浅井町	13地点	年3回	COD、全窒素、全リン、メチレンブルー活性物質

BOD 経年変化



(2) 底質調査

昭和48年に市内河川の底質問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施されました。その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しており、平成18年度も同項目について調査を実施しました。

主要河川の底質調査結果

(採取日:平成18年9月28日)

調査河川	総水銀	カドミウム	鉛	総クロム	ひ素	PCB	水分率
米川	0.11	0.20	41	22	4.2	0.01	21.9
十一川	0.05	0.22	14	20	4.7	<0.01	21.9
三六堀川	0.05	0.48	16	28	12	0.07	24.9
大井川	0.15	0.29	10	24	6.0	<0.01	20.8

単位:mg/kg(ドライ含有量)

底質のうち、水銀とPCBについては暫定除去基準(昭和50年10月28日、環水管、環境庁、水質保全局通知)が定められており、基準値は水銀25ppm以上、PCB10ppm以上とされています。

各河川ともこれらの基準を大きく下回っており、問題はないものと考えられます。

その他の項目については、ひ素において増加傾向が見られましたが、長期的には自然的なレベルの範囲であると考えられます。

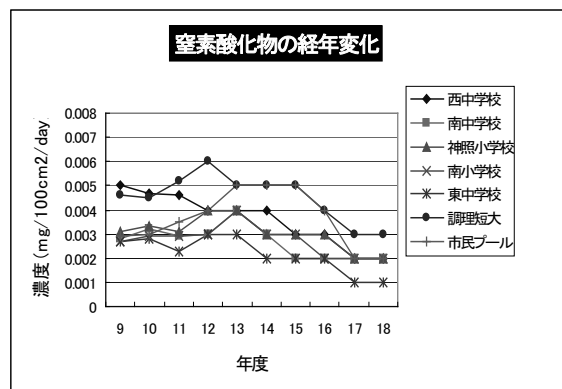
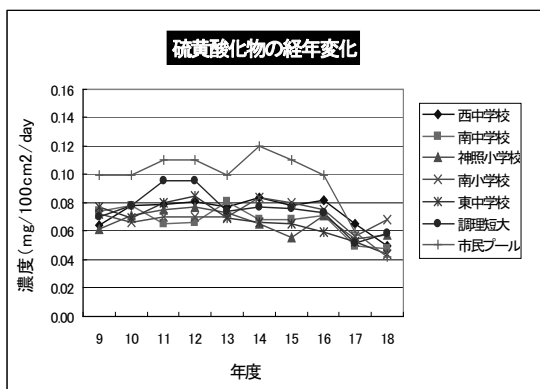
(3) 大気環境調査

大気の状態を①～③の方法により調査しました。

①アルカリろ紙法による1カ月の積算量

硫黄酸化物および窒素酸化物について、アルカリろ紙法により1カ月ごとの積算量を、市内7地点において調査しました。

経年変化で長期的に見ると概ね横ばい状態で推移しています。



②自動測定機による24時間連続測定

南小学校（8月以降は旧教職員住宅）に設置した自動測定機で、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質について24時間連続測定を実施した結果、いずれも大気汚染に係る環境基準を満たしていました。

(H18)

二酸化窒素 (NO ₂)													
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
243	6035	0.014	0.063	0	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0

※二酸化窒素については、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること」
(大気汚染に係る環境基準より)

(H18)

一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)
243	6035	0.005	0.12	0.018	248	6144	0.019	0.14	0.041	73.7

(H18)

二酸化硫黄 (SO ₂)										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の年間98%値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
247	6078	0.002	0.025	0	0	0	0	○	0.0043	0

※二酸化硫黄については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。」
(大気汚染に係る環境基準より)

(H18)

浮遊粒子状物質 (SPM)										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の年間98%値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
234	5910	0.025	0.55	3	0.051	0	0	○	0.053	0

※浮遊粒子状物質については、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること」
(大気汚染に係る環境基準より)

③浮遊粒子状物質中の金属成分調査

ハイボリュームエアースンプラーによる吸引捕集試料中の金属成分7種（鉛・カドミウム・マンガン・バナジウム・クロム・亜鉛・硫酸根）および粉じん量について、市内6地点において年2回調査を実施しました。

全調査地点での粉じん量は環境基準以下となっています。

金属成分については、環境レベルの目安として、労働衛生上の基準値を大きく下回っています。

	採取年月	鉛	カドミウム	マンガン	バナジウム	クロム	亜鉛	硫酸根	粉じん量
長浜市役所	H18.09	0.020	<0.002	0.010	<0.005	<0.010	0.051	3.0	0.024
	H19.03	0.051	<0.002	0.019	<0.005	<0.010	0.120	13.9	0.051
南中学校	H18.09	<0.020	<0.002	0.005	<0.005	<0.010	0.031	2.2	0.028
	H19.03	0.021	<0.002	0.006	<0.005	<0.010	0.045	4.0	0.017
神照小学校	H18.09	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	0.017	2.2	0.013
	H19.03	<0.020	<0.002	0.008	<0.005	<0.010	0.037	5.6	0.025
東中学校	H18.09	<0.020	<0.002	0.005	<0.005	<0.010	0.029	2.3	0.032
	H19.03	0.058	<0.002	0.024	<0.005	<0.010	0.130	15.03	0.057
サンパレス	H18.09	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	0.030	2.6	0.015
	H19.03	0.026	<0.002	0.009	<0.005	<0.010	0.050	7.29	0.027
市民プール	H18.09	<0.020	<0.002	<0.005	0.009	<0.010	0.020	4.3	0.016
	H19.03	0.032	<0.002	0.009	0.005	<0.010	0.049	7.56	0.030

(4) 道路交通騒音・振動調査結果

道路交通に関する騒音、振動の状況を把握するため①および②の調査を実施しました。

①市内主要道路調査

主要地方道長浜停車場線および国道8号線の2カ所で、騒音、振動および交通量について調査を実施しました。

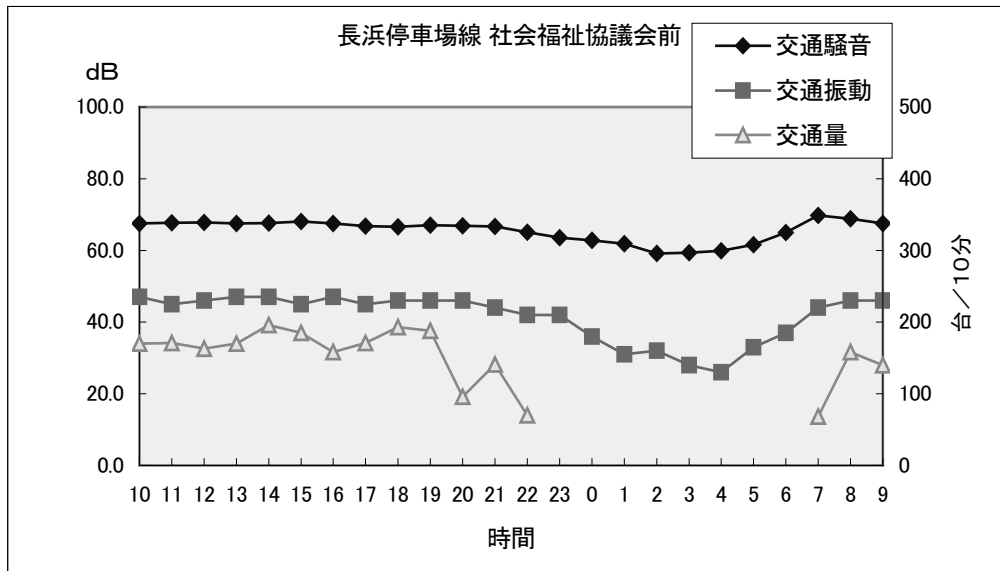
●主要地方道長浜停車場線（測定場所：社会福祉協議会前）

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼 67.4dB、夜 61.7dB であり道路に面する地域の環境基準（65、60）を、どちらの時間区分とも満たしていません。

しかし、どの時間帯も、自動車騒音要請限度（75、70）以下となっています。

振動については、ほとんど変化はなく、時間区分ごとの平均レベルは、昼 46.3dB、夜 33.8dB でした。

時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は、昼 157.9台/10分、夜 90台/10分でピークは特に見られず、8時から19時までの交通量の差が小さくなっています。

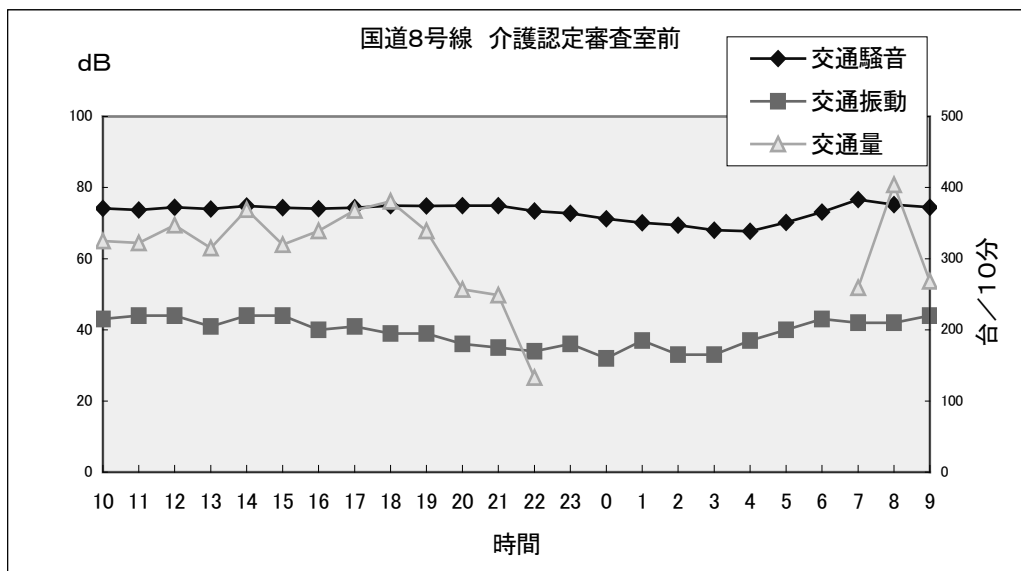


●国道8号線

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼 68.6dB、夜 58dB でした。
 幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準および自動車騒音要請限度ともに基準を満たしていました。

振動については、ほとんど変化はなく時間区分ごとの平均レベルは、昼 41.4dB、夜 35.3dB でした。

時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は、昼 324.1 台/10分、夜 133 台/10分で、通勤時間帯である8時および18時にピークが見られ、全体的に交通量が多くなっています。



②北陸自動車道交通騒音調査

市内を縦断する高速道路の騒音状況を把握するため、沿線の側道4カ所（榎木・加納・南田附・宮司）にて調査を実施しました。

いずれの地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（昼：70dB、夜：65dB）を大きく下回っており、過去と比較しても大きな変動はありません。

測定場所	測定時刻	18年度		17年度		16年度		15年度		14年度	
		LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50
榎木	昼	58.4	57.3	57.5	56.6	58.6	57.7	57.2	56.3	58.4	57.4
	夜	58.8	57.0	59.8	59.0	58.3	56.2	57.9	55.9	59.5	57.8
加納	昼	56.6	56.1	55.0	56.6	57.4	56.7	57.5	56.6	58.3	57.7
	夜	54.1	53.3	54.2	59.0	57.1	55.0	58.5	58.1	57.3	56.1
南田附	昼	58.1	56.9	59.6	58.8	58.1	56.7	58.7	57.8	58.6	57.8
	夜	56.2	54.3	57.5	54.9	58.3	56.0	58.3	56.7	60.0	58.8
宮司	昼	55.4	54.6	55.1	54.1	58.6	58.0	57.0	56.0	58.2	57.2
	夜	54.0	52.3	54.8	53.2	58.6	56.7	59.7	58.7	58.0	56.5

(5) 環境騒音調査結果

環境騒音について、環境基準の達成度等を把握するため市内15地点（一般地域10地点、道路に面する地域5地点）において測定を実施しました。

昼間はすべての地点で環境基準を満たしていましたが、夜間においては、3地点で環境基準を満たしていませんでした。

これらの地点は、幹線道路に近いことから、主に道路を通過する自動車音の影響が大きいと考えられます。

過去と比較しても全体的に大きな変化は見られず、要因、レベルから総合的に判断すると、現段階では問題ないと思われれます。

調査地点 用途区分(環境基準類型) 地点名(地点番号) [13,14年度調査地点,環境基準類型]	H18(Leq)		H16(Leq)		H15(Leq)		H14(Leq)	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
第一種低層住居専用地域 加納町(No.12) A(道路に面する)	47.9	44.8	50.7	50.3	51.2	46.8	56	51
第二種低層住居専用地域 相舞町(No.1) A	55.0	48.0	50.6	50.9	49.6	41	53	48
第一種中高層住居専用地域 小坂町(No.9) [東高田町] A	50.1	44.9	43.4	47.1	49.9	44.2	52	53
南小足(No.13) A	45.4	33.2	43.9	33.4	47.7	41	***	***
第二種中高層住居専用地域 大茂沼町(No.7) [勝町] A	48.4	44.4	50.8	44.4	48.7	45.7	52	50
第一種住居地域 室町(No.10) [公愚町] B	47.7	45.0	46.2	50.5	43.7	43.8	52	50
新王寺(No.3) B	48.3	44.8	44.7	44.6	47.1	40	45	42
第二種住居地域 [神無町] B	***	***	***	***	***	***	52	49
近隣商業地域 八幡東町(No.6) [高田町] C(道路に面する)	47.0	44.1	44.9	44.9	46.4	43.1	59	56
商業地域 宮前町(No.5) C(道路に面する)	52.4	40.4	46.8	47.7	50.1	46.7	48	42
準工業地域 中山町(No.4) [八幡中山町] C(道路に面する)	49.2	45.6	51	46.6	48.3	44.5	59	54
□分田町(No.8) C(道路に面する)	51.8	49.5	48.4	45.5	45.4	47.7	48	41
工業地域 末立町(No.2) C	44.1	38.8	43.9	43.7	47.4	37.8	45	45
調整区域 東上坂(No.15) B	51.0	49.9	47.8	43.4	44.5	41.9	51	41
加田町(No.11) B	47.6	45.3	44.8	38.1	52.2	48	51	50
八条町(No.14) B	42.5	36.9	44	38.7	50.5	46.5	49	49

(単位:dB)

■:環境基準超過

(6) 公害苦情への対応

平成 18 年度に寄せられた公害関係の総苦情件数は 78 件、種類別に見ると大気が 44 件と最も多く、続いて水質が 18 件、悪臭が 6 件、騒音 5 件となりました。

公害苦情の種類別対応件数

年度	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計
H14	68	21	0	4	0	0	11	8	112
H15	23	15	1	5	0	0	5	3	52
H16	31	6	0	5	0	0	7	9	58
H17	18	3	0	2	1	0	1	0	25
H18	44	18	0	5	0	0	6	5	78

各年度末現在

環境保全課調べ

(7) 事業所への指導徹底

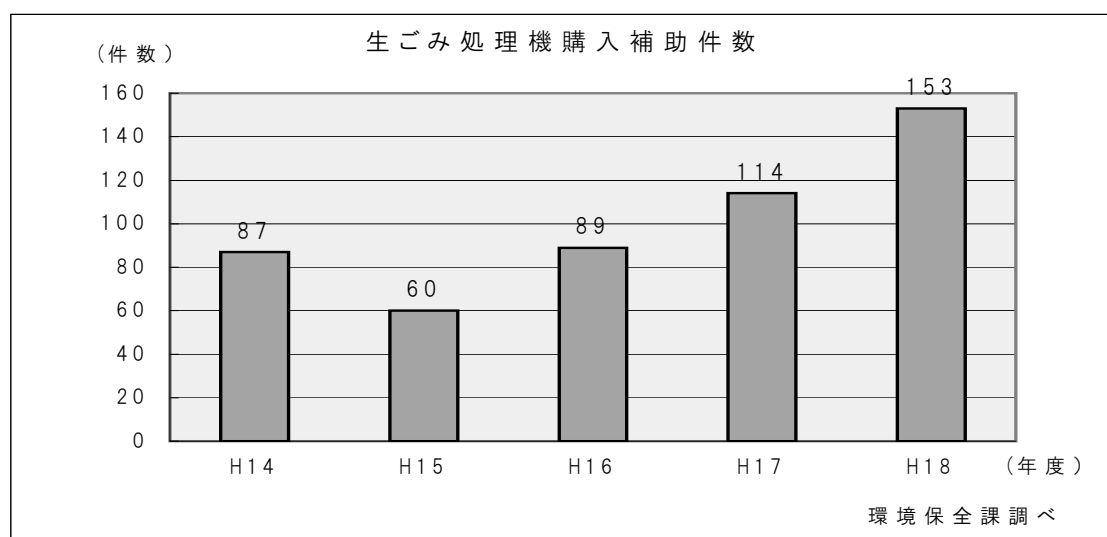
工場・事業場などに対する公害防止の規制・指導を行いました。

第3章 もの・水・エネルギーの循環

第1節 ごみ

(1) 廃棄物の発生抑制

家庭の台所等から出る生ごみ等を減量し、再資源化を図ることを目的に、生ごみ処理機の購入者153世帯に対し補助を実施しました。



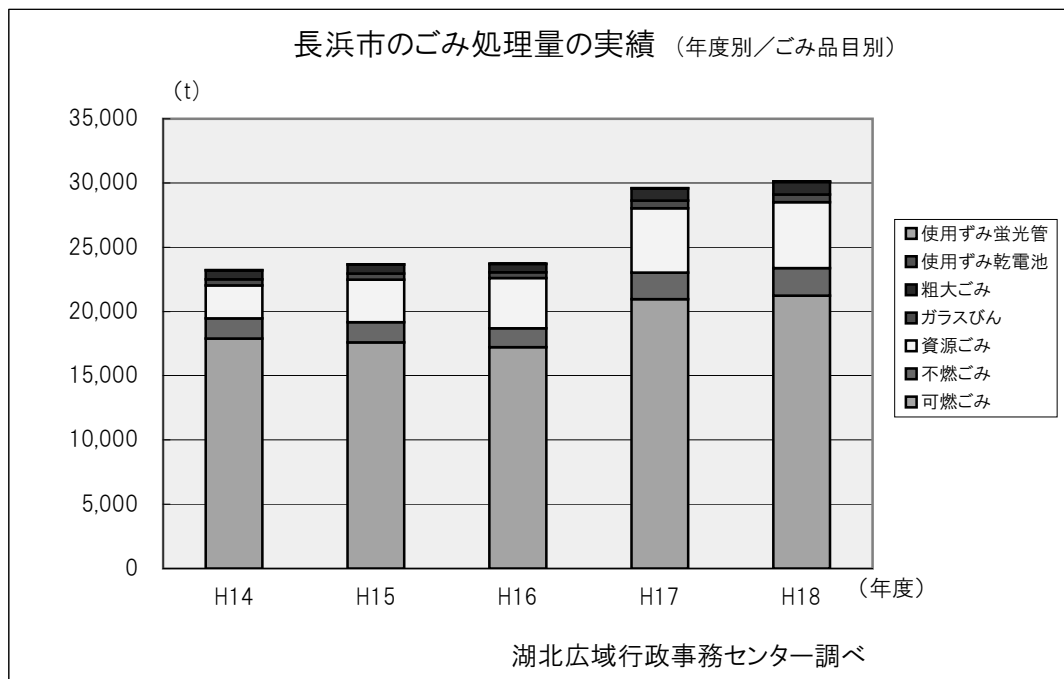
ごみ処理量の推移を見ると、ごみ処理量が平成 17 年度より全体的に増加しました。

長浜市のごみ処理量の実績（年度別／ごみ品目別）

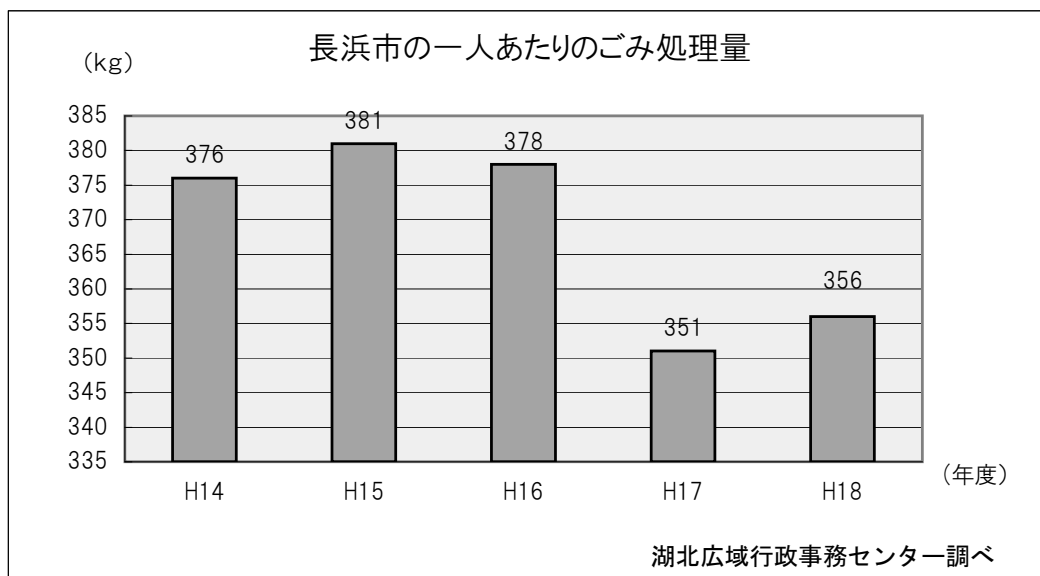
単位：kg

品 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
可燃ごみ	17,910,379	17,608,904	17,230,000	20,954,000	21,226,000
不燃ごみ	1,552,420	1,565,600	1,476,000	2,068,000	2,147,000
資源ごみ	2,557,930	3,295,650	3,885,000	5,018,000	5,131,000
ガラスびん	482,540	470,290	458,000	588,000	588,000
粗大ごみ	696,200	718,910	658,000	941,000	987,000
使用済み乾電池	21,190	20,020	19,000	24,000	25,000
使用済み蛍光管	—	—	—	2,000	7,000
合 計	23,220,659	23,679,374	23,726,000	29,595,000	30,111,000

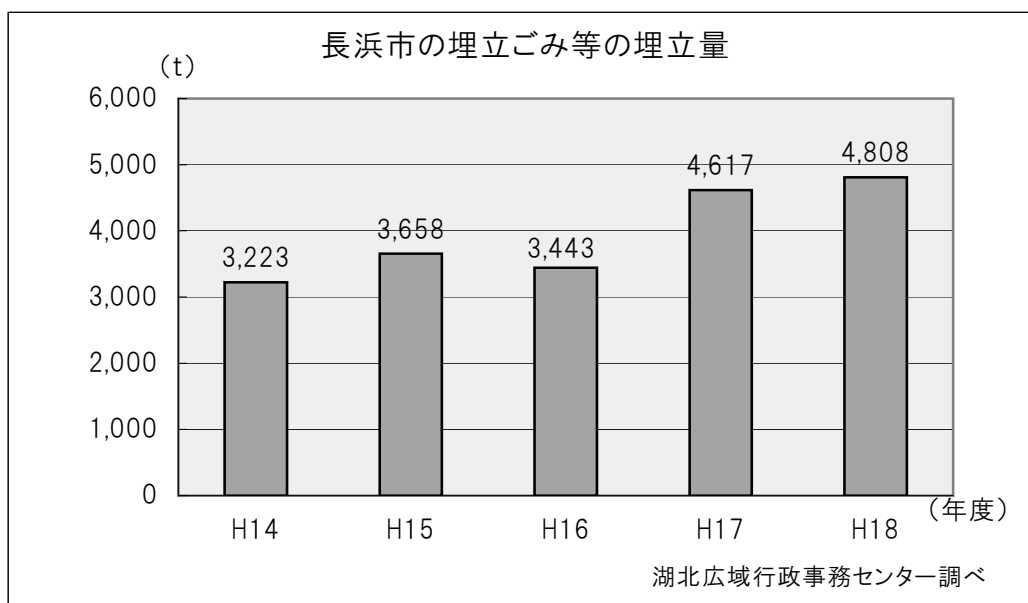
湖北広域行政事務センター調べ



一人あたりのごみ処理量の推移をみると、一人あたりのごみ処理量が5 Kg 増加しました。

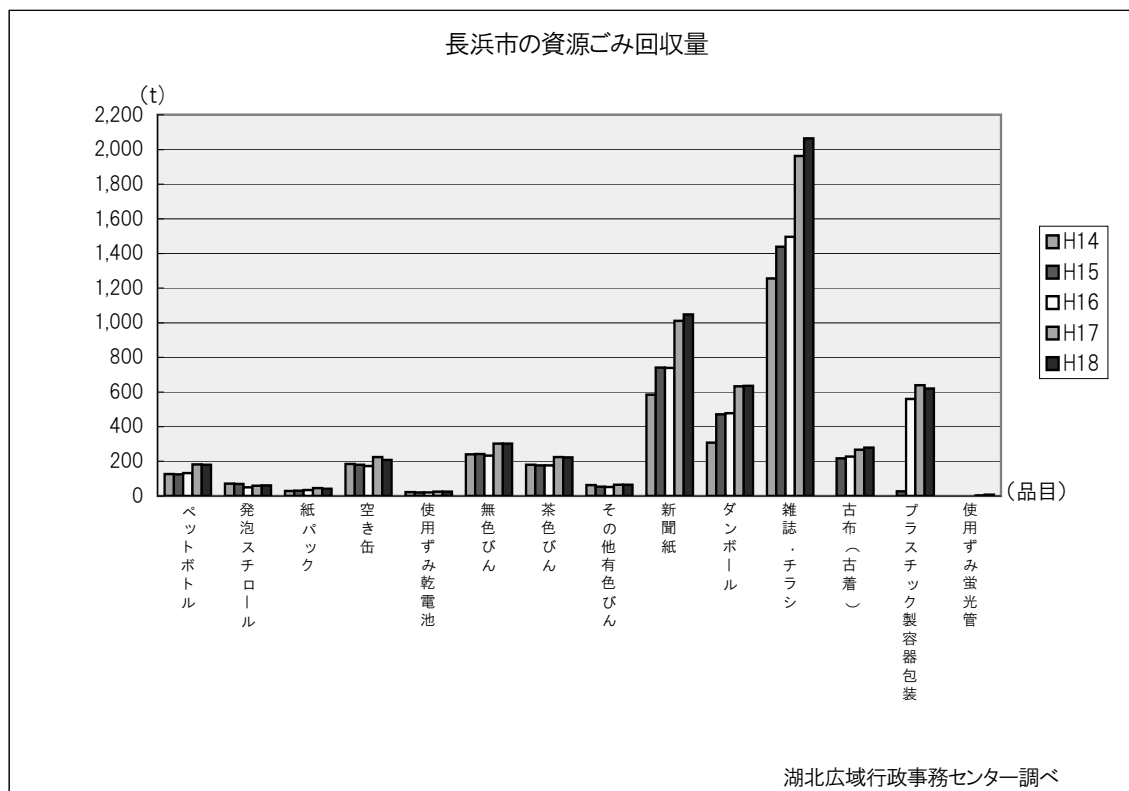


クリーンプラントで埋め立てられる破砕物、プラスチック、がれき等の不燃物の埋立量の実績値、および可燃ごみの焼却灰を長浜市分として按分して推定した埋立量は、平成 17 年度より増加しました。



(2) リサイクルの推進

資源ごみの回収量の推移を見ると、平成17年度より全体的に増加しました。



平成17年度より13種分別となり、ごみの分別（こほくるーる）の徹底を図るため、平成18年度は行政出前講座を実施しました。（10回）

また、広報ながはま 3月1日号でごみ減量（3R）の取り組みについて啓発を行いました。

ごみの減量および資源の有効利用、ならびに市民のごみ問題に対する意識の高揚を図ることを目的に、リサイクル活動を実施している団体（自治会、婦人会、子ども会、老人会、PTA等 66団体）に対し奨励金を支給しました。

リサイクル活動収集実績

	新聞紙(kg)	雑誌(kg)	段ボール(kg)	繊維類(kg)	酒びん(本)	ビールびん(本)
H 9	837,328	356,946	244,229	111,097	9,844	12,651
H10	673,415	211,135	345,590	119,348	8,816	12,819
H14	417,370	141,710	355,493	188	5,573	7,220
H15	293,800	148,300	312,340	50	6,082	6,301
H16	236,235	144,878	249,005	0	5,844	5,968
H17	264,190	230,860	283,110	3,250	7,060	5,665
H18	189,230	183,640	401,442	107	7,340	7,355

各年度末現在

環境保全課調べ

リサイクル活動実施団体数

(単位：団体)

	P T A	子ども会	婦人会	老人会	自治会	その他	合計
H14	15	30	24	6	8	4	87
H15	14	43	36	6	15	4	118
H16	9	27	17	7	7	6	73
H17	13	28	15	7	5	9	77
H18	12	25	14	7	5	3	66

各年度末現在

環境保全課調べ

使用可能な不用品を譲り渡したい、あるいは譲り受けたい人のために不用品交換情報を広報ながはま、長浜市省資源実践館「エコハウス」等に掲示し、資源の有効利用およびリサイクルの推進を図りました。

長浜市の建築物の建築や道路舗装、下水道および舗装復旧工事について、各現場で再生材（アスファルト・砕石）を利用するよう、仕様書・設計書に条件明示し実施しました。

市の物品調達基金で取り扱う指定物品については、全てリサイクル商品を取り揃えました。

市内の各保育園では、生ごみを堆肥化し、園内の花壇や菜園で肥料として利用しました。

長浜市学校給食センター（長浜・浅井・びわ）では、生ごみ処理施設において、生ごみの堆肥化を行いました。

第2節 水循環**(1) 節水・未利用水の利用**

びわ水環境を守る生活推進協議会が実施する水を大切にするライフスタイルの構築にむけた啓発活動等に対し支援を行いました。

第3節 エネルギー**(1) 省エネルギーの推進、未利用エネルギーの利用促進**

市内に住宅用太陽光発電システムを設置したものに対して「長浜市太陽光発電システム設置奨励補助金」を交付（平成18年度の申請58件、平成10年度より合計164件）しました。

また、市役所では冷房期間中、省エネルギーの取り組みとして、職員はクールビズおよびウォームビズに努め、来庁者への啓発を図るとともに、冷暖房機の稼動基準温度および機器の適正な使用方法の周知を行うなど、省エネルギーに配慮したライフスタイル・事業活動の実践・普及に努めました。

第4章 地球環境保全への貢献

第1節 地球環境問題への理解・協力

(1) 地球環境問題の普及・啓発

教育課程内の総合的な学習の時間において、中学校では、地球的規模の環境問題学習を実施しました。また、小学校では、水質検査、森林学習等身近な自然観察等により、環境問題に対する理解を深めました。

第2節 環境への負荷低減

(1) 地球温暖化対策の推進

アイドリングストップの実施や毎月一度の定期点検などによる自動車の適正利用に努めました。

長浜市は、ISO環境マネジメントシステムに基づき、冷暖房機器の稼働基準温度および運転期間を遵守し、省エネルギーを促進するなど、地球温暖化対策の推進に努めました。

第5章 まちの個性と魅力の創出

第1節 水辺とみどり

(1) 公園・緑地の整備

長浜市緑の基本計画に基づき、中心市街地に存在する緑の保全・活用を図るため、(仮称)大通寺公園の整備を行っています。

都市公園の整備状況を見ると、都市公園の総数が33箇所、総面積が156.25haとなっており、1人あたりの都市公園面積は18.83㎡になりました。

また、地域住民と連携しながら公園・緑地などの維持管理を図るため、街区公園等の管理を地域に委託しました。(26ヶ所)

長浜市開発事業に関する指導要綱、長浜市中高層等建築物に関する指導要綱で緑化率を20%に定めて指導を行いました。(89件)

植樹帯の維持管理を行い緑化に努めました。

みどりへの市民意識の高揚と、市民が緑づくりに取り組む機会をつくるために、ガーデニング教室(2回)を実施しました。

また、家庭や地域における緑化を推進するため、緑化を推進する自治会などの団体活動に対して補助を行いました。

緑化支援の状況(H18)

事業名	内容等
生活環境緑化事業	施行箇所51箇所 植栽樹木等数1,224本 延面積2,713.2㎡
長浜市緑化推進事業	プランターへの植栽等に対する補助 9団体
緑の募金還元事業 (語らいの森整備事業)	浅井文化スポーツ公園にハナミズキ14本・ウツギ45本植樹

都市計画課調べ



第2節 歴史と文化

(1) 歴史・文化遺産の保存・活用

指定文化財の防災設備の保守点検、名勝庭園の荒廃防止等に対して、各所有者に補助活動を行い、文化財の維持管理に努める(6件)とともに未指定文化財の調査を行いました。

また、学校・博物館・資料館・市民ボランティアと連携して歴史文化啓発推進事業を展開しました。具体的には曳山事前学習会の実施・出前講座の推進・生徒向けワークシートの作成を行いました。また文化財講座や歴史講座、速報展示を開催しました。

長浜曳山文化協会へ補助をおこない、長浜曳山祭りの有形・無形の文化財の保存伝承に努めました。

長浜城歴史博物館では、北近江一豊・千代博覧会の一会場として、湖北学講座(6回)、北近江歴史大学(4回)、『功名が辻』を3倍楽しむ講座(9回)、北近江万葉学講座(5回)、館長や学芸員による出前講座や現地研修などを開催し、地域の歴史文化を学ぶ機会を提供しました。(参加者延べ8,420人)

(2) 市民文化活動の推進

長浜の伝統や文化を大切にしつつ、まちの新しい生き方を発見し、これからの生涯学習のまちづくりを推進していくことを目的に、生涯学習大学「長浜学」を開催しました。（全6回：受講者573人）

「長浜まちなかコンサート」など市民文化活動支援事業を開催しました。

第58回長浜市美術展覧会には、424点の作品が出品され、来場者は1,903人でした。

第3節 まちなみ景観

(1) 地域美化の推進

琵琶湖の日（7月1日）の近日6月28日に長浜市湖岸一帯（旧びわ町境界から米原市境界5.2km）において琵琶湖一斉清掃を行いました。（参加者1,250人・41団体、ごみ回収量 可燃1.5トン、不燃1.7トン）

長浜・北びわ湖大花火大会において、ごみの持ち帰りを看板やアナウンス、また地元中学生が作成したポスターなどで啓発しました。

また、道路を守る月間（8月）ではポイ捨て防止等の啓発活動を行ったほか、8月9日には市職員26人、事業所および団体22人が県道間田長浜線市役所前から国道8号までの1.0kmと市道下坂中下之郷線法務局前からクリスタルプラザまでの0.8kmの清掃活動を実施しました。（可燃10袋、不燃20袋、草・木等2tトラック1台）

浅井支所では8月9日に市職員10人で市道当目内保線1.3kmと市道大依スポーツ公園線0.7kmと市道南大依内保線0.4kmの清掃活動を実施しました。（ごみ袋1袋）

びわ支所では8月9日に市職員12人で市道錦織湖岸線2.8km、市道八木浜川道線1.6km、市道大郷竹生1号線1.0km、市道大郷竹生3号線1.4kmと市道南小湖岸線1.9kmの清掃活動を実施しました。（ごみ袋21袋）

11月26日から12月10日までの間に実施された「県下一斉清掃運動」には、57団体が参加し、17.5トンのごみを回収しました。

自治会等が実施する、河川・側溝清掃等地域美化活動に対しては、ダンプの配車等による支援を行いました。（174自治会、土のう袋の配布43,810枚）

また、不法投棄の監視を図るため、10月の不法投棄防止強調月間には、10月27日に行なわれた湖北地域ごみ対策会議不法投棄対策部会主催の不法投棄パトロールに参加し、湖北地域管内一円のパトロールを行いました。

また、11月30日にも、長浜市と湖北地域振興局による不法投棄パトロールを実施し、北陸自動車道周辺および石田山公園のごみを回収しました。

第4節 生活空間

(1) 交通環境のバリアフリー化の推進

道路や歩道への放置自転車については、道路パトロール及び市民からの通報により、

撤去・保管・処分を行いました。また、屋外広告物、商品など障害物対策として、定期的な道路パトロールによる状況把握、撤去指導を行いました。

また、放置自転車については、長浜駅前自転車放置禁止区域にて、放置禁止啓発を行うとともに、年間合計281台の撤去を行いました。

放置自転車等移動保管台数

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
放置自転車等移動保管台数	344台	343台	185台	180台	281台

(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進

公共施設改修時等においてはバリアフリー化を推進しました。

第6章 行動と連携による環境まちづくりの推進

第1節 環境教育・学習

(1) 学校での環境教育の充実

① 地域資源を生かした環境学習の推進

● 宿泊体験学習

小学校4年生を対象に、宿泊体験学習をサイクリングターミナルで実施し、周辺で自然等を活用した学習を実施しました。また、中学校1年生を対象に、宿泊体験学習を福井県大野市や県内宿泊施設で実施し、登山や自然体験学習を実施しました。

● きらきら体験学習事業

小学校を対象に、クリスタルプラザ「ガラス工房館」において、湖北広域行政事務センターが回収したビンを加工した一輪挿しなどに再利用するサンドプラストや、バーナーワークでのトンボ玉作り等を通して、児童の環境への意識の醸成を図るよう努めました。

② 環境教育体制の整備

● 長浜市水生生物少年少女調査隊事業

昭和62年の設立以来、20年目を迎えた平成18年度の本調査隊は、隊員97人が水生生物調査を中心に以下の活動を行いました。

- ・各小学校ごとにそれぞれの校区内の河川の調査ポイントを月1回程度調査し、川の中の生き物の種類や数を調べて川の汚れ具合を調査。
- ・身のまわりの環境について日常生活で気づいたことを「環境日記」として記録。
- ・夏休みに隊員が集い、調査活動の報告等を行う「交流会」を実施。
- ・環境学習施設を訪問し、水環境問題について学ぶ「体験学習会」を実施。
- ・以上の調査結果を「調査報告書」として冊子にまとめ発行。

【長浜市水生生物少年少女調査隊】

■組織の概要

長浜市から河川の調査委託を受けるかたちで、昭和62年に始まり、平成18年度は20期目。市内6小学校の4～6年生の有志（毎年公募）と、各小学校の同調査隊の指導教諭（水生生物少年少女調査隊指導者連絡会）で構成。通算2,220人の隊員が指導教諭のもと調査隊活動を実施。

■活動の目的

子どもたちが川で遊び、楽しみながら川の中にすむ生き物を調べることによって、川の実態を知り、環境を見る目を養い、身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成。

■活動の概要

各小学校区内の川に入り、そこにすんでいる生き物の種類や数を調べて、その川の汚れ具合などを判定。また、普段の生活や活動を通じて身近な環境について気づいたことや感じたことを「環境日記」に記録。一連の活動は調査報告書にとりまとめ発行。

(2) 家庭や地域、職場での環境学習の充実

① 環境学習の機会・場の提供

● 長浜環境塾の開催

平成18年度は、以下のとおり環境塾5回、Jr.環境塾1回の計6講座を開講しました。
(参加者 162人)

平成18年度「長浜環境塾」講座まとめ

	開催日	場 所	タ イ ト ル	内 容 等	参加者数
1	8月5日	高山キャンプ場 (高山町)	体験的環境学習入門セミナー 第1回 「親子で川あそびとアウトドアクッキング」	実体験を重視した自然体験プログラムを未就学児親子を対象に実施。四季を通じた自然とのふれあい、自然であそぶ楽しさについて、親子間の双方向発信を行うとともに、環境にやさしい暮らしの実践に向けた支援を行った。 第1回は、河川の生きもの探しや、家族が協力して行うアウトドアクッキングを通して夏ならではの自然体験を行った。	34
2	8月27日	南浜水泳場 (南浜町)	体験的環境学習入門セミナー 第2回 「夏の琵琶湖を楽しもう」	水泳場付近の水路で生きもの調査を行い、その生態について学んだほか、湖水浴を行った。保護者自身が湖水に入る経験が少なく、初めて琵琶湖で泳ぐ子どももいて、参加者にとって貴重な体験となった。	20
3	11月5日	豊公園 (公園町)	体験的環境学習入門セミナー 第3回 「お城の森でちっちゃい秋みつけた」	秋の木の実や草花を拾い集めて行ったフォトスタンド工作や、落ち葉を利用したグラデーションの色遊びを通して、森の自然に親しむとともに、季節の変化を身近に感じることができた。	22
4	12月9日	奥びわスポーツの森 (早崎町)	体験的環境学習入門セミナー 第4回 「野鳥とともだちになろう」	双眼鏡を使って冬の渡り鳥を観察したほか、木にロープをくりつけてブランコやターザン遊びなどを行った。野鳥観察では、カモやサギの仲間が見られ、鳥のすみかとして琵琶湖の大切さについても学んだ。	12
5	2月4日	奥びわスポーツの森 早崎内湖ビオトープ (早崎町) 西池 (池奥町)	ラムサール条約普及啓発事業 「琵琶湖一斉水鳥観察会」	冬の水鳥観察を通じて、長浜に飛来する水鳥に親しむとともに、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の重要性について考える機会とした。早崎内湖ビオトープでは、コハクチョウのほか、ダイサギ、カワウ、タゲリを、西池では、天然記念物のオオヒシクイのほか、オナガガモ、マガモなどを観察できた。	48

平成18年度「Jr.環境塾」講座まとめ

	開催日	場 所	タ イ ト ル	内 容 等	参加者数
1	8月30日	高山キャンプ場 (高山町)	Jr.環境塾「夏の自然を 楽しもう」	小学生を対象として夏ならではの自然環境体験プログラムを行い、自然を守り育てる意識の育成を目的として実施した。自然の中に隠した人工の製品を見つけるネイチャーゲームや、水辺の生き物調査と生態解説、木片を使ったクラフトなどを、環境レイカーズの指導により行った。	26

【長浜環境塾】

生活排水による汚濁負荷を減らす市民啓発事業として、平成5年度から開講。現在では、市民環境学習講座として、長浜市の環境の現状を知り、幅広い視野から身近な環境について考え、自らのライフスタイルを環境に配慮した暮らしに変えるとともに地域の環境リーダーとして取り組むきっかけづくりとしている。子ども向けには「Jr.環境塾」を開催。

● 自然体験キャンプ「ひょうたん村」の開催

8月18日～20日、2泊3日で小学校5年生～中学校2年生を対象にボランティアの指導のもと、琵琶湖一周サイクリングを実施しました。（参加者27人）

● 長浜市「環境にやさしい日」の開催

平成18年度は、水環境保全をテーマに、2部構成で以下のとおり実施しました。（参加者約300人）

- ・第1部では身近な環境を考えるべく、とりわけ私たちの暮らしと密接な関係である琵琶湖への感謝の気持ちを込めて、水質浄化や湖岸の浸食防止をはじめ、魚や水鳥たちの住みかとして大切な役割を果たしている「ヨシ」を長浜港南に植えました。
- ・第2部では、「早崎内湖」再事業に取り組む早崎ビオトープネットワークの倉橋義廣代表より活動報告をいただきました。また、タレントのイーデス・ハンソンさんを講師に招き、「地球にやさしい暮らし方」をテーマとした講演会を開催しました。

【環境にやさしい日】

市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲を高めるために、長浜市環境基本条例にて、春分の日を「環境にやさしい日」として制定。

また、滋賀県教育委員会、市教育委員会が主催する「淡海生涯カレッジ長浜校」では、環境やバイオについての講義、見学、実験、実習等を実施しました。（受講者34人）

② 環境学習体制の整備

環境活動リーダーを育成するために、市民を対象に長浜環境塾、環境推進員研修等を開催しました。また、教諭を対象に、滋賀県総合教育センター及び夏休み中の出前講座などでの受講をすすめ、指導内容の充実を図りました。

第2節 環境まちづくり

(1) 市民の取り組みの促進

環境に配慮した暮らしを家族ぐるみで実践する、「めざせ！エコライフファミリー」事業を実施し、17家族をエコライフファミリーに認定しました。

環境問題を考えるうえで、市民一人ひとりが賢い消費者になることが重要であるとの考えから、長浜市消費学習研究会の活動を支援しました。

地域における環境保全活動を推進するリーダーの育成を図るため、環境推進員研修会を開催しました。

長浜市消費学習講演会でのリフォームファッションショーの開催や、「ふれあい長浜農林水産まつり」、「環境にやさしい日」など、市民が環境活動に参加できるよう、機会の提供を行ないました。

また、環境保全・リサイクル意識の醸成を図るため、不要品を使った「リサイクル工作コンテスト」を市内の小学生を対象に実施し、入賞者12人を表彰しました。

(2) 事業者の取り組みの促進

滋賀県立長浜ドームにおいて、10月25日から10月27日まで、滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会主催びわ湖環境ビジネスメッセ2006を開催しました。（参加数260社）

琵琶湖の日（7月1日）の近日6月28日に開催した琵琶湖一斉清掃では、21の事業者が活動に参加しました。

(3) 市の取り組みの推進

市では長浜市環境基本条例に基づく長浜市環境基本計画、および総合計画のめざす「自然とひとがともに生きる環境重視のまち」をつくるための取り組みを、市民、事業者、市等が協働・連携して進めています。こうした取り組みの中で、市自らが先頭に立って組織的な環境保全の取り組みを進めていくため、平成14年3月に取得したISO14001の環境マネジメントシステムに基づき天然資源・エネルギー使用の削減、環境事業の推進を行いました。

長浜市役所における良い環境を伸ばす取組一覧

環境目的	環境目標	No.	事業活動
環境教育・学習に参加する市民を増やす	① 学校での環境教育・学習の場を増やす	1	体験学習推進事業（4年生野外活動事業）
		2	体験学習推進事業（きらきら体験推進事業）
	② 家庭や地域、職場で開催する環境学習の場を増やす	3	環境教育推進事業（環境塾の開催）
		4	エコハウス管理運営事業
		5	自然体験スクール「ひょうたん村」開催事業
環境まちづくりに参加する市民・事業者を増やす	① 取り組みに参加する市民を増やす	6	環境教育推進事業（家庭版ISOの導入）
		7	緑のながはま推進事業
		8	近隣景観形成協定等補助事業
	② 取り組みに参加する事業者を増やす	9	中小企業振興融資事業（ISO14001認証取得支援融資）
		10	滋賀環境ビジネスメッセ事業
		11	ふれあい農林水産まつり事業
③ 市民・事業者・行政が協働で参加する形を増やす	12	グリーンコンシューマー推進事業	
環境の現状や環境活動に関する情報を収集・提供する	① 学習や取り組みに役立つ環境情報を収集する	13	環境公害監視調査事業
市の率先行動の推進	① 市が率先して行動する	14	市民ノーカーデーの実施
		15	ISO14001システムの運用
	② 計画的な行動の推進	16	グリーン購入計画の推進

長浜市役所における環境への負荷を低減するための取組一覧

環境目的	No.	事業活動
コピー用紙の削減 (アメニティの削減)	1	決裁添付文書および会議文書の両面使用
	2	ファックス送信文書をなくすために送信用ゴム印をつくる
	3	裏紙で利用できるものとできないものの区別をしてなるべく裏紙利用する
	4	全職員配布を止め、回覧にする
	5	掲示板を設けて簡易な事務連絡等に利用(互助会事業の通知、週報等)
	6	各種通知等については、行政情報ネットワークを使用する
	7	各課別、種類(コピー、輪転機、それ以外)別に使用枚数を監視測定する
上水使用量の削減	8	こまめに蛇口を閉める
	9	内部会議でお茶を出さない
	10	節水コマの導入
	11	トイレの2度流し禁止
パンフレット・カタログ・委託印刷物の削減	12	漏水の再発防止、予防措置を手順書に追加する
	13	ホームページを活用する
ガソリン使用量の削減(軽油使用量の削減)	14	イベントや事業の開催通知、簡易な啓発、周知、連絡事項等は広報ながはまを利用する
	15	広報ながはまの各課配布数を減らす
	16	片道1km未満の場所へは、自転車、徒歩で行く
	17	遠距離は原則公共交通機関利用(近距離公用車利用禁止)
都市ガス使用量の増加抑制(灯油使用量の増加抑制)	18	アイドリングストップの徹底
	19	ガソリン・軽油の使用量を各課別月別に算定し、対前年同月を目標値として設定する。
	20	公用車の更新時において適応車種があれば、ハイブリッド車に替えていく
電気使用量の削減	21	冷暖房期間中のフィルターの掃除(6月および11月に各1回以上)
	22	朝、昼休み等機器の電源を切る(窓口部分のみ点灯)
	23	OA機器の不要電源消灯(使っていないときはこまめに消す)
	24	夜間残業時、点灯部分を最小限にする
	25	晴天時の窓際消灯
	26	リフレッシュデーの徹底のため、実施回数を記録し監視する
	27	東別館エレベーターの職員利用の自粛
	28	各課ごとに重点行動を定める
	29	本館空調機の運転時間の削減
一般ゴミ排出量の削減	30	私的なチラシ類は持ち帰る
	31	再利用できるものは再利用する(封筒、ひも等)
	32	私的ゴミは持ち帰る
	33	事業所用可燃ごみ指定袋の搬出数を記録する
	34	執務室および給湯室等の整理・整頓をする
新聞紙排出量の増加抑制	35	新聞紙の排出量を管理する
雑誌、カタログ、パンフレット、ダンボール、帳票類の増加抑制	36	私用雑誌、パンフレットの持ち帰り
	37	カタログ、パンフレットは必要なもの以外は受け取らない(必要なものだけ購入する)
不燃ゴミ等排出量の増加抑制	38	業者の持ち帰り
	39	業者への引き取り
	40	私的ゴミの持ち帰り
	41	備品類消耗品等について再利用可能かどうかを検討し、再利用できるものは再利用する。
公共事業による環境影響の増加抑制	42	消耗品類は詰め替え可能製品を使用する
	43	公共工事環境配慮手順書による公共工事の管理

(4) パートナーシップの構築

① 様々な活動をつなぐ機会や情報の提供など

● 米川支流環境づくり協議会

市街地の中心部を流れる川幅2メートル前後、長さ800メートルの小さな河川である米川支流で、約2ヶ月に1回の河川パトロール（河川清掃）、夏休みには子どもたちを集めてのイベント「川とあそぼう」、景観づくりのため菖蒲の植栽・管理を実施し、人の暮らしと川との密接な関わりを取り戻そうと地道な活動を展開している米川支流環境づくり協議会に対し支援・サポートを行いました。

● ながはまアメニティ会議

市民、各種団体および事業者の総意と英知により、市民の手によるアメニティながはまをつくりあげ、健康で文化的な市民生活の実現に資することを目的とするながはまアメニティ会議は、米原市の姉川上流域の活動団体との交流会や、長浜市「環境にやさしい日」に行うヨシ植え、星空観望会、身近な環境づくりに取り組む市民の表彰など、環境まちづくり行動を育てる取り組みを展開し、良好な環境の保全・創造へとつながる活動を行っています。

長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

● 長浜市消費学習研究会

消費者知識の向上と、環境に配慮した生活を実践することを目的とする長浜市消費学習研究会は、健全な消費環境生活を送るための啓発・情報発信活動として『くらしの小窓』の発行、資源を有効活用するためのリサイクル事業としてフリーマーケットやリフォーム教室の開催、その他環境に配慮した暮らしや消費者意識向上をめざした事業として視察研修（キリンビール関西工場）や各種学習会の開催・調査等を行いました。

長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

● びわ水環境を守る生活推進協議会

琵琶湖をはじめ身近な河川の水質保全のため、これからの生活排水対策の検討や身近な環境づくりを通じて「うるおい」と「やすらぎ」の感じられる快適な環境づくりを目指し、人材の育成としての研修会参加、住民啓発としての文化祭での河川水質や取り組みの展示、学習会の実施、市民の総合的な環境学習の機会として「湖のまちフォーラム」の開催、広報および市民への環境についての啓発などを行いました。

長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

● 浅井ごみ減量・リサイクル推進協議会

環境保全対策およびごみ減量・リサイクルを推進するため必要な研修・研究および実践を行うことを目的とする「浅井ごみ減量・リサイクル推進協議会」では、マイバッグ持参運動、不法投棄に関する啓発看板の設置、郊外研修などのほか、環境保全についての情報収集のネットワーク化、実践体制づくり等の連絡調整・協議・支援などを行いました。

長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

② パートナーシップ型の事業の推進

長浜市省資源実践館「エコハウス」では、長浜市不用品交換情報などを実施し、交流の促進を図りました。（利用者632人）

第3節 環境情報の提供・整備

(1) 環境情報の収集

環境年次報告書等により、環境の現状、施策の推進状況などに関する情報の収集・提供を行いました。

市民や事業者などの環境活動に関する情報の収集・提供を図るため、行政出前講座を行いました。（環境関連10回）

(2) 環境情報の提供

広報ながはまや市ホームページ、長浜市省資源実践館「エコハウス」において環境情報を提供しました。

市立図書館では、毎年夏休みに恒例となった「リサイクル工作教室」を3館それぞれで行っています。長浜図書館では、ガチャポンの空ケースを使って起き上がりこぼしなどをつくりました。浅井図書館では、牛乳パックを使ってコマを作りました。びわ図書館では、牛乳パックを使って船を作りました。それぞれ子どもたちに親しみのある廃材を使い、多くの子どもたちが参加し、楽しみながらリサイクルに関心を持つ機会を提供しました。

また長浜図書館では、恒例の「リサイクルブックフェア」をおこない、廃棄予定の保存年限を過ぎた雑誌や図書を約3,000冊持ち帰りいただき、家庭で再利用していただきました。

図書資料においても、毎年深刻化する環境問題に関する資料を、専門書から児童向けまで幅広く収集・保存しています。

資 料 編

第1章 環境調査結果

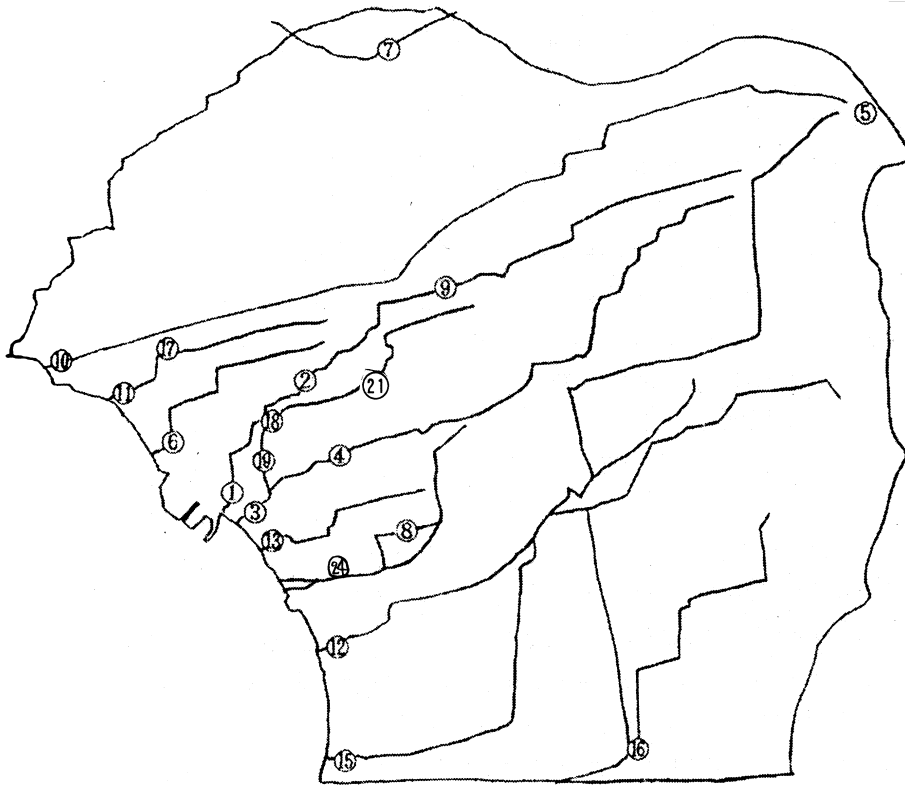
第1節 水質調査結果

(1) 水質調査結果 (旧長浜市)

1 概要

市内の主要な河川の水質の状況を把握するため、昭和48年度から調査を実施しており、今年度についても、20地点において健康項目、生活環境項目について調査を実施しました。

2 調査地点 [旧長浜市]



- | | | | |
|---------|----------|----------|-------------|
| ① 米川河口 | ⑥ 三六堀河口 | ⑪ 旧大井川河口 | ⑰ 的場井川上祇園 |
| ② 米川中流 | ⑦ 姉川国友 | ⑫ 五井戸川河口 | ⑱ 米川支流どんどん橋 |
| ③ 十一川河口 | ⑧ 薬師堂川中流 | ⑬ 打越川河口 | ⑲ 米川支流神明神社 |
| ④ 十一川中流 | ⑨ 平田川山階 | ⑮ 南川河口 | ⑳ 八幡川 |
| ⑤ 姉川口 | ⑩ 大井川河口 | ⑯ 土川神田 | ㉔ 長浜新川 |

3 調査頻度

■毎月調査

米川河口、米川中流、十一川河口、十一川中流、姉川口、三六堀河口、姉川国友、薬師堂川中流、平田川山階

■年4回調査

打越川河口、南川河口、的場井川上祇園、米川支流どんどん橋、米川支流神明神社、八幡川

■年2回調査

大井川河口、旧大井川河口、五井戸川河口、土川神田、長浜新川

4 調査方法

公害センターおよび委託による調査

■毎月調査項目

気温、水温、透視度、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、ケルダール窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、全りん、メチレンブルー活性物質

■年4回調査項目

カドミウム、シアン、鉛、六価クロム

■年1回調査項目

PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

5 調査結果

①昨年との比較

有機汚濁項目について、BODおよびCODは総体的に減少傾向にあります。

富栄養化項目については、河川ごとに変動が見られますが、全窒素は横ばい、全りんについては増加傾向にあります。

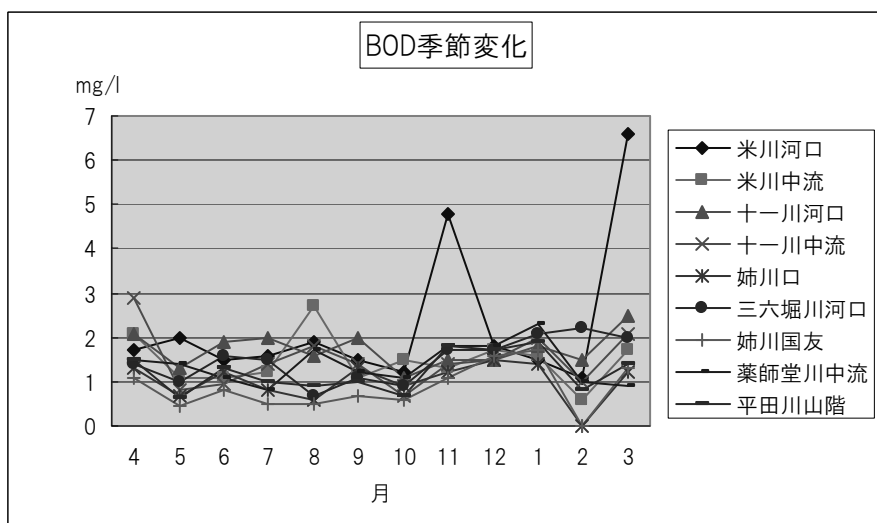
SSについては河川ごとに変動が異なり、特徴的なものは見られませんでした。大腸菌については増加傾向の河川が一部見られました。

	BOD		COD		全窒素(T-N)		全りん(T-P)		SS		大腸菌群	
	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
米川河口	2.0	2.3	2.0	2.1	0.76	0.66	0.11	0.15	5	2.5	22817	17883
米川中流	1.4	1.5	1.6	1.1	0.91	0.81	0.11	0.16	6	<2.3	18573	48308
十一川河口	1.8	1.7	2.0	1.7	1.3	0.74	0.14	0.23	3	3.4	51683	43258
十一川中流	1.5	1.5	1.8	1.4	1.1	0.74	0.16	0.20	3	1.8	8289	23433
姉川口	1.1	1.0	0.90	0.87	0.89	0.69	0.023	0.066	4	3.2	4039	10983
三六堀川河口	1.5	1.5	1.7	1.2	1.0	1.0	0.17	0.24	3	1.9	10478	12592
姉川国友	1.0	0.91	1.0	0.58	1.0	0.78	0.023	0.074	3	2.7	1843	6773
薬師堂川中流	1.5	1.4	2.5	1.5	1.2	0.88	0.24	0.23	3	4.0	13213	18058
平田川山階	1.3	1.2	1.8	1.4	1.1	0.98	0.13	0.22	4	2.8	10010	21025
大井川河口	1.6	1.1	1.4	1.9	0.85	0.88	0.059	0.12	4	5	1500	5100
旧大井川河口	1.8	1.3	1.5	1.7	1.7	0.70	0.061	0.16	3	3	3650	8950
五井戸川河口	2.8	1.4	2.7	2.1	1.3	0.93	0.074	0.18	7	5	7150	10450
打越川河口	2.4	2.2	3.4	2.7	0.99	1.0	0.12	0.23	3	2	64623	44500
南川河口	1.4	1.3	3.4	3.0	0.82	1.1	0.22	0.083	6	6.5	4800	199975
土川神田	2.1	1.9	3.8	3.1	1.6	1.4	0.093	0.19	8	16	5745	18950
的場井川上祇園	1.9	1.8	2.3	1.6	1.2	1.2	0.085	0.18	5	1.8	13575	50975
米川支流ドン	1.7	1.2	2.2	1.4	1.2	0.87	0.084	0.16	7	3.2	16625	333800
米川支流神明神社	2.2	2.1	2.8	2.1	1.1	1.2	0.093	0.19	5	8.2	20300	343750
八幡川	1.8	1.8	2.8	2.2	0.98	1.1	0.076	0.16	3	3.2	11900	830700
長浜新川	1.2	0.88	1.0	1.2	0.81	0.89	0.044	0.046	6	6.5	12200	10450

②季節変化

毎月調査地点におけるBODの季節変化を次に示します。

米川において季節変化があったものの、その他の河川は1~3mg/lの値で推移しており大きな季節変化はありませんでした。

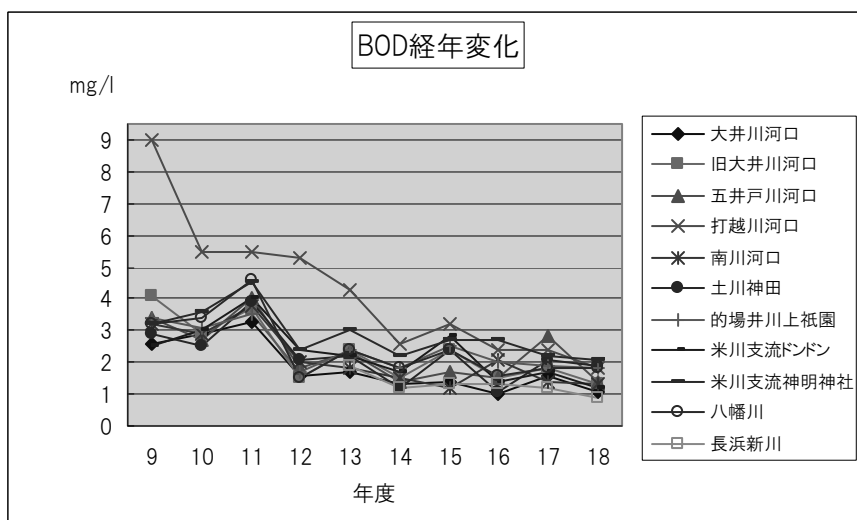
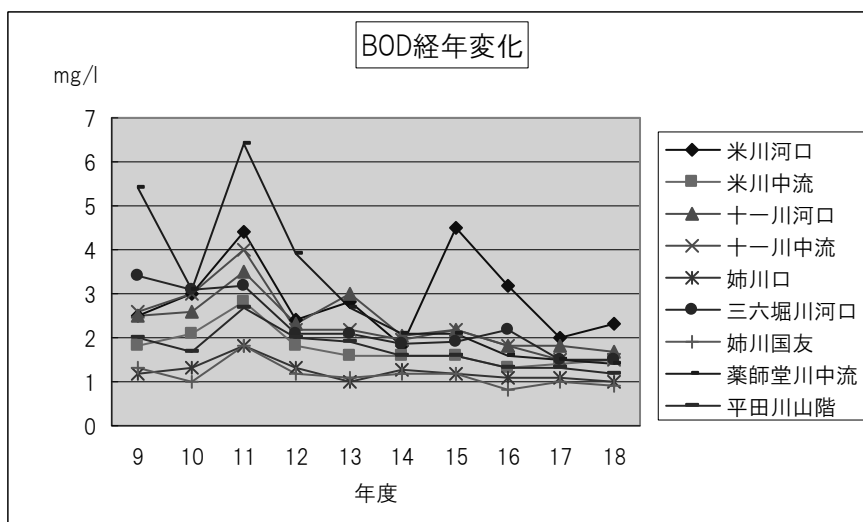


③経年変化

〈BOD〉

BODの経年変化は次のとおりです。

総体的に横ばいの状態にあります。また過去10年間の経年変化で比較しても、各河川において減少または横ばい状態であるといえます。近年では全体的に1~3mg/lの値で、各地点間のレベル差も小さくなっています。



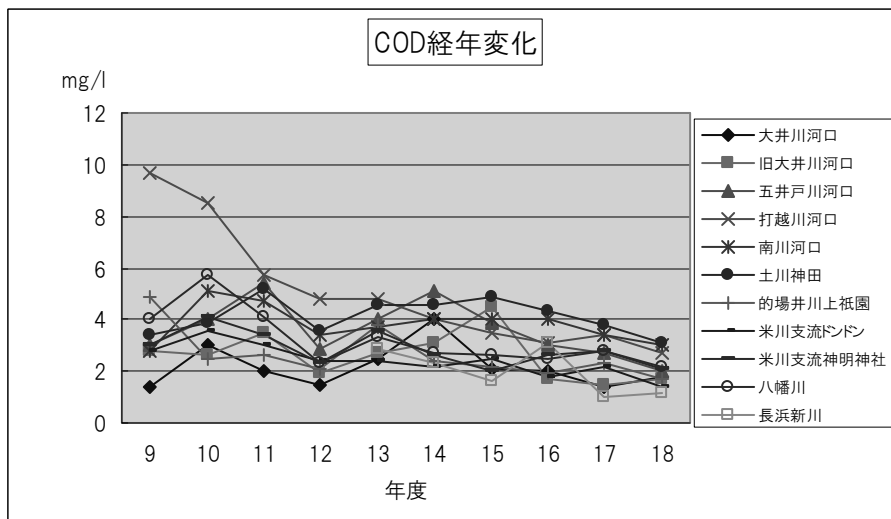
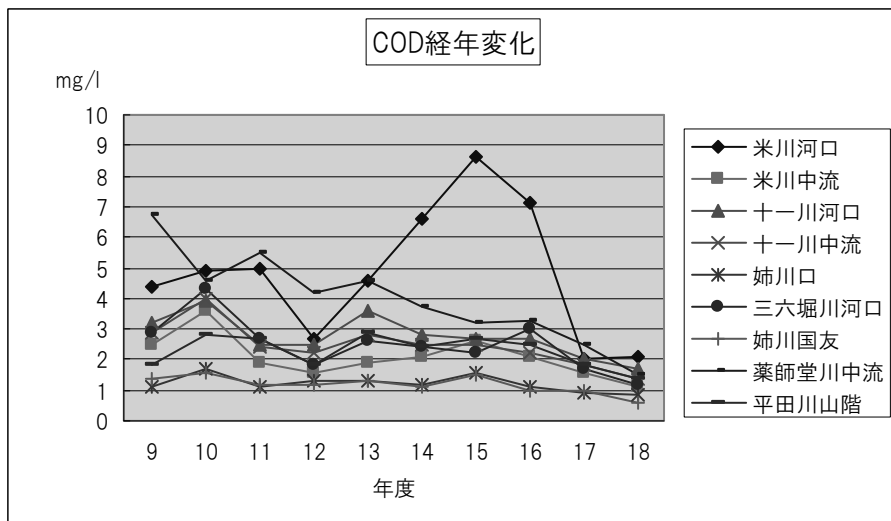
〈その他の項目〉

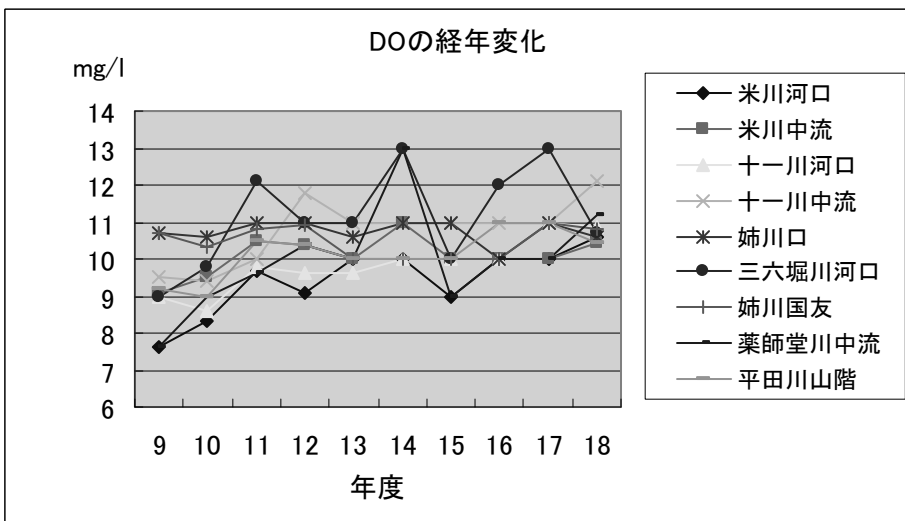
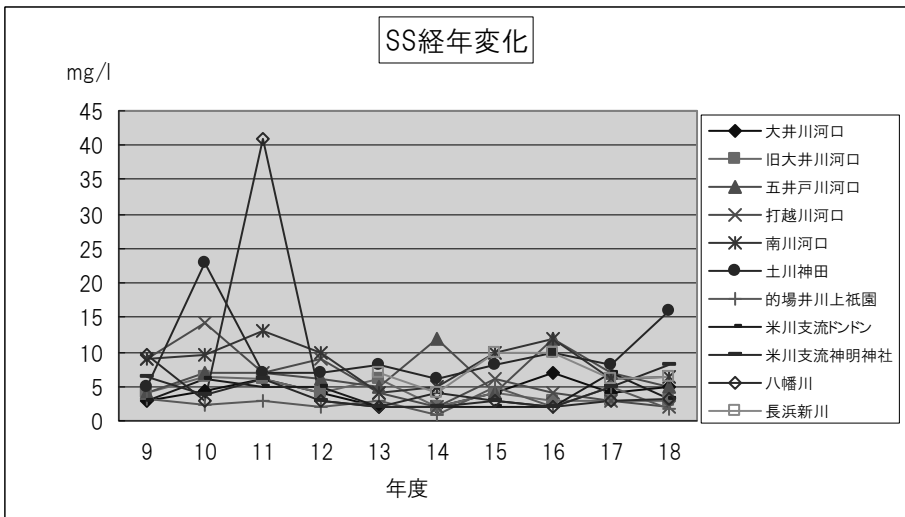
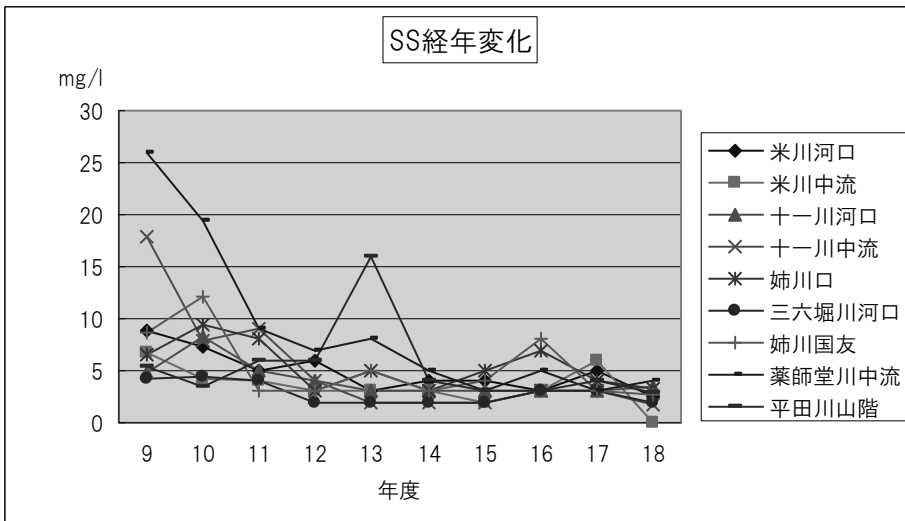
その他の項目の経年変化は次のとおりです。

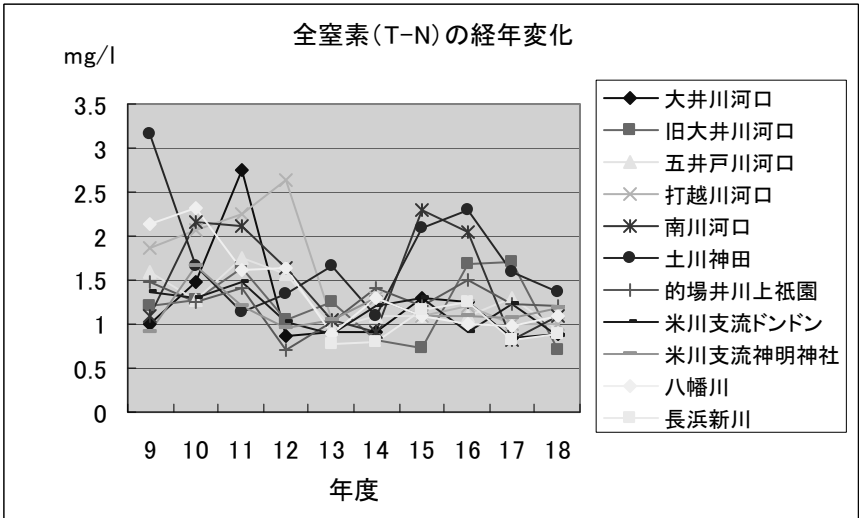
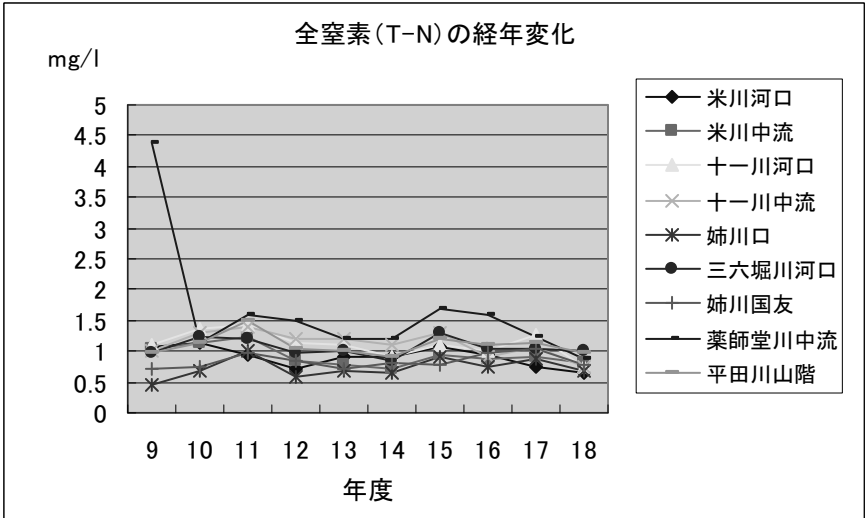
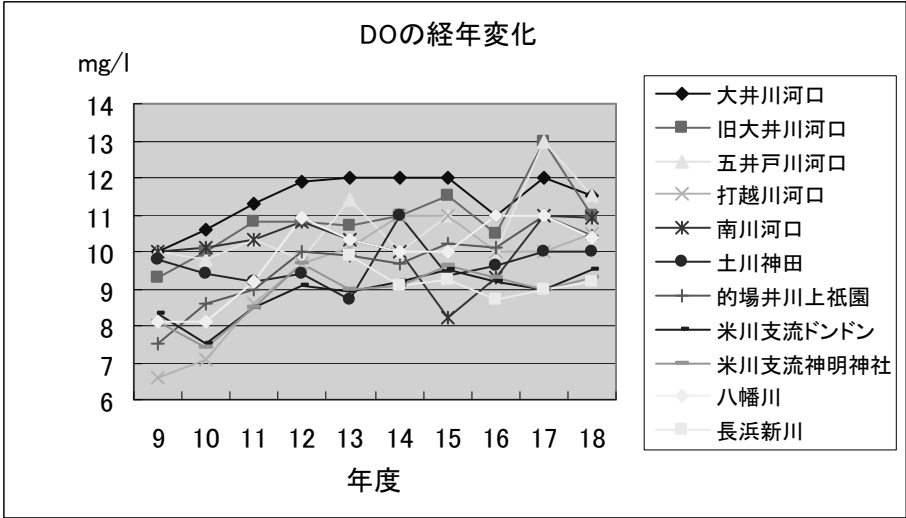
COD、SS、DOともに、横ばい状態となっています。

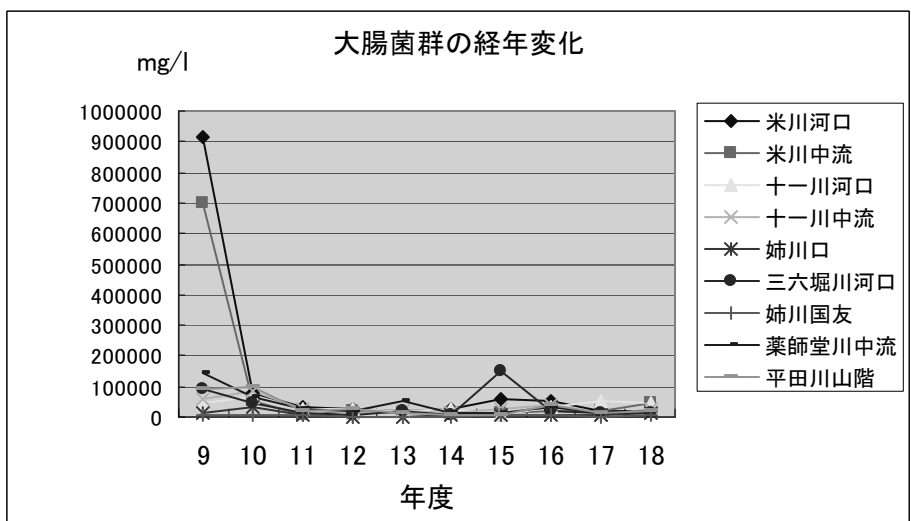
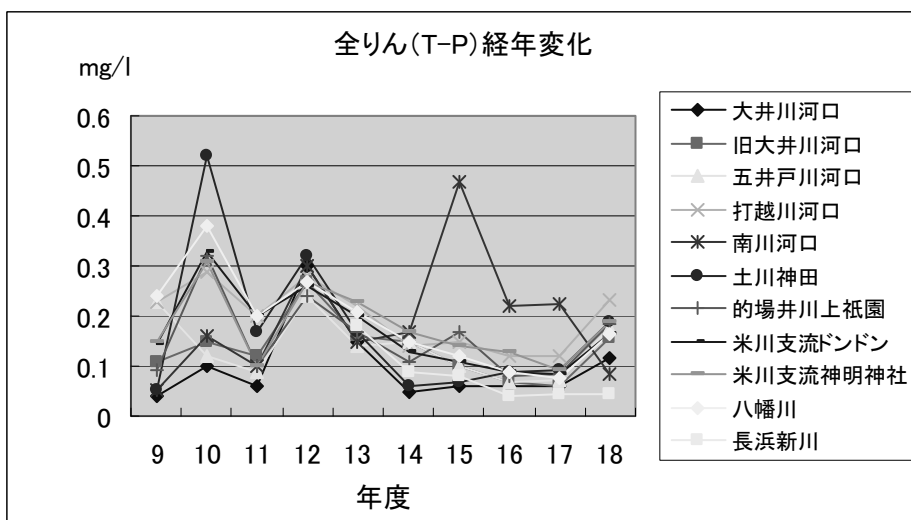
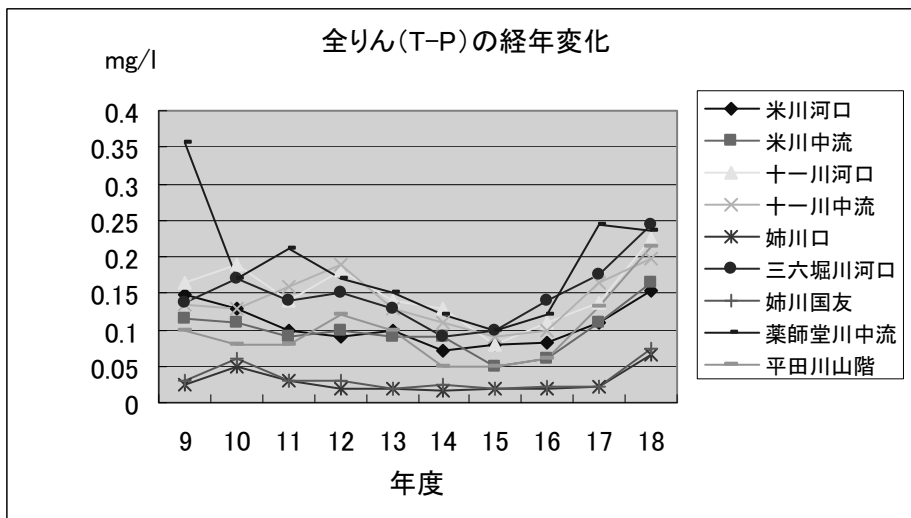
富栄養化項目について、全窒素は、ほとんどの河川が横ばい状態にあります。全りんについては増加傾向が見られます。

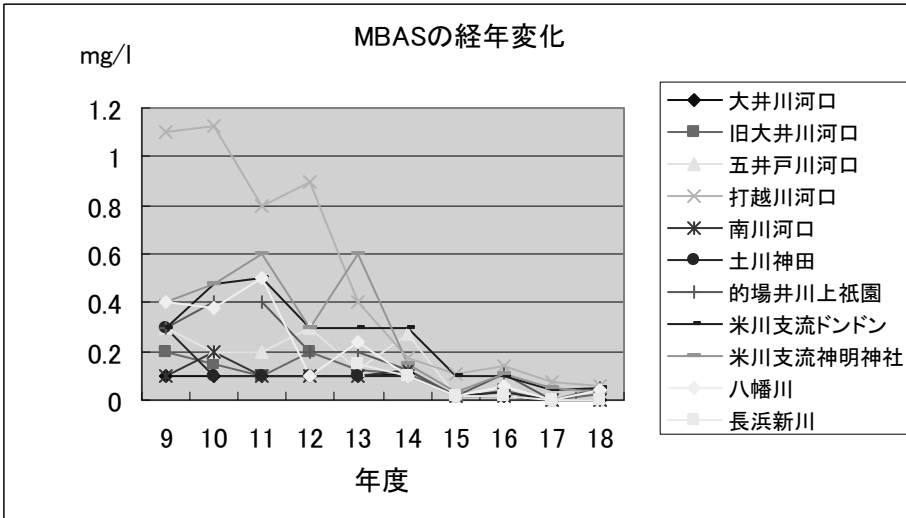
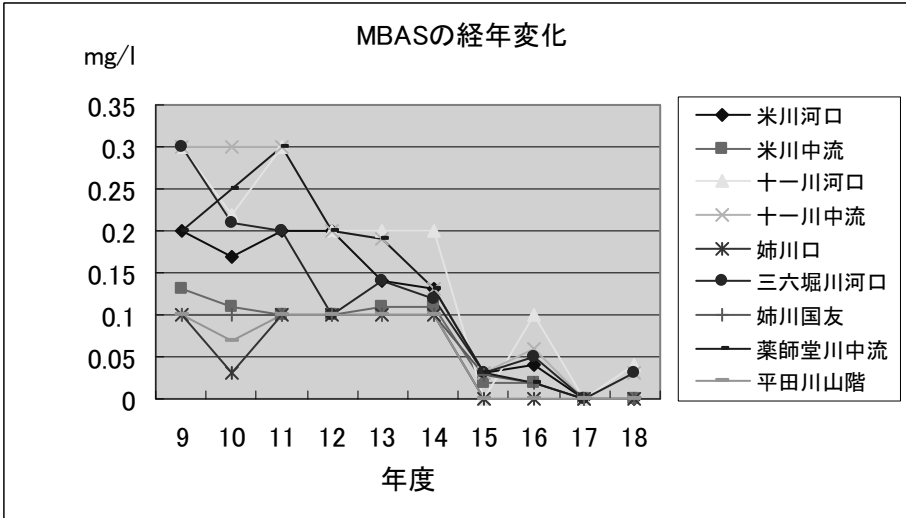
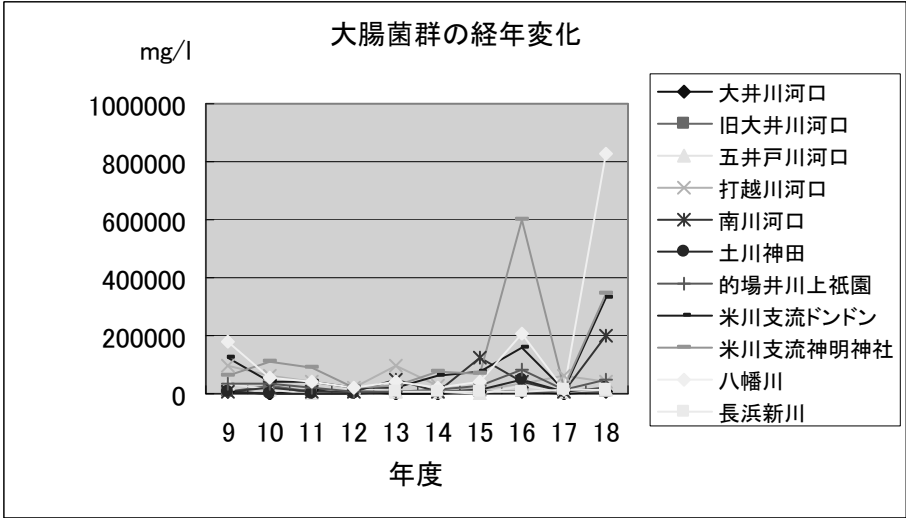
大腸菌、MBA Sについては、一部の河川において増加していました。











6 評価

市街地を流れる河川は、生活排水の影響も考えられ、他の河川と比べて汚染度が高くなっています。

また、過去数年間においては、改善の度合いが鈍く横ばい状態が続いており、今後とも監視の継続と併せて下水道、合併浄化槽の普及が必要であると考えられます。

人の健康に直接被害を及ぼす項目については、各地点とも不検出であり、問題ないものと考えられます。

公共用水域測定結果表 (2:米川中流)

年	月	日	H18.4.19	H18.5.17	H18.6.21	H18.7.26	H18.8.8	H18.9.20	H18.10.18	H18.11.15	H18.12.13	H9.1.18	H19.2.21	H19.3.14
採取時刻			9:40	9:30	9:40	9:45	9:50	11:05	9:45	9:40	9:55	10:10	9:50	9:55
天候(当日)			曇	曇	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇後雨	小雨	晴	曇
気温(度)			16.5	21.0	27.0	31.0	31.5	28.0	22.5	10.5	10.0	7.5	12.0	7.0
水温(度)			12.0	15.0	18.5	20.5	21.0	19.0	17.0	13.0	12.0	10.0	10.0	9.0
採取位置			右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸
採水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH			7.8	8.2	8.3	8.2	8.4	8.2	8.1	7.8	7.7	8.1	7.9	7.7
DO (mg/l)			10	10	11	9.0	12	11	11	9.0	10	10	11	11
BOD (mg/l)			2.1	1.1	1.1	1.2	2.7	1.1	1.5	1.3	1.7	1.6	0.6	1.7
COD (mg/l)			0.59	1.4	0.79	0.4	4.1	0.4	1.6	0.6	< 0.5	0.8	0.9	1.6
SS (mg/l)			2	6	4	2	5	< 1	< 1	3	< 1	< 1	< 1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			13000	7900	7900	130000	330000	33000	7900	7900	23000	7900	7900	33000
カドミウム (mg/l)			< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)			< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
総水銀 (mg/l)			< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
ひ素 (mg/l)			< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
PCB (mg/l)														
六価クロム (mg/l)			< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)			0.27	0.19	0.32	0.29	0.20	0.25	0.26	0.047	0.0057	0.042	0.040	0.049
全窒素 (mg/l)			0.54	0.79	1.1	0.97	0.93	1.1	0.56	0.40	0.81	0.58	0.90	1.0
Kj-N (mg/l)			0.24	0.24	0.72	0.48	0.72	0.48	0	0.24	0.24	0.24	0.12	0.26
NO ₂ -N (mg/l)			0.0057	0.014	0.0074	0.011	0.0048	0.0053	0.0046	0.0016	0.010	0.010	0.010	0.008
NO ₃ -N (mg/l)			0.29	0.54	0.39	0.48	0.21	0.57	0.56	0.16	0.56	0.33	0.77	0.76
MB活性物質 (mg/l)			< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.03	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
平均														
最大														
最小														

公共用水域測定結果表 (3:十一川河口)

年	月	日	H18.4.19	H18.5.17	H18.6.21	H18.7.26	H18.8.8	H18.9.20	H18.10.18	H18.11.15	H18.12.13	H9.1.18	H19.2.21	H19.3.14
採取時刻			10:10	10:20	10:10	10:10	10:30	11:30	10:20	10:25	10:22	10:40	10:40	10:25
天候(当日)			曇	曇	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇後雨	小雨	晴	曇
気温(度)			18.0	20.0	27.5	29.0	34.5	27.5	22.0	13.0	11.0	7.5	12.0	8.0
水温(度)			14.5	17.0	22.0	27.0	26.0	21.0	17.5	13.0	12.0	10.0	11.0	9.0
採取位置			右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸
採水水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
P H			8.0	8.3	8.3	8.5	8.5	8.4	8.3	7.9	7.9	8.1	8.1	8.0
DO (mg/l)			10	11	11	9.0	13	12	13	10	10	9.4	11	11
BOD (mg/l)			2.1	1.3	1.9	2.0	1.6	2.0	1.1	1.5	1.5	1.8	1.5	2.5
COD (mg/l)			1.6	1.4	1.8	2.0	2.0	1.8	2.7	1.0	0.6	1.2	1.7	2.1
SS (mg/l)			2	4	2	5	7	5	4	4	< 1	1	1	5
大腸菌群数(MPN/100ML)			24000	13000	24000	33000	330000	17000	13000	13000	7900	33000	7900	33000
カドミウム (mg/l)				< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)				< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)				ND			ND			ND			ND	ND
総水銀 (mg/l)				< 0.0005										< 0.0005
ひ素 (mg/l)				< 0.005										< 0.005
PCB (mg/l)				ND										ND
六価クロム (mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全りん (mg/l)			0.40	0.28	0.32	0.28	0.30	0.27	0.30	0.058	0	0.102	0.279	0.123
全窒素 (mg/l)			0.93	0.79	0.84	0.71	0.67	0.81	0.80	0.70	0.24	0.38	0.97	1.03
KJ-N (mg/l)			0.48	0.24	0.48	0.48	0.24	0.24	0.24	0.48	0.24	0	0.26	0.28
NO ₂ -N (mg/l)			0.021	0.021	0.020	0.013	0.014	0.0094	0.0096	0.019	0.020	0.029	0.019	0.019
NO ₃ -N (mg/l)			0.43	0.53	0.34	0.22	0.42	0.56	0.55	0.20	0.62	0.35	0.69	0.73
MB活性物質 (mg/l)			< 0.02	0.06	< 0.02	< 0.02	0.06	0.04	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.03	0.06	0.06
平均														
最大														
最小														

公共用水域測定結果表

(4:十一川中流)

年	月	日	H18.4.19	H18.5.17	H18.6.21	H18.7.26	H18.8.8	H18.9.20	H18.10.18	H18.11.15	H18.12.13	H9.1.18	H19.2.21	H19.3.14
採取時刻			10:20	11:50	10:48	10:30	11:27	11:40	10:30	11:20	10:35	10:50	12:00	10:33
天候(当日)			曇	曇	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇後雨	小雨	晴	曇
気温(度)			19.0	20.5	27.5	31.5	35.5	28.0	23.5	12.5	11.0	6.5	13.5	9.0
水温(度)			14.5	16.5	24.0	22.0	24.5	20.5	17.5	14.0	12.0	10.0	12.0	9.0
採取位置			中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
P H			8.1	8.6	8.9	8.3	8.7	8.4	8.3	8.0	7.9	8.1	8.3	8.0
DO (mg/l)			12	12	16	11	13	12	12	11	11	10	13	12
BOD (mg/l)			2.9	0.82	0.97	1.4	1.8	1.4	0.7	1.4	1.5	2	1.0	2.1
COD (mg/l)			1.8	1.6	1.4	0.6	2.0	1.2	2.2	1.2	0.8	1.0	1.5	1.9
SS (mg/l)			2	1	2	2	3	2	< 1	1	< 1	5	< 1	1
大腸菌群数(MPN/100ML)			13000	7900	4900	49000	110000	49000	7900	7900	13000	13000	2300	3300
カドミウム (mg/l)				< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)				< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)				ND			ND			ND			ND	ND
総水銀 (mg/l)				< 0.0005									< 0.0005	< 0.0005
ひ素 (mg/l)				< 0.005									< 0.005	< 0.005
POB (mg/l)														
六価クロム (mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)			0.27	0.32	0.31	0.29	0.31	0.28	0.30	0.059	0	0.083	0.077	0.081
全窒素 (mg/l)			0.79	0.78	0.87	0.99	0.63	0.88	0.88	0.20	0.70	0.36	0.87	0.99
KJ-N (mg/l)			0.24	0.24	0.48	0.24	0.24	0.24	0.24	0	0	0	0.14	0.21
NO ₂ -N (mg/l)			0.030	0.016	0.0094	0.019	0.014	0.0088	0.0086	0.017	0.019	0.033	0.017	0.018
NO ₃ -N (mg/l)			0.52	0.52	0.38	0.73	0.38	0.63	0.63	0.18	0.68	0.33	0.71	0.76
MB活性物質 (mg/l)			< 0.02	< 0.02	0.03	0.04	0.02	0.03	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.03	0.03
平均														
最大														
最小														

公共用水域測定結果表

(7: 姉川国友)

年	月	日	H18.4.19	H18.5.17	H18.6.21	H18.7.26	H18.8.8	H18.9.20	H18.10.18	H18.11.15	H18.12.13	H9.1.18	H19.2.21	H19.3.14
採取時刻			10:15	9:50	10:00	10:55	10:00	10:45	10:25	9:50	10:05	10:30	10:20	9:55
天候(当日)			曇	曇	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇後雨	小雨	晴	曇
気温(度)			18.0	20.0	25.0	28.5	31.0	26.0	22.0	9.0	7.5	6.0	8.5	5.0
水温(度)			10.0	14.0	19.5	19.0	22.0	20.0	18.0	13.5	10.5	8.0	7.0	6.5
採取位置			左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸
採水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH			8.0	8.1	8.2	8.0	8.1	8.2	8.7	8.1	7.9	8.2	7.7	7.6
DO(mg/l)			11	11	9.0	9.0	9.0	9.0	13	11	12	12	12	12
BOD(mg/l)			1.1	0.46	0.82	0.5	0.5	0.7	0.6	1.1	1.6	1.7	< 0.5	1.3
COD(mg/l)			0.20	0.59	0.79	0.5	0.6	0.4	1.0	0.2	< 0.5	0.6	1.1	1.0
SS(mg/l)			6	3	3	9	1	2	< 1	< 1	< 1	< 1	2	2
大腸菌群数(MPN/100ML)			490	790	13000	3300	49000	7900	3300	230	1300	1300	330	330
カドミウム(mg/l)				< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛(mg/l)				< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン(mg/l)				ND			ND			ND			ND	ND
総水銀(mg/l)				< 0.0005									< 0.0005	< 0.0005
ひ素(mg/l)				< 0.005									< 0.005	< 0.005
PCB(mg/l)														
六価クロム(mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン(mg/l)			0.022	0.021	0.020	0.030	0.029	0.29	0.24	0.072	0.087	0.019	0.035	0.028
全窒素(mg/l)			0.64	0.52	0.73	1.06	0.72	0.90	1.1	0.58	0.80	0.74	0.86	0.72
KJ-N(mg/l)			0.24	0	0.24	0.48	0.24	0.24	0.48	0	0.24	0.24	0.14	0.07
NO ₂ -N(mg/l)			0.0007	0.0018	0.0040	0.0040	0.0022	0.002	0.002	0.0022	0.0007	0.002	0.002	0.002
NO ₃ -N(mg/l)			0.40	0.52	0.49	0.58	0.48	0.66	0.62	0.58	0.56	0.50	0.72	0.65
MB活性物質(mg/l)			< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
平均														
最大														
最小														

公共用水域測定結果表

(10:大井川河口)

年	月	日	H18.5.17	H18.11.15
採取時刻	11:05	11:05	曇	曇
天候(当日)	曇	曇		
気温(度)	20.0	13.5		
水温(度)	15.5	13.5		
採取位置	右岸	右岸		
採水深(m)	表層	表層		
透視度(cm)	> 50	> 50		
P H	8.0	8.0		
DO (mg/l)	12	11		
BOD (mg/l)	0.68	1.5		
COD (mg/l)	2.2	1.6		
SS (mg/l)	8	2		
大腸菌群数(MPN/100ML)	2300	7900		
カミウム (mg/l)	< 0.001			
鉛 (mg/l)	< 0.005			
シアン (mg/l)	ND			
総水銀 (mg/l)	< 0.0005			
ひ素 (mg/l)	< 0.005			
PCB (mg/l)	ND			
六価クロム (mg/l)	< 0.02			
全リン (mg/l)	0.16	0.073		
全窒素 (mg/l)	0.82	0.94		
KJ-N (mg/l)	0.24	0.24		
NO ₂ -N (mg/l)	0.018	0.012		
NO ₃ -N (mg/l)	0.56	0.69		
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02	< 0.02		
	平均	最大	最小	
	> 50	> 50	> 50	
	8.0	8.0	8.0	
	12	12	11	
	1.1	1.5	0.7	
	1.9	2.2	1.6	
	5	8	2	
	5100	7900	2300	
	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
	ND	ND	ND	
	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
	ND	ND	ND	
	< 0.02	< 0.02	< 0.02	
	0.12	0.16	0.073	
	0.88	0.94	0.82	
	0.24	0.24	0.24	
	0.015	0.018	0.012	
	0.63	0.69	0.56	
	< 0.02	< 0.02	< 0.02	

公共用水域測定結果表

(11:旧大井川河口)

年	月	日	H18.5.17	H18.11.15
採取時刻	10:45	10:50	曇	曇
天候(当日)	曇	曇		
気温(度)	20.0	12.0		
水温(度)	17.0	13.0		
採取位置	右岸	右岸		
採水深(m)	表層	表層		
透視度(cm)	> 50	> 50		
P H	8.3	8.5		
DO (mg/l)	12	10		
BOD (mg/l)	1.1	1.5		
COD (mg/l)	2.4	1.0		
SS (mg/l)	4	2		
大腸菌群数(MPN/100ML)	13000	4900		
カミウム (mg/l)	< 0.001			
鉛 (mg/l)	< 0.005			
シアン (mg/l)	ND			
総水銀 (mg/l)	< 0.0005			
ひ素 (mg/l)	< 0.005			
PCB (mg/l)				
六価クロム (mg/l)	< 0.02			
全リン (mg/l)	0.22	0.096		
全窒素 (mg/l)	0.53	0.88		
KJ-N (mg/l)	0	0.24		
NO ₂ -N (mg/l)	0.017	0.025		
NO ₃ -N (mg/l)	0.51	0.61		
MB活性物質 (mg/l)	0.03	< 0.02		
	平均	最大	最小	
	> 50	> 50	> 50	
	8.4	8.5	8.3	
	11	12	10	
	1.3	1.5	1.1	
	1.7	2.4	1.0	
	3	4	2	
	8950	13000	4900	
	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
	ND	ND	ND	
	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
	ND	ND	ND	
	< 0.02	< 0.02	< 0.02	
	0.16	0.22	0.096	
	0.70	0.88	0.53	
	0.12	0.24	0	
	0.021	0.025	0.017	
	0.56	0.61	0.51	
	0.025	0.03	< 0.02	

公共用水域測定結果表

(12:五井戸川河口)

年	月	日	H18.5.17	H18.11.15
採取時刻			10:38	10:51
天候(当日)			曇	曇
気温(度)			20.5	13.0
水温(度)			16.0	12.5
採取位置			右岸	右岸
採水深(m)			表層	表層
透視度(cm)			44	> 50
P H			7.9	8.3
DO (mg/l)			10	13
BOD (mg/l)			1.2	1.6
COD (mg/l)			2.7	1.4
SS (mg/l)			9	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			7900	13000
カドミウム (mg/l)			< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)			< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)			ND	ND
総水銀 (mg/l)			< 0.0005	< 0.0005
ヒ素 (mg/l)			< 0.005	< 0.005
PCB (mg/l)				
六価クロム (mg/l)			< 0.02	< 0.02
全少 (mg/l)			0.27	0.086
全窒素 (mg/l)			0.71	1.1
KJ-N (mg/l)			0.24	0.48
NO ₂ -N (mg/l)			0.030	0.025
NO ₃ -N (mg/l)			0.44	0.64
MB活性物質 (mg/l)			< 0.02	< 0.02
			< 0.02	< 0.02
平均			47	44
最大			8.3	7.9
最小			10	1.2
			2.7	1.4
			5	< 1
			10450	7900
			< 0.001	< 0.001
			< 0.005	< 0.005
			ND	ND
			< 0.0005	< 0.0005
			< 0.005	< 0.005
			< 0.02	< 0.02
			0.18	0.27
			0.93	1.1
			0.36	0.48
			0.028	0.030
			0.54	0.64
			< 0.02	< 0.02

公共用水域測定結果表

(13:打越川河口)

年	月	日	H18.5.17	H18.8.8	H18.11.15	H19.2.21
採取時刻			10:30	10:40	10:40	10:55
天候(当日)			曇	晴	曇	晴
気温(度)			20.0	34.0	13.5	10.0
水温(度)			17.0	25.0	11.5	10.0
採取位置			中央	中央	中央	中央
採水深(m)			表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50
P H			8.2	8.7	8.0	8.0
DO (mg/l)			10	12	9.0	11
BOD (mg/l)			2.5	0.7	3.2	2.3
COD (mg/l)			3.1	2.5	2.3	2.8
SS (mg/l)			3	1	2	2
大腸菌群数(MPN/100ML)			33000	79000	33000	33000
カドミウム (mg/l)			< 0.001			< 0.001
鉛 (mg/l)			< 0.005			< 0.005
シアン (mg/l)			ND			ND
総水銀 (mg/l)			< 0.0005			< 0.0005
ヒ素 (mg/l)			< 0.005			< 0.005
PCB (mg/l)						
六価クロム (mg/l)			< 0.02			< 0.02
全少 (mg/l)			0.25	0.48	0.082	0.12
全窒素 (mg/l)			0.88	0.89	1.4	0.82
KJ-N (mg/l)			0.24	0.48	0.72	0.35
NO ₂ -N (mg/l)			0.031	0.012	0.057	0.023
NO ₃ -N (mg/l)			0.61	0.40	0.66	0.45
MB活性物質 (mg/l)			0.03	< 0.02	0.07	0.12
			< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
平均			8.2	8.7	8.0	8.2
最大			10	12	9.0	11
最小			2.5	0.7	3.2	2.3
			3.1	2.5	2.3	2.8
			3	1	2	2
			33000	79000	33000	33000
			< 0.001			< 0.001
			< 0.005			< 0.005
			ND			ND
			< 0.0005			< 0.0005
			< 0.005			< 0.005
			< 0.02			< 0.02
			0.25	0.48	0.082	0.12
			0.88	0.89	1.4	0.82
			0.24	0.48	0.72	0.35
			0.031	0.012	0.057	0.023
			0.61	0.40	0.66	0.45
			0.03	< 0.02	0.07	0.12
			< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02

公共用水域測定結果表

(15:南川河口)

年	月	日	H18.5.17	H18.8.8	H18.11.15	H19.2.21
採取時刻	11:00	11:05	11:00	11:05	11:15	11:35
天候(当日)	曇	晴	曇	曇	晴	晴
気温(度)	19.0	32.5	12.0	12.0	11.0	11.0
水温(度)	16.0	27.0	12.0	12.0	10.5	10.5
採取位置	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	25	>50	>50	>50	>50	>50
P H	7.6	7.9	8.0	7.7	7.7	7.7
DO (mg/l)	10	9.6	12	12	11	11
BOD (mg/l)	1.6	1.4	1.2	1.1	1.3	1.6
COD (mg/l)	3.9	3.8	2.1	2.2	3.0	3.9
SS (mg/l)	16	6	1	3	6	16
大腸菌群数(MPN/100ML)	3300	790000	3300	3300	199975	790000
カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シアン (mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND	ND
総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ひ素 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
PCB (mg/l)						
六価クロム (mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
全りん (mg/l)	0.11	0.11	0.070	0.040	0.083	0.11
全窒素 (mg/l)	0.98	0.95	1.2	1.1	1.0	1.2
Kj-N (mg/l)	0.54	0.50	0.34	0.24	0.41	0.54
NO ₂ -N (mg/l)	0.033	0.013	0.018	0.015	0.020	0.033
NO ₃ -N (mg/l)	0.41	0.44	0.089	0.80	0.43	0.80
MB活性物質 (mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	平均	最大	最小			
	44	>50	25			
	7.8	8	7.6			
	11	12	9.6			
	1.3	1.6	1.1			
	3.0	3.9	2.1			
	6	16	1			
	199975	790000	3300			
	<0.001	<0.001	<0.001			
	<0.005	<0.005	<0.005			
	ND	ND	ND			
	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
	<0.005	<0.005	<0.005			
	<0.02	<0.02	<0.02			
	0.083	0.11	0.040			
	1.0	1.2	0.95			
	0.41	0.54	0.24			
	0.020	0.033	0.013			
	0.43	0.80	0.089			
	<0.02	<0.02	<0.02			
	<0.02	<0.02	<0.02			

公共用水域測定結果表

(16:土川神田)

年	月	日	H18.5.17	H18.11.15
採取時刻	11:15	11:28		
天候(当日)	曇	曇		
気温(度)	20.0	13.5		
水温(度)	17.0	11.5		
採取位置	左岸	左岸		
採水水深(m)	表層	表層		
透視度(cm)	43	>50		
P H	7.8	7.7		
DO (mg/l)	10	10		
BOD (mg/l)	1.2	2.6		
COD (mg/l)	3.7	2.5		
SS (mg/l)	7	24		
大腸菌群数(MPN/100ML)	33000	4900		
カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001		
鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005		
シアン (mg/l)	ND	ND		
総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005		
ひ素 (mg/l)	<0.005	<0.005		
PCB (mg/l)				
六価クロム (mg/l)	<0.02	<0.02		
全りん (mg/l)	0.26	0.12		
全窒素 (mg/l)	1.0	1.7		
Kj-N (mg/l)	0.48	0.72		
NO ₂ -N (mg/l)	0.042	0.10		
NO ₃ -N (mg/l)	0.51	0.89		
MB活性物質 (mg/l)	<0.02	<0.02		
	平均	最大		
	46.5	>50		
	7.8	7.8		
	10	10		
	1.9	2.6		
	3.1	3.7		
	16	24		
	18950	33000		
	<0.001	<0.001		
	<0.005	<0.005		
	ND	ND		
	<0.0005	<0.0005		
	<0.005	<0.005		
	<0.02	<0.02		
	0.19	0.26		
	1.4	1.7		
	0.60	0.72		
	0.071	0.10		
	0.70	0.89		
	<0.02	<0.02		

公共用水域測定結果表

(17: 的場井川祇園)

年	月	日	H18.5.17	H18.8.8	H18.11.15	H19.2.21
採取時刻			10:35	10:55	10:35	11:05
天候(当日)			曇	晴	曇	晴
気温(度)			20.0	33.0	12.0	10.0
水温(度)			16.0	22.5	13.5	10.0
採取位置			中央	中央	中央	中央
採水深(m)			> 50	> 50	> 50	> 50
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50
P H			8.4	8.6	8.0	7.9
DO (ng/l)			12	11	9.0	9.7
BOD (ng/l)			2.4	1.6	1.5	1.5
COD (ng/l)			2.9	1.2	0.6	1.9
SS (ng/l)			1	3	2	1
大腸菌群数(MPN/100ML)			13000	170000	13000	7900
カドミウム (ng/l)			< 0.001			< 0.001
鉛 (ng/l)			< 0.005			< 0.005
シアン (ng/l)			ND			ND
総水銀 (ng/l)			< 0.0005			< 0.0005
ヒ素 (ng/l)			< 0.005			< 0.005
PCB (ng/l)						
六価クロム (ng/l)			< 0.02			< 0.020
全リン (ng/l)			0.21	0.35	0.089	0.084
全窒素 (ng/l)			1.2	1.2	1.6	1.2
Kj-N (ng/l)			0.72	0.72	0.48	0.22
NO ₂ -N (ng/l)			0.032	0.013	0.024	0.026
NO ₃ -N (ng/l)			0.47	0.47	1.1	0.58
MB活性物質 (ng/l)			0.06	0.07	< 0.02	0.04
平均			> 50	> 50	> 50	> 50
最大			8.2	8.6	8.6	7.9
最小			7.9	7.9	7.9	7.9

公共用水域測定結果表

(18: 米川支流とんどん)

年	月	日	H18.5.17	H18.8.8	H18.11.15	H19.2.21
採取時刻			9:40	10:00	9:50	10:00
天候(当日)			曇	晴	曇	晴
気温(度)			20.0	32.5	13.5	10.0
水温(度)			15.0	21.0	12.5	10.5
採取位置			中央	中央	中央	中央
採水深(m)			> 50	> 50	> 50	> 50
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50
P H			8.0	8.2	7.8	8.0
DO (ng/l)			10	9.0	9.0	9.8
BOD (ng/l)			1.1	0.9	1.8	0.9
COD (ng/l)			1.8	1.4	1.0	1.2
SS (ng/l)			7	2	3	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			24000	1300000	7900	3300
カドミウム (ng/l)			< 0.001			< 0.001
鉛 (ng/l)			< 0.005			< 0.005
シアン (ng/l)			ND			ND
総水銀 (ng/l)			< 0.0005			< 0.0005
ヒ素 (ng/l)			< 0.005			< 0.005
PCB (ng/l)						
六価クロム (ng/l)			< 0.02			< 0.02
全リン (ng/l)			0.15	0.34	0.078	0.084
全窒素 (ng/l)			0.78	0.76	1.1	0.85
Kj-N (ng/l)			0.24	0.24	0.48	0.18
NO ₂ -N (ng/l)			0.015	0.018	0.019	0.018
NO ₃ -N (ng/l)			0.52	0.5	0.6	0.65
MB活性物質 (ng/l)			0.06	< 0.02	0.07	0.04
平均			< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
最大			8.0	8.2	8.0	8.0
最小			7.8	7.8	7.8	7.8

公共用水域測定結果表

(19:米川支流神明神社)

年	月	日	H18.5.17	H18.8.8	H18.11.15	H19.2.21
採取時刻	9:50	10:05	9:58	10:10	10:10	10:10
天候(当日)	曇	晴	曇	晴	晴	晴
気温(度)	19.0	31.5	13.5	14.0	14.0	14.0
水温(度)	15.0	22.0	12.0	11.0	11.0	11.0
採取位置	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水水深(m)						
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
P H	7.9	8.2	7.9	9.2	9.2	7.9
DO (mg/l)	10	10	9.0	8.1	8.1	8.1
BOD (mg/l)	1.3	1.1	1.9	4.2	4.2	1.1
COD (mg/l)	1.8	1.8	1.0	3.8	3.8	1.0
SS (mg/l)	7	1	3	22	22	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	13000	1300000	49000	13000	13000	13000
カドミウム (mg/l)	< 0.001					< 0.001
鉛 (mg/l)	< 0.005					< 0.005
シアン (mg/l)	ND					ND
総水銀 (mg/l)	< 0.0005					< 0.0005
ひ素 (mg/l)	< 0.005					< 0.005
POB (mg/l)						
六価クロム (mg/l)	< 0.02					< 0.02
全リン (mg/l)	0.11	0.36	0.083	0.21	0.19	0.083
全窒素 (mg/l)	1.0	0.95	1.4	1.3	1.2	0.95
Kj-N (mg/l)	0.48	0.48	0.72	0.8	0.62	0.48
NO ₂ -N (mg/l)	0.016	0.019	0.014	0.036	0.021	0.014
NO ₃ -N (mg/l)	0.55	0.45	0.66	0.47	0.53	0.45
MB活性物質 (mg/l)	0.03	< 0.02	< 0.02	0.05	0.03	< 0.02
平均	> 50	8.3	9.2	9.2	9.2	7.9
最大	> 50	9.2	10	8.1	8.1	8.1
最小	> 50	8.3	7.9	9.2	9.2	7.9

公共用水域測定結果表

(21:八幡川)

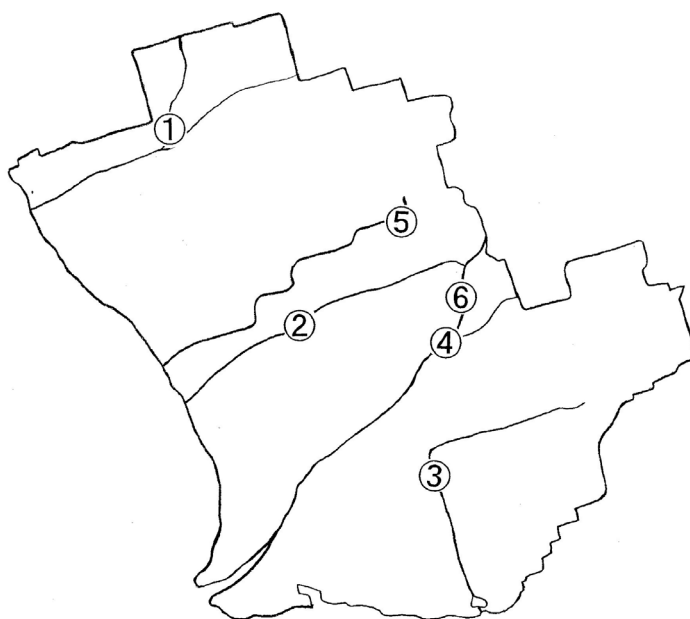
年	月	日	H18.5.17	H18.8.8	H18.11.15	H19.2.21
採取時刻	11:20	11:10	11:20	11:10	11:35	11:20
天候(当日)	曇	晴	曇	晴	曇	晴
気温(度)	20.0	32.0	20.0	32.0	12.0	11.5
水温(度)	17.0	26.0	17.0	26.0	14.0	11.5
採取位置	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水水深(m)						
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
P H	7.8	8.7	7.8	8.7	7.7	7.7
DO (mg/l)	10	12	10	10	9.6	9.6
BOD (mg/l)	1.4	1.5	2.1	2.1	2.4	1.4
COD (mg/l)	2.4	2.9	1.0	2.6	2.6	1.0
SS (mg/l)	6	4	1	2	2	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	4900	3300000	13000	4900	3300000	4900
カドミウム (mg/l)	< 0.001					< 0.001
鉛 (mg/l)	< 0.005					< 0.005
シアン (mg/l)	ND					ND
総水銀 (mg/l)	< 0.0005					< 0.0005
ひ素 (mg/l)	< 0.005					< 0.005
POB (mg/l)						
六価クロム (mg/l)	< 0.02					< 0.02
全リン (mg/l)	0.080	0.43	0.056	0.16	0.087	0.056
全窒素 (mg/l)	0.8	1.1	1.2	1.1	1.3	0.82
Kj-N (mg/l)	0.24	0.48	0.48	0.44	0.57	0.24
NO ₂ -N (mg/l)	0.024	0.036	0.039	0.034	0.037	0.024
NO ₃ -N (mg/l)	0.56	0.54	0.67	0.63	0.73	0.54
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02	< 0.02	0.03	0.10	0.10	< 0.02
平均	< 0.001	8.0	8.0	8.0	8.0	7.7
最大	< 0.001	8.0	8.0	8.0	8.0	7.7
最小	< 0.001	8.0	8.0	8.0	8.0	7.7

(2) 水質調査結果 (旧びわ町)

1 概要

市内の主要な河川の水質の状況を把握するため、今年度についても、6地点において調査を実施しました。

2 調査地点 [旧びわ町]



- | | | |
|--------|-------|-------|
| ① 丁野木川 | ③ 川道川 | ⑤ 中川 |
| ② 田川 | ④ 姉川 | ⑥ 高時川 |

3 調査頻度

■年4回調査

4 調査方法

委託による調査

■調査項目

気温、水温、透視度、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全りん

5 調査結果

①昨年との比較

有機汚濁項目について、BODにおいては減少傾向で、CODにおいては大きな変動はなく、全体的にほぼ横ばい状態となっています。

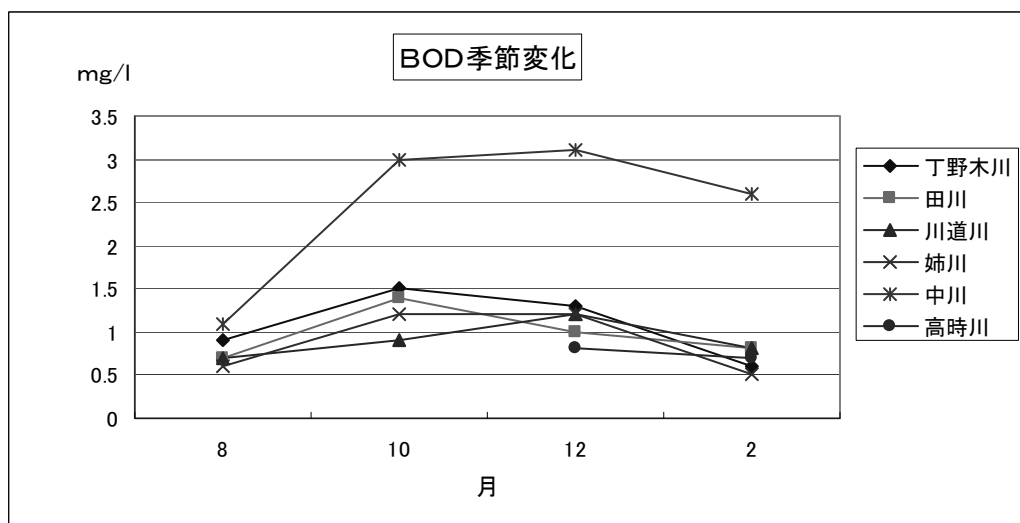
富栄養化項目についても、河川ごとの変動は見られますが、全体的に横ばいの状態にあります。

大腸菌については全体的に増加傾向にあります。

	BOD		COD		総窒素(T-N)		総リン(T-P)		SS		大腸菌群		DO	
	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
丁野木川	2.2	1.1	2.7	2.6	0.84	0.85	0.048	0.044	3.8	2.3	7733	14375	11	11
田川	1.8	0.98	2.4	2.5	0.79	0.80	0.039	0.058	2.3	2.8	3020	15132	12	11
川道川	2.2	0.90	2.4	2.0	0.66	0.86	0.050	0.060	1.9	1.8	6025	15172	11	10
姉川	1.8	0.88	1.9	1.5	0.62	0.68	0.031	0.027	3.1	5.0	2225	5430	11	11
中川	3.7	2.5	4.6	4.0	0.94	1.4	0.162	0.22	16	10	8703	23525	8.3	8.3
高時川	1.7	0.75	2.0	1.6	0.53	0.75	0.023	0.026	3.7	9.5	2921	965	11	12

②季節変化

BODの季節変化を次に示します。中川以外において10月時にレベルが高くなり、それ以降は減少して一定の値で推移するのが特徴としてあげられます。年間を通じて、どの河川も1~3.5mg/lの値で推移しています。



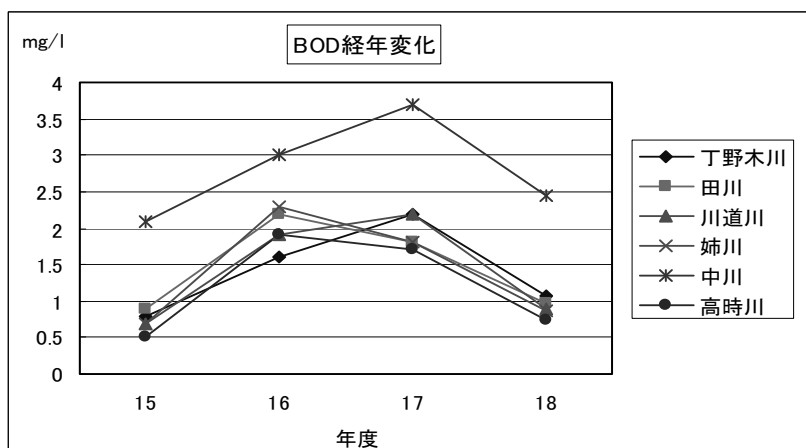
③経年変化

〈BOD〉

BODの経年変化は次のとおりです。

中川については他の河川に比べ高い数値で推移しています。

全体的には、1～4mg/lのあいだで各地点推移しています。



〈その他の項目〉

その他の項目の経年変化は次のとおりです。

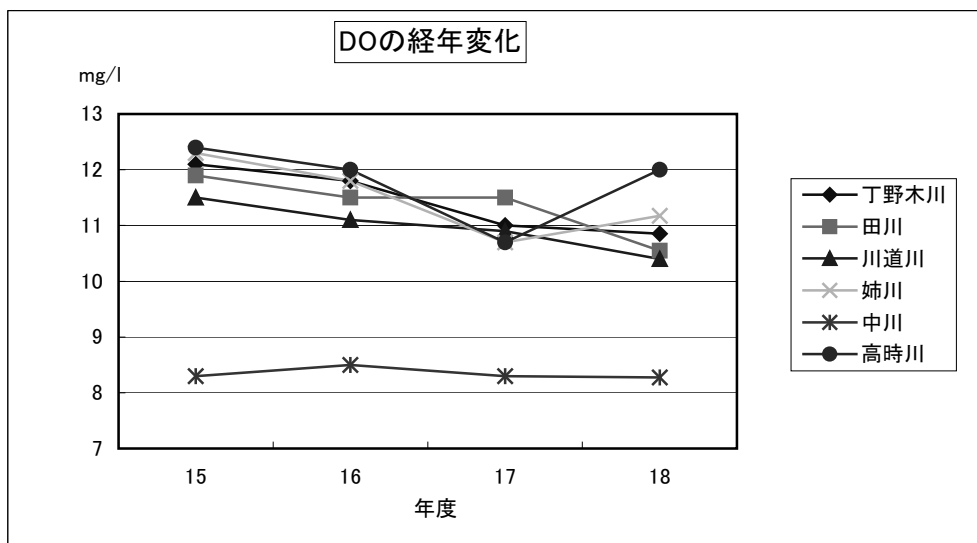
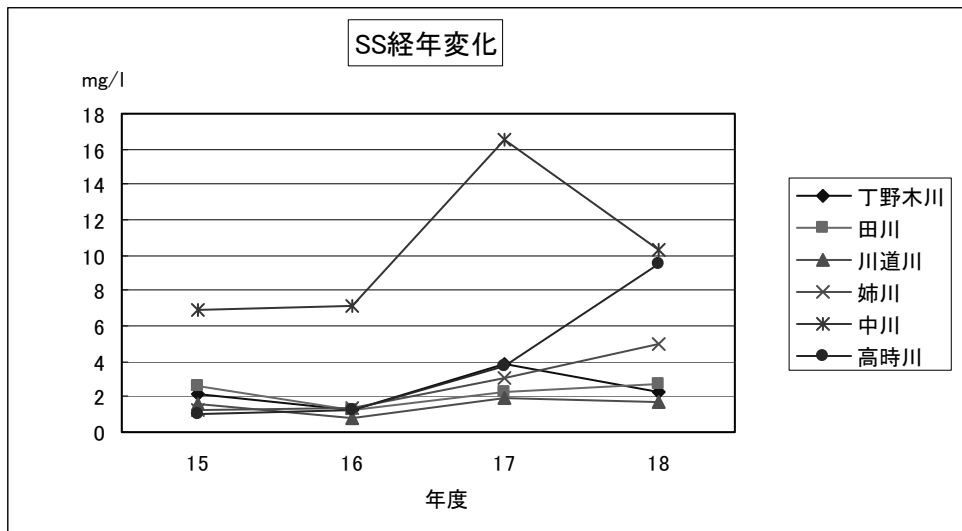
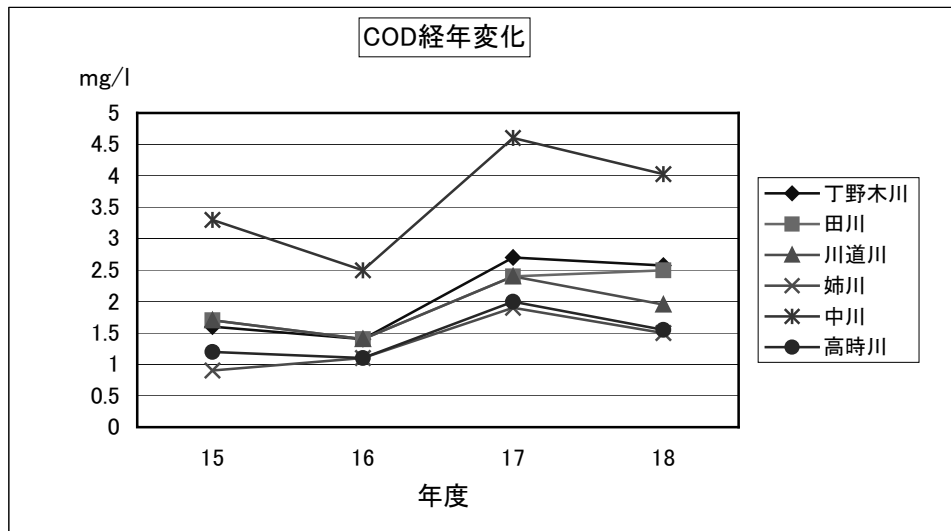
CODについては、各河川とも昨年に比べやや減少しています。全体的には低いレベルを維持しています。

SSについては、河川間のレベル差は小さくなっていますが増加傾向にあります。

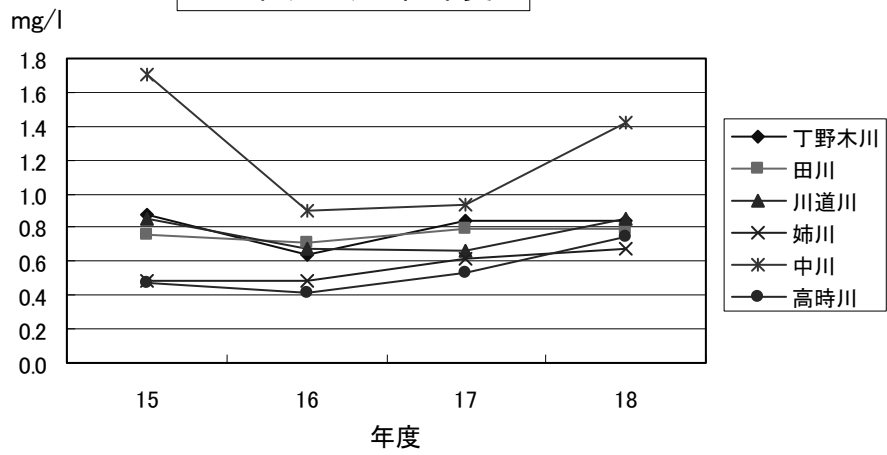
DOについては、各河川において横ばい傾向にあります。

富栄養化項目の全窒素および全りんについても、ほとんどの河川が横ばい状態にあります。

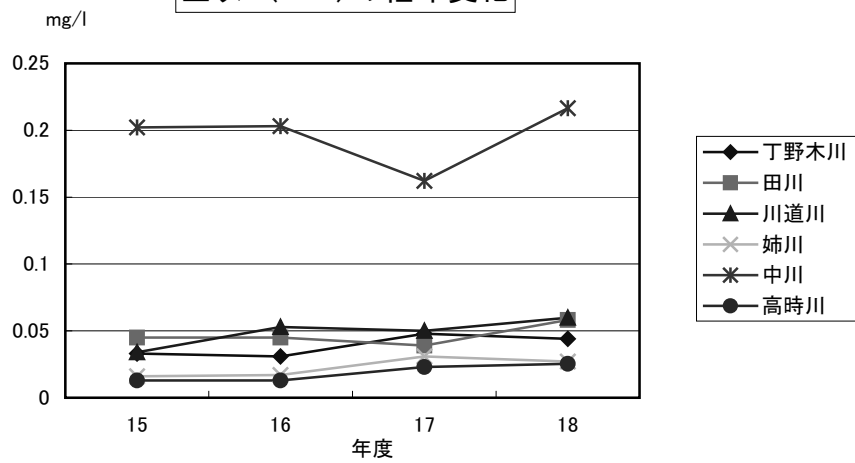
大腸菌については、増加傾向の河川がみられます。



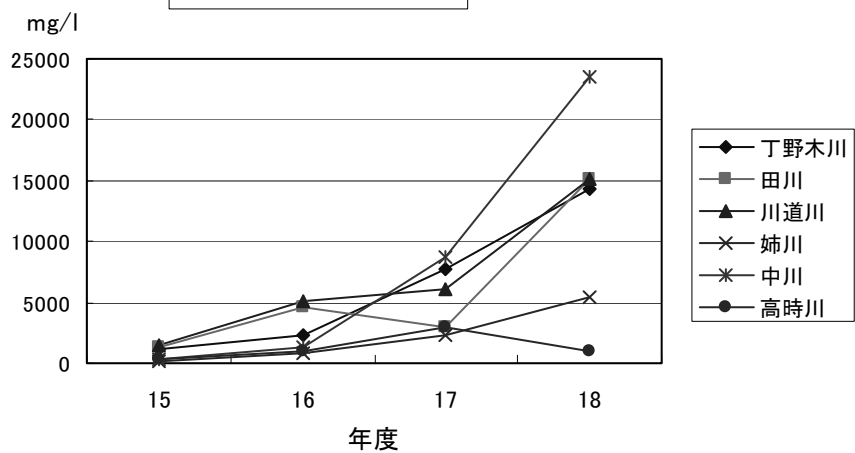
全窒素(T-N)の経年変化



全リン(T-P)の経年変化



大腸菌群の経年変化



6 評価

ここ数年、改善の度合いが鈍く横ばい状態が続いており、今後とも監視の継続が必要であると考えられます。

公共用水域測定結果表

(1: 野木川)

年	月	日	H18.8.28	H18.10.13	H18.12.8	H19.2.20
P H	測定時水温 (度)		24.7	17.7	10.9	8.4
採取	位置		中央	中央	中央	中央
採水	水深 (m)		表層	表層	表層	表層
透視	度 (cm)		> 50	> 50	> 50	> 50
P H	(mg/l)		7.6	8.0	7.9	7.4
DO	(mg/l)		8.4	11	12	12
BOD	(mg/l)		0.9	1.5	1.3	0.6
COD	(mg/l)		4.9	1.9	2.0	1.5
SS	(mg/l)		3	< 1	2	3
大腸菌群数(MPN/100ML)	(ng/l)		49000	4900	2300	1300
カドミウム	(ng/l)					
全リン	(mg/l)		0.057	0.050	0.032	0.037
全窒素	(mg/l)		0.39	0.70	1.4	0.93
			平均	最大	最小	
			> 50	> 50	> 50	> 50
			7.7	8.0	7.4	
			11	12	12	8.4
			1.1	1.5	0.6	
			2.6	4.9	1.5	
			2	3	< 1	
			14375	49000	1300	
			0.044	0.057	0.032	
			0.85	1.36	0.39	

公共用水域測定結果表

(3: 川道川)

年	月	日	H18.8.28	H18.10.13	H18.12.8	H19.2.20
P H	測定時水温 (度)		24.4	18.0	12.0	9.4
採取	位置		中央	中央	中央	中央
採水	水深 (m)		表層	表層	表層	表層
透視	度 (cm)		> 50	> 50	> 50	> 50
P H	(mg/l)		7.6	7.8	7.8	7.7
DO	(mg/l)		8.6	10	11	12
BOD	(mg/l)		0.7	0.9	1.2	0.8
COD	(mg/l)		2.5	1.6	2.1	1.6
SS	(mg/l)		3	1	2	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	(ng/l)		49000	7900	3300	490
カドミウム	(ng/l)					
全リン	(mg/l)		0.083	0.045	0.055	0.046
全窒素	(mg/l)		0.62	0.71	1.2	0.95
			平均	最大	最小	
			> 50	> 50	> 50	> 50
			7.7	7.8	7.8	7.6
			10	12	12	8.6
			0.90	1.2	1.2	0.7
			2.0	2.5	2.5	1.6
			2	3	3	1
			15172	49000	49000	490
			0.060	0.083	0.083	0.046
			0.86	1.2	1.2	0.62

公共用水域測定結果表

(2: 田川)

年	月	日	H18.8.28	H18.10.13	H18.12.8	H19.2.20
P H	測定時水温 (度)		27.1	17.7	11.4	8.0
採取	位置		中央	中央	中央	中央
採水	水深 (m)		表層	表層	表層	表層
透視	度 (cm)		> 50	> 50	> 50	> 50
P H	(mg/l)		7.7	7.8	7.8	7.5
DO	(mg/l)		9.2	10	11	12
BOD	(mg/l)		0.7	1.4	1.0	0.8
COD	(mg/l)		3.9	2.5	2.0	1.6
SS	(mg/l)		2	2	3	4
大腸菌群数(MPN/100ML)	(ng/l)		49000	7900	3300	330
カドミウム	(ng/l)					
全リン	(mg/l)		0.081	0.064	0.049	0.039
全窒素	(mg/l)		0.50	0.75	1.1	0.87
			平均	最大	最小	
			> 50	> 50	> 50	> 50
			7.7	7.8	7.8	7.5
			11	12	12	9.2
			0.98	1.4	1.4	0.7
			2.5	3.9	3.9	1.6
			2.8	4	4	2
			15132	49000	49000	330
			0.058	0.081	0.081	0.039
			0.80	1.1	1.1	0.50

公共用水域測定結果表

(4: 姉川)

年	月	日	H18.8.28	H18.10.13	H18.12.8	H19.2.20
P H	測定時水温 (度)		24.8	18.4	8.3	6.7
採取	位置		中央	中央	中央	中央
採水	水深 (m)		表層	表層	表層	表層
透視	度 (cm)		> 50	> 50	> 50	> 50
P H	(mg/l)		7.8	8.3	7.9	7.5
DO	(mg/l)		8.7	11	12	13
BOD	(mg/l)		0.6	1.2	1.2	< 0.5
COD	(mg/l)		1.1	1.8	2.0	1.1
SS	(mg/l)		1	1	12	6
大腸菌群数(MPN/100ML)	(ng/l)		7900	13000	490	330
カドミウム	(ng/l)					
全リン	(mg/l)		0.025	0.036	0.028	0.019
全窒素	(mg/l)		0.64	0.57	0.84	0.65
			平均	最大	最小	
			4.6	> 50	> 50	34
			7.9	8.3	7.5	7.5
			11	13	13	8.7
			0.88	1.2	1.2	< 0.5
			1.5	2.0	2.0	1.1
			5	12	12	1
			5430	13000	490	330
			0.027	0.036	0.028	0.019
			0.68	0.84	0.84	0.65

公共用水域測定結果表 (5:中川)

年	月	日	H18.8.28	H18.10.13	H18.12.8	H19.2.20
P H	測定時水温 (度)		25.9	20.3	14.6	12.6
採取	位置		中央	中央	中央	中央
採水	水深 (m)		表層	表層	表層	表層
透視	度 (cm)	> 50	41	37	> 50	37
P H		7.6	7.5	7.7	7.3	7.3
DO	(mg/l)	7.8	7.8	8.7	8.8	7.8
BOD	(mg/l)	1.1	3.0	3.1	2.6	1.1
COD	(mg/l)	5.2	4.3	3.7	2.9	2.9
SS	(mg/l)	9	14	12	6	6
大腸菌群数(MPN/100ML)		79000	7900	4900	2300	2300
カドミウム	(mg/l)					
全リン	(mg/l)	0.11	0.32	0.24	0.20	0.11
全窒素	(mg/l)	0.61	1.5	1.9	1.7	0.61
					平均	最大
					44.5	> 50
					7.5	7.7
					8.3	8.8
					2.5	3.1
					4.0	5.2
					10	14
					23525	79000
					0.22	0.32
					1.4	1.9
						0.61

公共用水域測定結果表 (6:高時川)

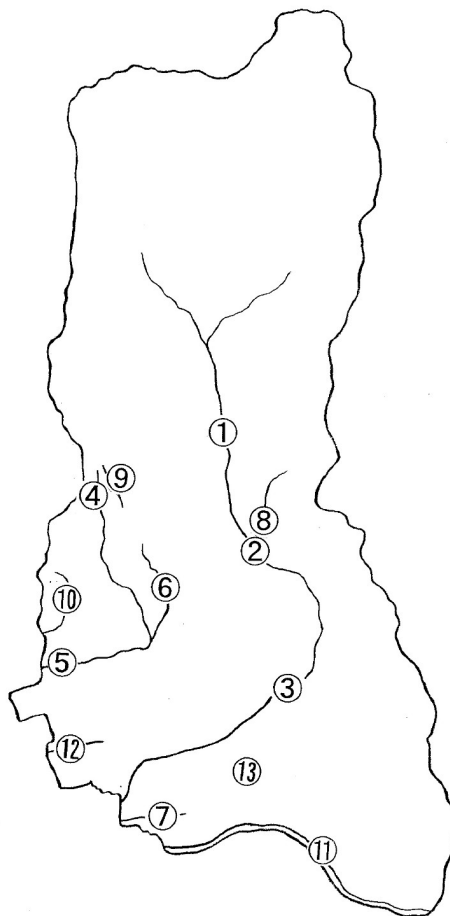
年	月	日	H18.12.8	H19.2.20
P H	測定時水温 (度)		8.0	6.2
採取	位置		中央	中央
採水	水深 (m)		表層	表層
透視	度 (cm)	> 50	> 50	> 50
P H		7.8	7.5	7.5
DO	(mg/l)	12	13	12
BOD	(mg/l)	0.8	0.7	0.8
COD	(mg/l)	2.2	0.9	2.2
SS	(mg/l)	14	5	14
大腸菌群数(MPN/100ML)		1700	230	1700
カドミウム	(mg/l)			
全リン	(mg/l)	0.032	0.019	0.032
全窒素	(mg/l)	0.85	0.65	0.85
			平均	最大
			> 43	> 50
			7.7	7.8
			12	13
			0.75	0.8
			1.6	2.2
			9.5	14
			965	1700
			0.026	0.032
			0.75	0.85
				0.65

(3) 水質調査結果 (旧浅井町)

1 概要

市内の主要な河川の水質の状況を把握するため、今年度についても、13地点において調査を実施しました。

2 調査地点 [旧浅井町]



- | | | | |
|----------|-----------|------------|--------|
| ①草野川(高山) | ⑤田川(山之前) | ⑨坪谷川(北野) | ⑬幹線排水路 |
| ②草野川(野瀬) | ⑥田根川(小室) | ⑩須賀谷川(須賀谷) | |
| ③草野川(岡谷) | ⑦五百川(大路) | ⑪姉川(今荘) | |
| ④田川(谷口) | ⑧天吉寺川(野瀬) | ⑫東川(湯次) | |

3 調査頻度

- 年3回調査

4 調査方法

委託による調査

■河川水質調査項目

気温、水温、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全りん、

5 調査結果

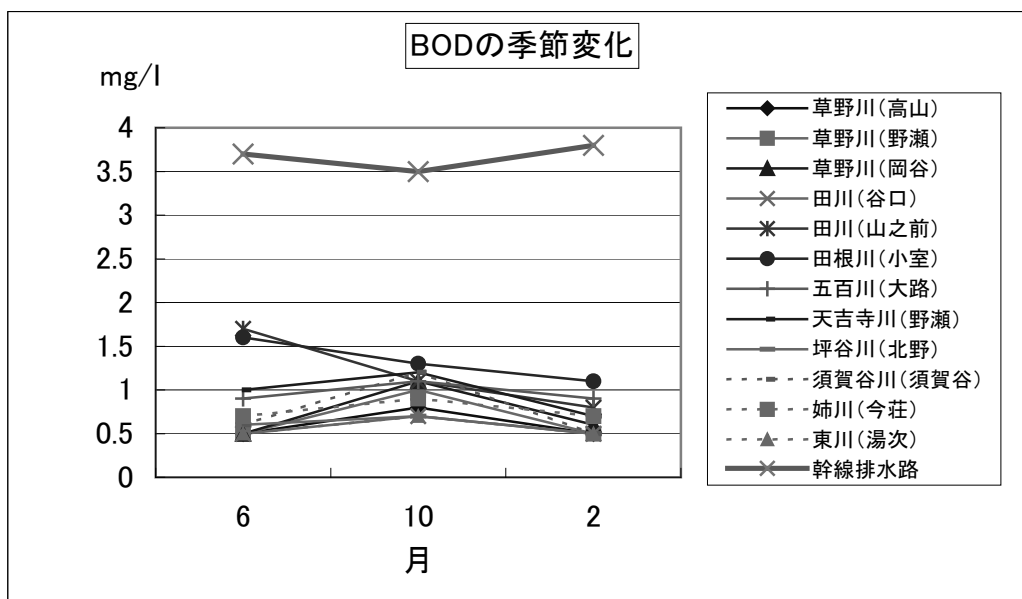
①昨年との比較

どの項目についても大きな変動はなく、ほぼ横ばい状態にあります。

	BOD		COD		総窒素(T-N)		総リン(T-P)		DO		SS		大腸菌群	
	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
草野川(高山)	0.60	0.60	1.2	0.90	0.38	0.60	0.020	0.018	9	11	0.8	1.7	2123	707
草野川(野瀬)	0.6	0.67	1.1	1.2	0.38	0.58	0.027	0.023	9.3	11	1.4	1.3	3423	1830
草野川(岡谷)	<0.7	0.73	1.5	1.1	0.43	0.63	0.028	0.028	8.7	11	<1.1	1.3	4793	2810
田川(谷口)	0.7	0.57	1.6	1.2	0.45	0.72	0.033	0.037	8.4	10	1.0	1.7	3840	2897
田川(山之前)	1.4	1.2	4.8	3.7	0.80	1.2	0.095	0.096	8.9	11	5.9	6.0	10233	4430
田根川(小室)	2.2	1.3	7.4	4.6	0.59	0.67	0.13	0.083	8.6	11	1.9	3.3	19233	9363
五百川(大路)	0.9	0.97	2.8	2.1	0.62	0.91	0.060	0.057	7.6	11	7.0	7.3	10800	19767
天吉寺川(野瀬)	1	0.97	2.0	1.8	0.38	0.71	0.031	0.041	9.3	11	2.1	5.7	8347	3700
坪谷川(北野)	0.8	0.60	2.1	1.7	0.41	0.69	0.026	0.026	8.9	11	3.0	2.3	13777	2543
須賀谷川(須賀谷)	0.7	0.77	1.8	1.3	0.28	0.49	0.014	0.014	9.4	11	<1.5	<1.3	3823	1397
東川(湯次)	0.7	0.77	1.4	1.2	0.51	0.71	0.016	0.014	9	11	1.7	1.3	1677	1293
姉川(今荘)	<0.8	0.57	1.8	1.5	0.66	0.91	0.037	0.040	9	11	2.2	1.7	6043	4700
幹線排水路	1	3.7	1.5	6.1	0.49	1.2	0.063	0.12	9.3	12	6.7	10	12577	7400

②季節変化

BODの季節変化を次に示します。各河川において季節によるレベル変動はほとんどなく一定の値で推移しています。年間を通じて、どの河川も1~4mg/lの値で推移しています。



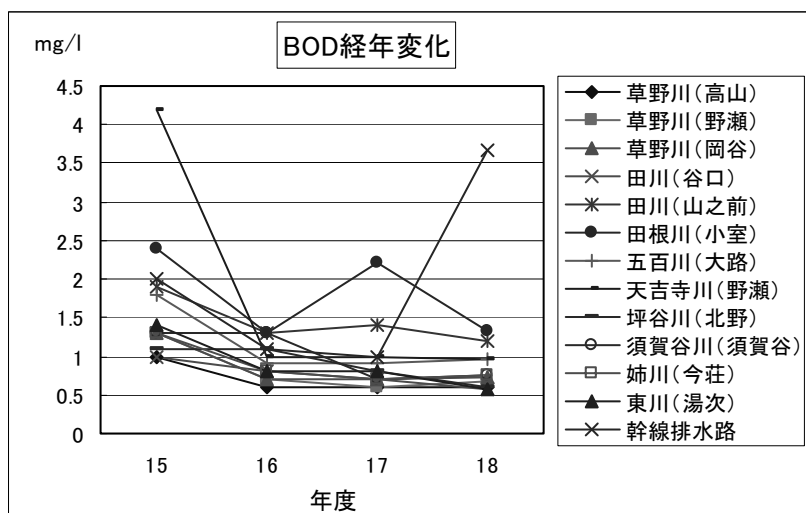
③経年変化

<BOD>

BODの経年変化は次のとおりです。

一部の河川を除いては減少または横ばい状態であるといえます。

近年では概ね1~4mg/lの間で推移しています。



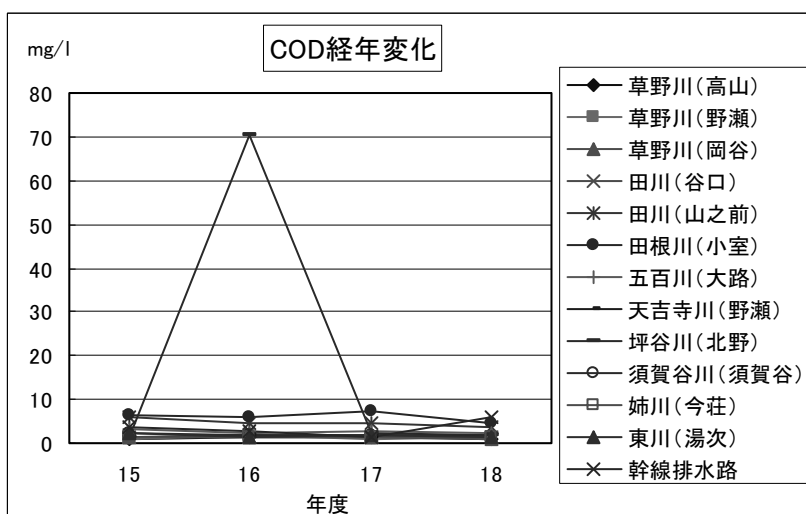
<その他の項目>

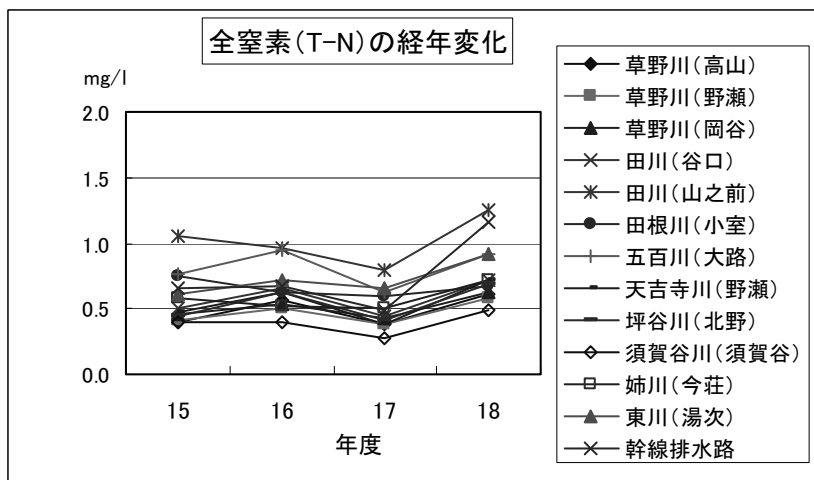
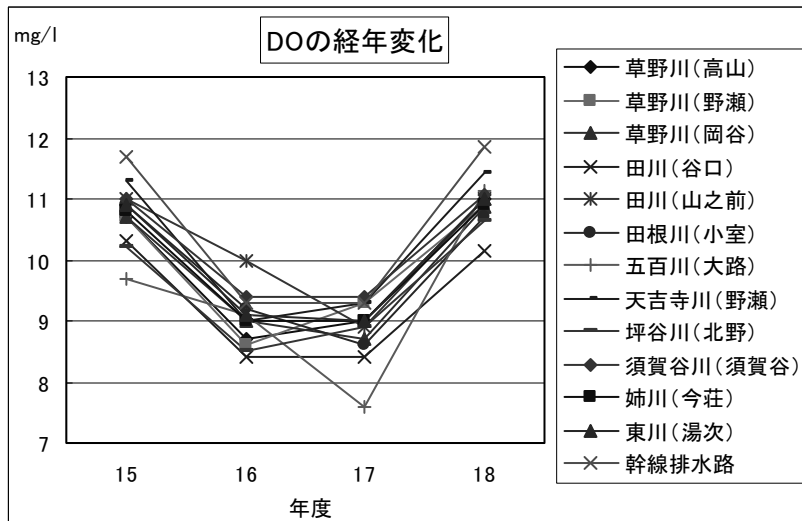
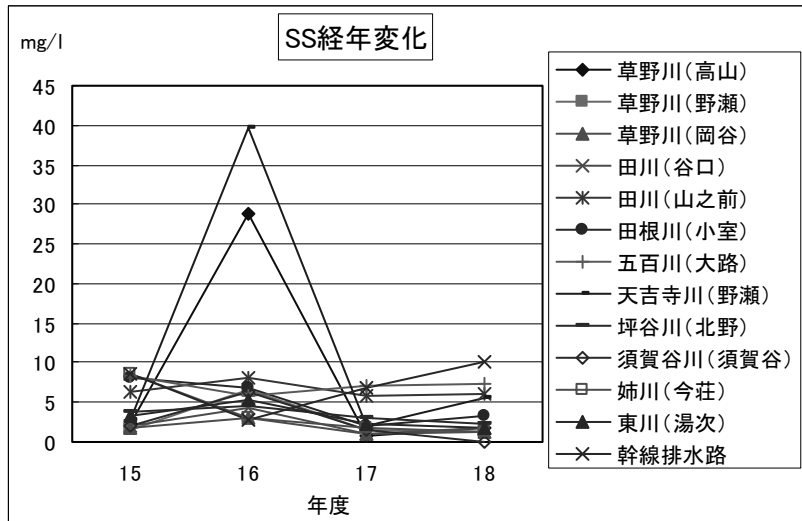
その他の項目の経年変化は次のとおりです。

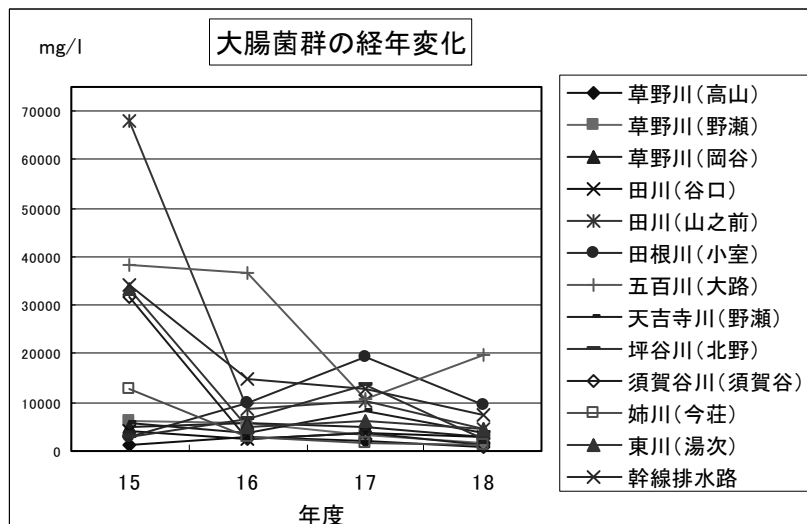
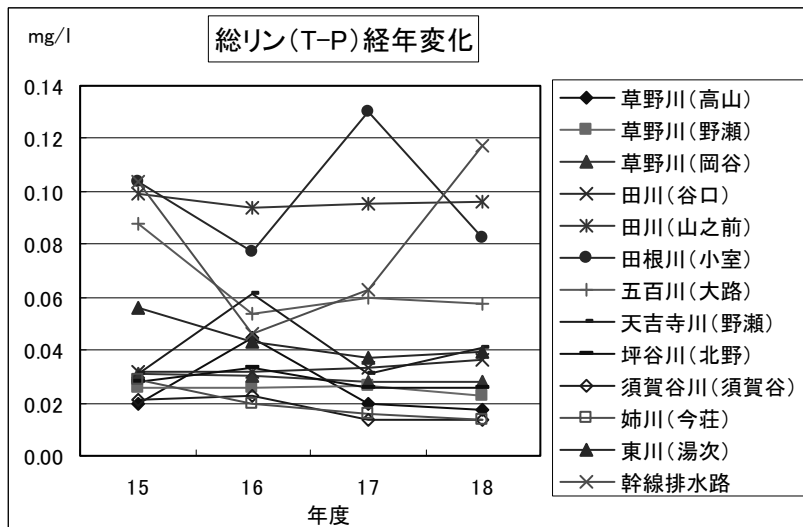
全般的に大きな変動はありません。

DOについては、昨年と比較し増加傾向にあります。

富栄養化項目の全窒素および全リンについては、ほとんどの河川が横ばい状態にあります、一部で増加傾向が見られます。







6 評価

測定値のバラツキが大きいものの、市街地を流れる河川は比較的汚染度が高い傾向にあります。

また過去数年間においては、改善の度合いが鈍く横ばい状態が続いており、今後とも監視の継続が必要であると考えられます。

公共用水域測定結果表

1:草野川(高山)

公共用水域測定結果表

3:草野川(岡谷・当目)

*6/13、10/20 岡谷 2/2 当目

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
探	取	時 刻	10:44	10:50	11:13
気	温	(度)	23.0	20.7	2.8
水	温	(度)	16.5	15.8	5.0
探	取	位 置	中央	中央	中央
探	水	水 深 (m)	表層	表層	表層
P	H		7.4	7.7	7.4
DO	(mg/l)		9.8	10	13
BOD	(mg/l)		< 0.5	0.8	< 0.5
COD	(mg/l)		1.5	0.7	< 0.5
SS	(mg/l)		3	< 1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			490	1300	330
全少	(mg/l)		0.021	0.018	0.014
全窒素	(mg/l)		0.35	0.44	1.0
			平均	最大	最小
			7.5	7.7	7.4
			11	13	9.8
			0.60	0.8	< 0.5
			0.90	1.5	< 0.5
			1.7	3	< 1
			707	1300	330
			0.018	0.021	0.014
			0.60	1.0	0.35

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
探	取	時 刻	10:25	10:30	10:48
気	温	(度)	25.3	22.0	1.9
水	温	(度)	18.2	17.1	4.0
探	取	位 置	中央	中央	中央
探	水	水 深 (m)	表層	表層	表層
P	H		7.5	7.9	7.4
DO	(mg/l)		9.7	9.9	13
BOD	(mg/l)		< 0.5	1.1	0.6
COD	(mg/l)		1.6	1.2	< 0.5
SS	(mg/l)		2	1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			4900	3300	230
全少	(mg/l)		0.034	0.032	0.017
全窒素	(mg/l)		0.37	0.43	1.1
			平均	最大	最小
			7.6	7.9	7.4
			11	13	9.7
			0.73	1.1	< 0.5
			1.1	1.6	< 0.5
			1.3	2	< 1
			2810	4900	230
			0.028	0.034	0.017
			0.63	1.1	0.37

公共用水域測定結果表

2:草野川(野瀬)

公共用水域測定結果表

4:田川(谷口)

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
探	取	時 刻	10:34	10:42	11:03
気	温	(度)	23.6	22.3	3.2
水	温	(度)	18.8	17.2	5.3
探	取	位 置	中央	中央	中央
探	水	水 深 (m)	表層	表層	表層
P	H		7.5	7.8	7.3
DO	(mg/l)		9.7	10	13
BOD	(mg/l)		< 0.5	1.0	< 0.5
COD	(mg/l)		1.6	1.4	0.5
SS	(mg/l)		2	< 1	1
大腸菌群数(MPN/100ML)			1700	3300	490
全少	(mg/l)		0.027	0.025	0.017
全窒素	(mg/l)		0.34	0.39	1.0
			平均	最大	最小
			7.5	7.8	7.3
			11	13	9.7
			0.67	1.0	< 0.5
			1.2	1.6	0.5
			1.3	2	< 1
			1830	3300	490
			0.023	0.027	0.017
			0.58	1.0	0.34

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
探	取	時 刻	11:25	11:47	12:05
気	温	(度)	28.0	22.2	3.7
水	温	(度)	18.0	17.4	5.8
探	取	位 置	中央	中央	中央
探	水	水 深 (m)	表層	表層	表層
P	H		7.2	7.4	7.5
DO	(mg/l)		9.1	9.3	12
BOD	(mg/l)		< 0.5	0.7	< 0.5
COD	(mg/l)		1.7	1.2	0.8
SS	(mg/l)		2	< 1	2
大腸菌群数(MPN/100ML)			3300	4900	490
全少	(mg/l)		0.038	0.044	0.028
全窒素	(mg/l)		0.50	0.55	1.1
			平均	最大	最小
			7.4	7.5	7.2
			10	12	9.1
			0.57	0.7	< 0.5
			1.2	1.7	0.8
			1.7	2	< 1
			2897	4900	490
			0.037	0.044	0.028
			0.72	1.1	0.50

公共用水域測定結果表

5: 田川(山之前)

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
採取時刻			11:49	12:12	12:30
気温(度)			27.3	21.1	1.4
水温(度)			24.3	19.0	5.0
採取位置			中央	中央	中央
採水深(m)			表層	表層	表層
P H			7.6	8.1	7.7
DO (mg/l)			9.0	11	13
BOD (mg/l)			1.7	1.1	0.8
COD (mg/l)			6.9	2.3	1.8
SS (mg/l)			12	2	4
大腸菌群数(MPN/100ML)			7900	4900	490
全少 (mg/l)			0.18	0.067	0.045
全窒素 (mg/l)			1.1	0.88	1.8
			平均	最大	最小
			7.8	8.1	7.6
			11	13	9.0
			1.2	1.7	0.8
			3.7	6.9	1.8
			6.0	12	2
			4430	7900	490
			0.096	0.18	0.045
			1.2	1.8	0.88

公共用水域測定結果表

7: 五百川(大路)

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
採取時刻			9:35	9:40	9:45
気温(度)			23.7	21.0	0.5
水温(度)			25.1	17.5	2.4
採取位置			中央	中央	中央
採水深(m)			表層	表層	表層
P H			7.8	8.1	7.7
DO (mg/l)			9.4	10	14
BOD (mg/l)			0.9	1.1	0.9
COD (mg/l)			3.3	1.5	1.6
SS (mg/l)			10	4	8
大腸菌群数(MPN/100ML)			24000	33000	2300
全少 (mg/l)			0.091	0.039	0.042
全窒素 (mg/l)			0.56	0.52	1.6
			平均	最大	最小
			7.9	8.1	7.7
			11	14	9.4
			0.97	1.1	0.9
			2.1	3.3	1.5
			7.3	10	4
			19767	33000	2300
			0.057	0.091	0.039
			0.8933	1.6	0.52

公共用水域測定結果表

6: 田根川(小室)

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
採取時刻			11:08	11:34	11:50
気温(度)			27.8	22.2	2.0
水温(度)			25.1	19.4	4.7
採取位置			中央	中央	中央
採水深(m)			表層	表層	表層
P H			7.6	7.9	7.6
DO (mg/l)			9.0	10	13
BOD (mg/l)			1.6	1.3	1.1
COD (mg/l)			7.4	3.9	2.5
SS (mg/l)			4	2	4
大腸菌群数(MPN/100ML)			24000	3300	790
全少 (mg/l)			0.12	0.088	0.042
全窒素 (mg/l)			0.65	0.63	0.74
			平均	最大	最小
			7.7	7.9	7.6
			11	13	9.0
			1.3	1.6	1.1
			4.6	7.4	2.5
			3.3	4	2
			9363	24000	790
			0.083	0.12	0.042
			0.67	0.74	0.63

公共用水域測定結果表

8: 天吉寺川(野瀬)

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
採取時刻			10:55	11:00	11:38
気温(度)			21.7	21.1	2.3
水温(度)			20.1	17.3	5.5
採取位置			中央	中央	中央
採水深(m)			表層	表層	表層
P H			7.5	9.1	7.7
DO (mg/l)			9.3	12	13
BOD (mg/l)			1.0	1.2	0.7
COD (mg/l)			2.9	1.5	0.9
SS (mg/l)			10	2	5
大腸菌群数(MPN/100ML)			4900	4900	1300
全少 (mg/l)			0.052	0.033	0.037
全窒素 (mg/l)			0.59	0.47	1.1
			平均	最大	最小
			8.1	9.1	7.5
			11	13	9.3
			0.97	1.2	0.7
			1.8	2.9	0.9
			5.7	10	2
			3700	4900	1300
			0.041	0.052	0.033
			0.71	1.1	0.47

公共用水域測定結果表

9:坪谷川(北野)

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
採取時刻			11:20	11:44	12:03
気温(度)			28.0	22.2	3.7
水温(度)			22.3	17.4	4.7
採取位置			中央	中央	中央
採水水深(m)			表面	表面	表面
P H			7.9	8.0	7.8
DO (mg/l)			9.2	9.7	13
BOD (mg/l)			0.6	0.7	< 0.5
COD (mg/l)			2.2	1.7	1.1
SS (mg/l)			3	2	2
大腸菌群数(MPN/100ML)			2400	4900	330
全少 (mg/l)			0.030	0.026	0.021
全窒素 (mg/l)			0.43	0.57	1.1
			平均	最大	最小
			7.9	8.0	7.8
			11	13	9.2
			0.60	0.7	< 0.5
			1.7	2.2	1.1
			2.3	3	2
			2543	4900	330
			0.026	0.030	0.021
			0.69	1.1	0.43

公共用水域測定結果表

11:姉川(今莊)

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
採取時刻			9:47	9:54	10:00
気温(度)			23.8	19.5	0.4
水温(度)			17.6	18.3	5.6
採取位置			中央	中央	中央
採水水深(m)			表面	表面	表面
P H			8.2	8.4	8.0
DO (mg/l)			9.8	9.9	13
BOD (mg/l)			0.7	0.9	0.7
COD (mg/l)			1.4	1.1	1.0
SS (mg/l)			2	< 1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			790	2300	790
全少 (mg/l)			0.013	0.016	0.012
全窒素 (mg/l)			0.47	0.57	1.1
			平均	最大	最小
			8.2	8.4	8.0
			11	13	9.8
			0.77	0.9	0.7
			1.2	1.4	1.0
			1.3	2	< 1
			1293	2300	790
			0.014	0.016	0.012
			0.71	1.1	0.47

公共用水域測定結果表

10:須賀谷川(須賀谷)

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
採取時刻			11:38	12:00	12:20
気温(度)			25.3	21.4	1.2
水温(度)			20.2	16.8	8.5
採取位置			中央	中央	中央
採水水深(m)			表面	表面	表面
P H			7.6	7.9	7.7
DO (mg/l)			9.2	10	14
BOD (mg/l)			0.6	1.2	< 0.5
COD (mg/l)			2.2	0.9	0.7
SS (mg/l)			2	< 1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			2400	1300	490
全少 (mg/l)			0.020	0.011	0.010
全窒素 (mg/l)			0.29	0.29	0.90
			平均	最大	最小
			7.7	7.9	7.6
			11	14	9.2
			0.77	1.2	< 0.5
			1.3	2.2	0.7
			1.3	2	< 1
			1397	2400	490
			0.014	0.020	0.010
			0.49	0.90	0.29

公共用水域測定結果表

12:東川(湯次)

年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
採取時刻			12:10	12:25	12:40
気温(度)			26.3	21.6	3.0
水温(度)			18.5	17.0	9.3
採取位置			中央	中央	中央
採水水深(m)			表面	表面	表面
P H			7.1	7.4	7.5
DO (mg/l)			11	10	12
BOD (mg/l)			0.5	0.7	< 0.5
COD (mg/l)			3.0	0.8	0.7
SS (mg/l)			3	1	1
大腸菌群数(MPN/100ML)			4900	7900	1300
全少 (mg/l)			0.068	0.025	0.026
全窒素 (mg/l)			0.57	0.59	1.6
			平均	最大	最小
			7.3	7.5	7.1
			11	12	10
			0.57	0.7	< 0.5
			1.5	3	0.7
			1.7	3	1
			4700	7900	1300
			0.040	0.068	0.025
			0.91	1.6	0.57

公共用水域測定結果表 15. 幹線排水路

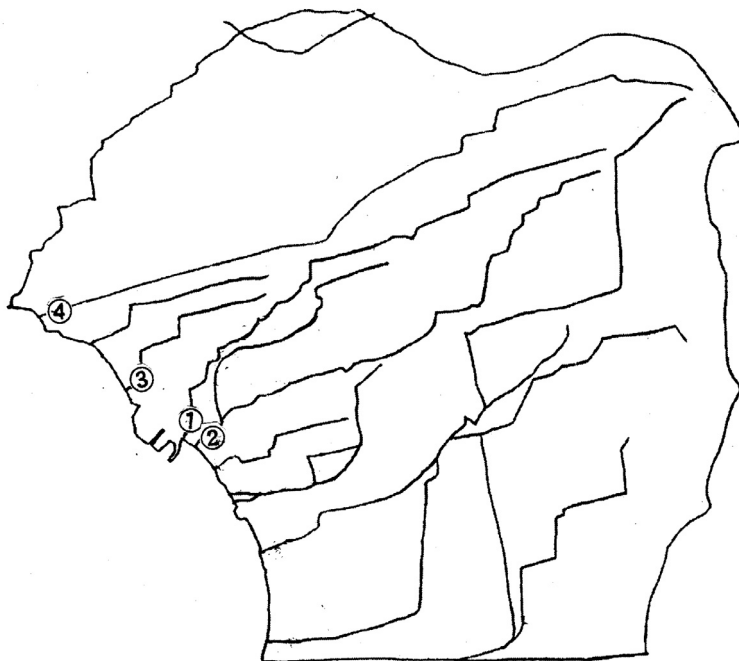
年	月	日	H18.6.13	H18.10.20	H19.2.2
採取時刻			10:04	10:18	10:15
気温 (度)			24.5	20.0	1.8
水温 (度)			22.0	18.6	3.4
採取位置			中央	中央	中央
採水深 (m)			表層	表層	表層
PH			7.8	9.4	9.0
DO (ng/l)			9.6	12	14
BOD (ng/l)			3.7	3.5	3.8
COD (ng/l)			9.0	3.9	5.4
SS (ng/l)			23	4	3
大腸菌群数(MPN/100ML)			13000	7900	1300
全リン (ng/l)			0.26	0.040	0.049
全窒素 (ng/l)			1.0	0.57	1.9
				平均	最大
				8.7	9.4
				12	14
				3.7	3.8
				6.1	9.0
				10	23
				7400	13000
				0.12	0.26
				1.2	1.9
					最小
					7.8
					9.6
					3.5
					3.9
					3
					1300
					0.040
					0.57

第2節 底質調査結果

昭和48年に市内河川の底質問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施されました。

その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しており、本年も同項目について調査を実施しました。

1 調査地点



①米川河口 ②十一川河口 ③三六堀河口 ④大井川河口

2 調査年月日 平成18年9月28日

3 調査方法 環境庁「底質調査方法」により調査しました。

4 調査結果

主要河川の底質調査結果

(採取日:平成18年9月28日)

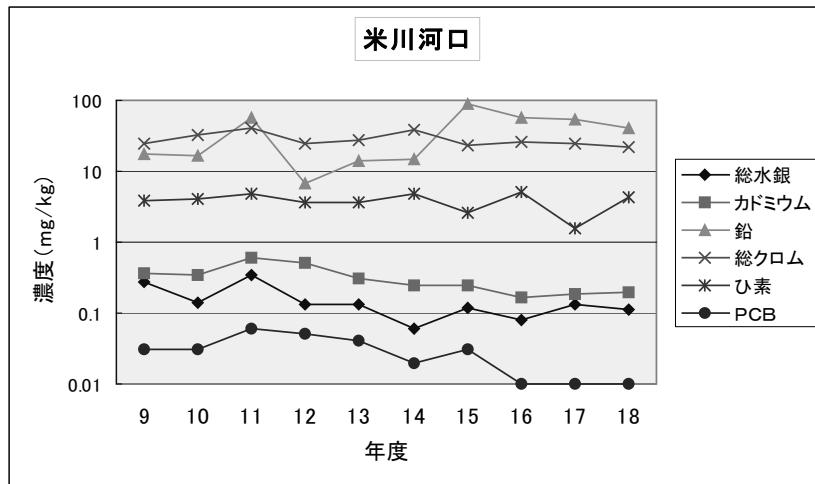
調査河川	総水銀	カドミウム	鉛	総クロム	ひ素	PCB	水分率
米川	0.11	0.20	41	22	4.2	0.01	21.9
十一川	0.05	0.22	14	20	4.7	<0.01	21.9
三六堀川	0.05	0.48	16	28	12	0.07	24.9
大井川	0.15	0.29	10	24	6.0	<0.01	20.8

単位:mg/kg(ドライ含有量)

①調査地点ごとの経年変化

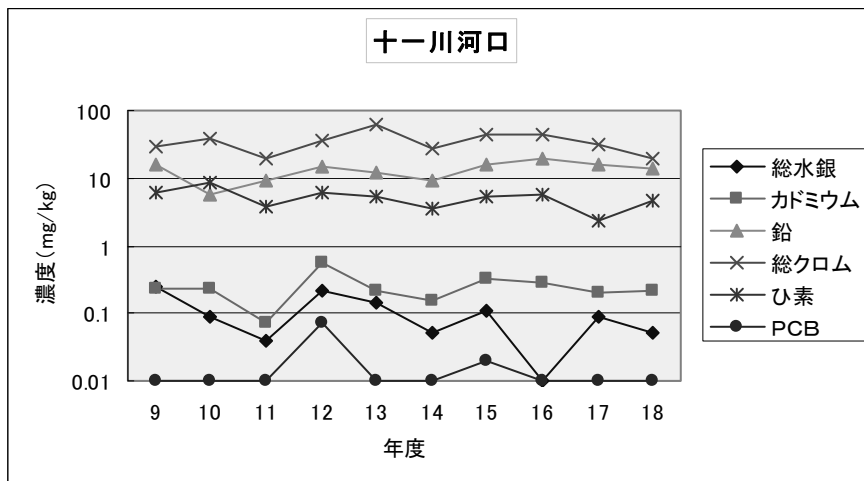
◎米川河口

昨年と比較すると、ひ素のレベルが元に戻っており、長期的にみると横ばい状態にあると言えます。



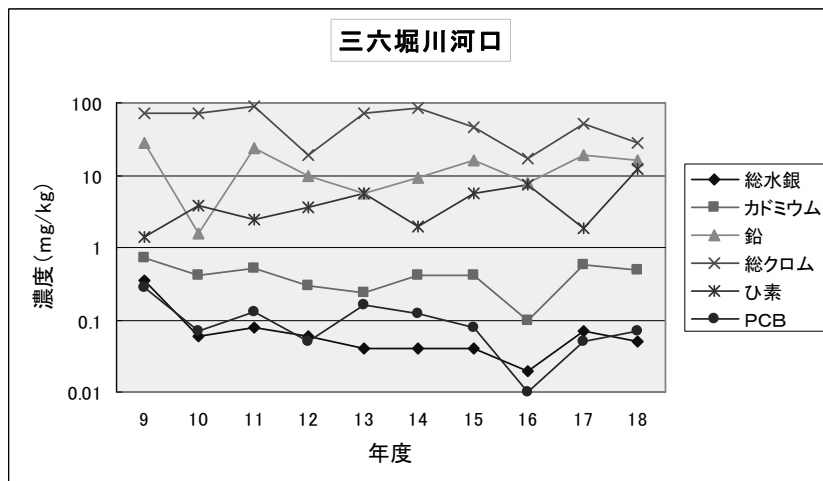
◎十一川河口

若干の増減はありますが、長期的にみると各項目ともほぼ横ばい状態にあると言えます。



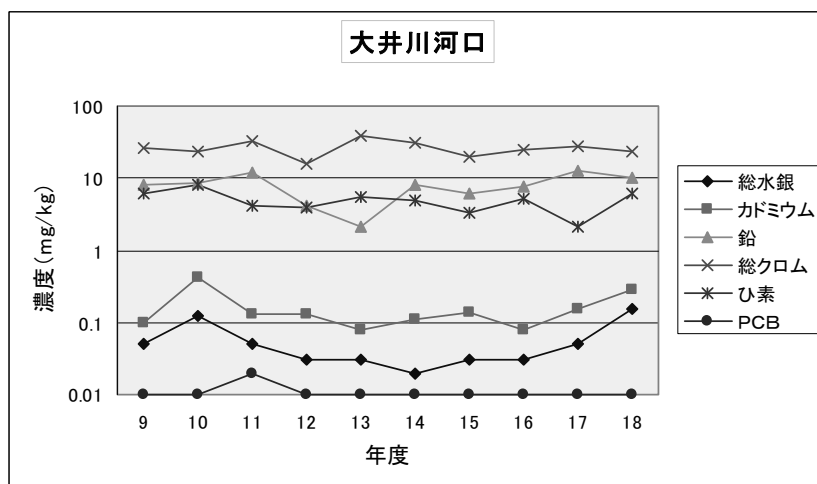
◎三六堀川河口

昨年にと比べると、ひ素のレベルが元に戻っており、長期的にみると横ばい状態であると言えます。



◎大井川河口

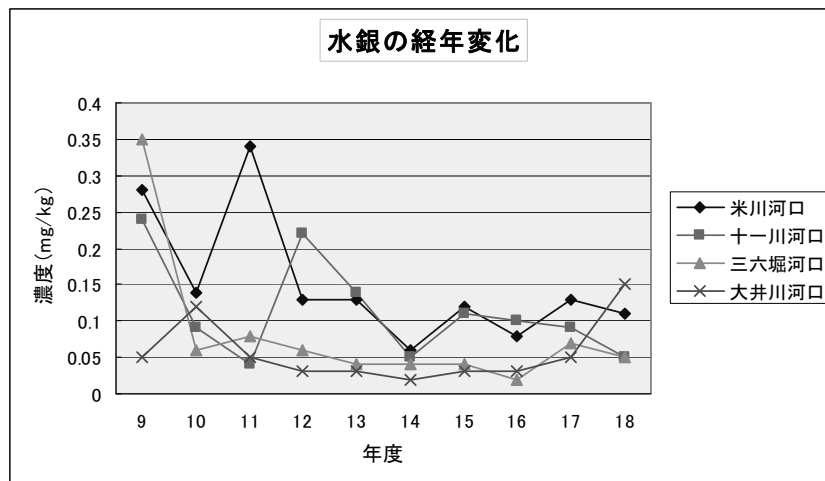
総水銀、カドミウム、ひ素が増加傾向にあります。その他の項目については横ばい状態にあると言えます。



②調査項目ごとの経年変化

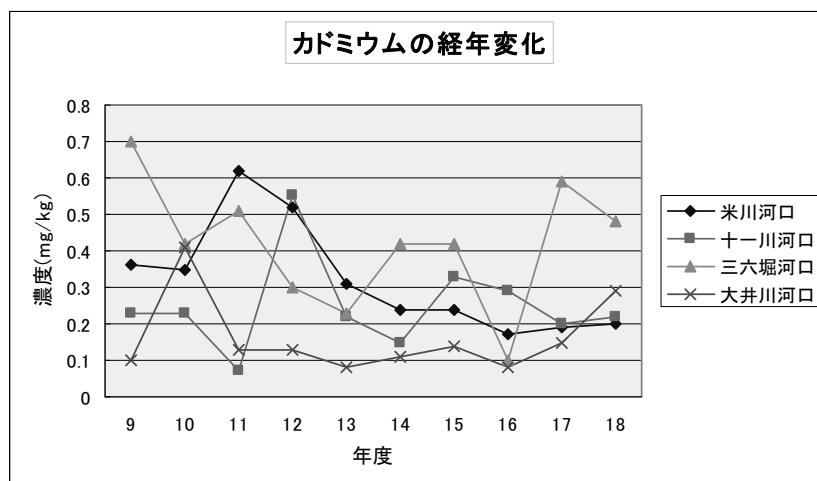
◎総水銀

大井川河口において増加傾向が見られました。
 その他はほぼ横ばい状態にあります。



◎カドミウム

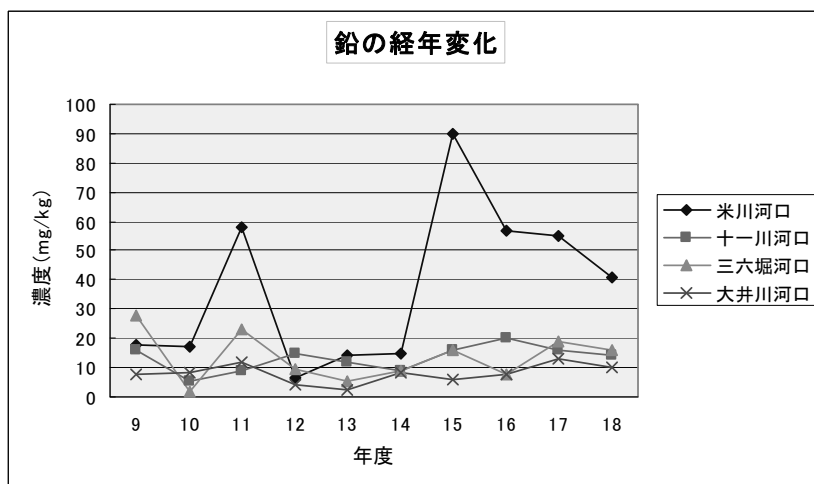
三六堀河口にて変動が見られます。
 また、大井川河口では増加傾向が見られます。
 その他は横ばい状態にあります。



◎鉛

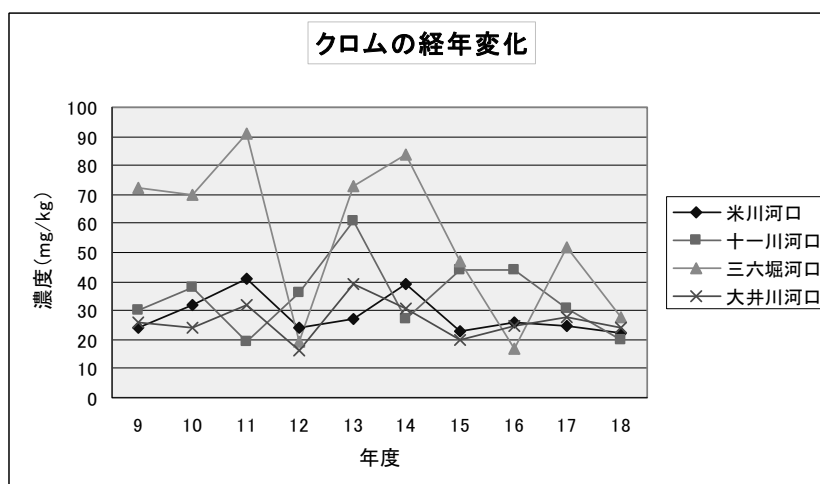
減少傾向にあるものの、依然として米川河口においては、他に比べ高いレベルにあります。

昨年と比較すると全ての河川において若干の増減はありますが横ばい状態にあるといえます。



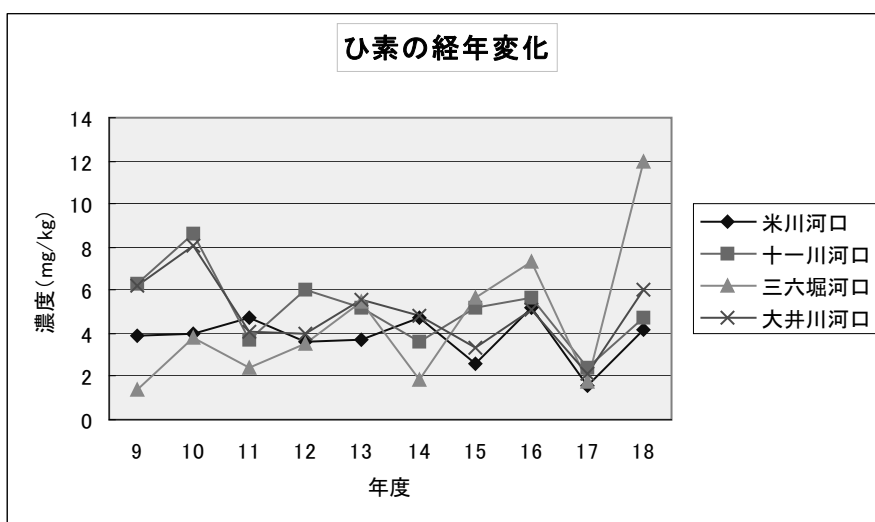
◎総クロム

三六堀河口について大幅な変動が見られますが、その他の河川においては横ばい状態であるといえます。



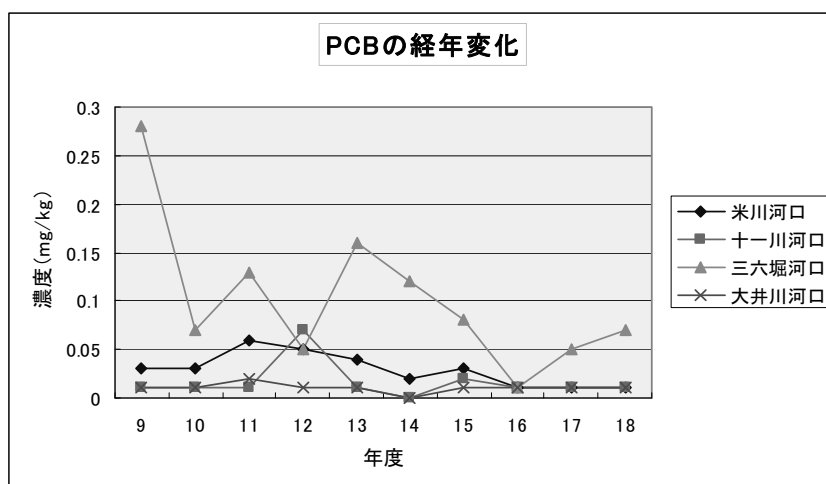
◎ひ素

三六堀河口において大幅な増加が見られました。その他についても、昨年と比較すると増加しており長期的には元のレベルに戻ったといえます。



◎PCB

三六堀河口については増加傾向にあります。それ以外の河川については横ばいの状態にあります。



5 評価

底質のうち、水銀とPCBについては暫定除去基準（昭和50年10月28日、環水管、環境庁、水質保全局通知）が定められており、水銀25ppm以上、PCB10ppm以上とされています。各河川ともこれらの基準を大きく下回っており、問題はないものと考えられます。

その他の項目については、ひ素において増加傾向が見られましたが、長期的には自然的なレベルの範囲であると考えられます。

第3節 大気環境調査結果

市内の大気環境を把握するために、市内7地点における硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じんおよび浮遊粉じん中の金属成分について、それぞれ調査しました。

1 調査地点

① 硫黄酸化物および窒素酸化物《市内7地点》



西中学校・南中学校・神照小学校・南小学校・東中学校・調理短大・市民プール

②浮遊粒子状物質中の金属成分《市内6地点》



長浜市役所・南中学校・神照小学校・東中学校・サンパレス・市民プール

2 調査概要

①硫黄酸化物および窒素酸化物《市内7地点》

■ 調査方法

アルカリろ紙法による1カ月間の積算量の定量

■ 調査期間

平成18年4月～平成19年3月

②窒素酸化物 (NO₂、NO)、二酸化硫黄

■ 調査方法

自動測定機による24時間連続測定

■ 調査地点及び期間

南小学校 平成18年4月～平成19年3月

※8月以降は旧教職員住宅にて実施

③浮遊粒子状物質中の金属成分《市内6地点》

■ 調査方法

ハイボリュームエアーサンプラーにより吸引捕集試料中の金属成分を定量

■ 調査項目

鉛・カドミウム・マンガン・バナジウム・クロム・亜鉛・硫酸根

■ 調査期間

平成18年9月および平成19年3月の24時間

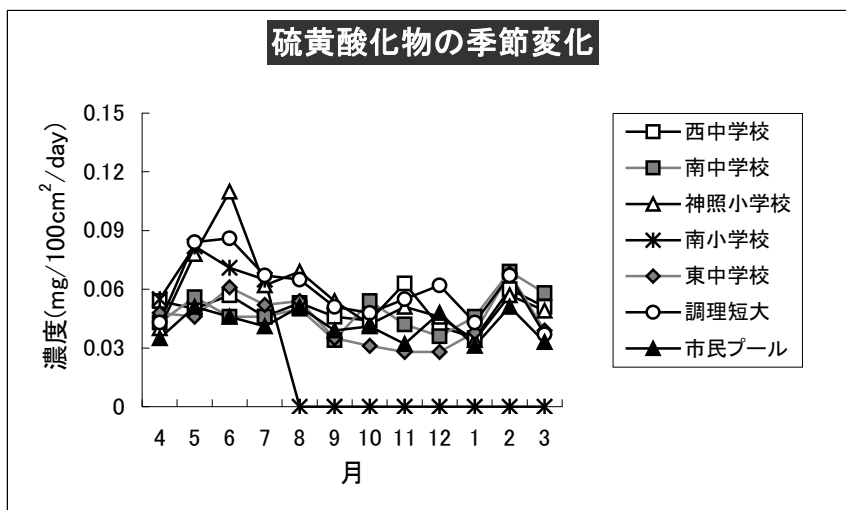
3 調査結果

◎硫酸化物（二酸化鉛法）

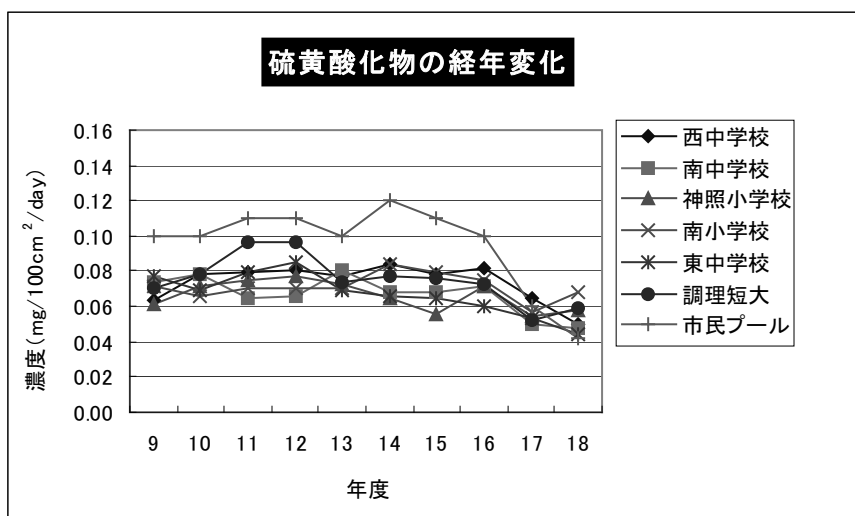
季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありますが、変動幅は比較的小さくなっています。季節的な要因による変動は明確でなく、昨年と大きな変化はありません

年平均値での経年変化についても、概ね横ばいか小さくなっています。

汚染判定基準（別添）から見ると、汚染第1度（0.5mg～1.0mg未満）以下であり、汚染は軽微であるといえます。



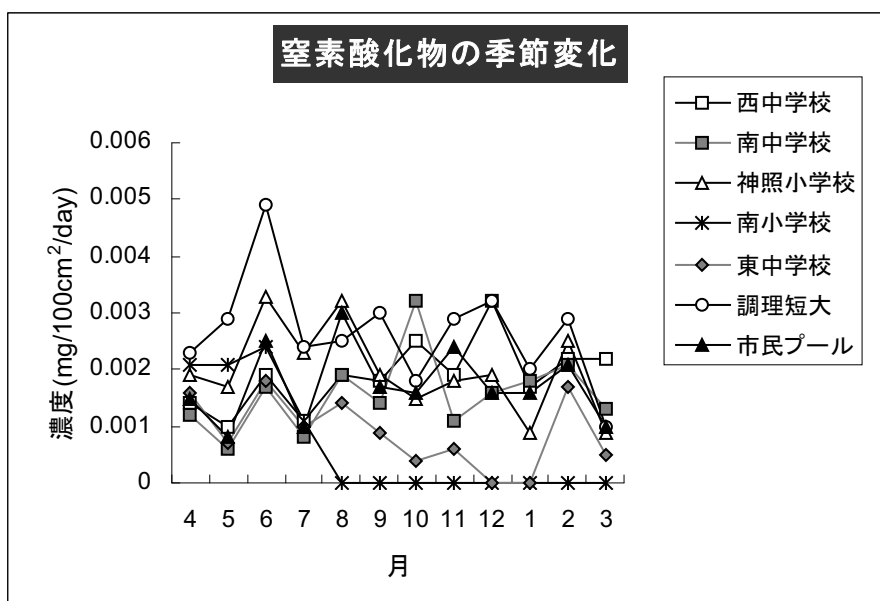
※南小学校は8月以降欠測



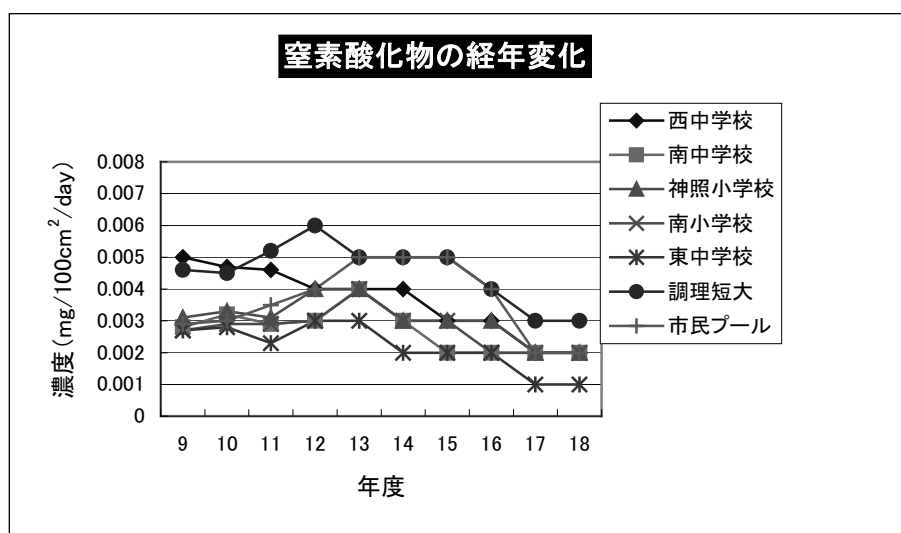
◎窒素酸化物(アルカリろ紙法)

各地点の季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありますが、変動幅は比較的小さくなっています。季節的な要因による変動は明確でなく、昨年と大きな変化はありません。

地点間のレベルを比較しましても、大きなレベルの差異は見られません。経年変化で長期的に見ると、概ね横ばい状態であるといえます。



※南小学校は8月以降欠測

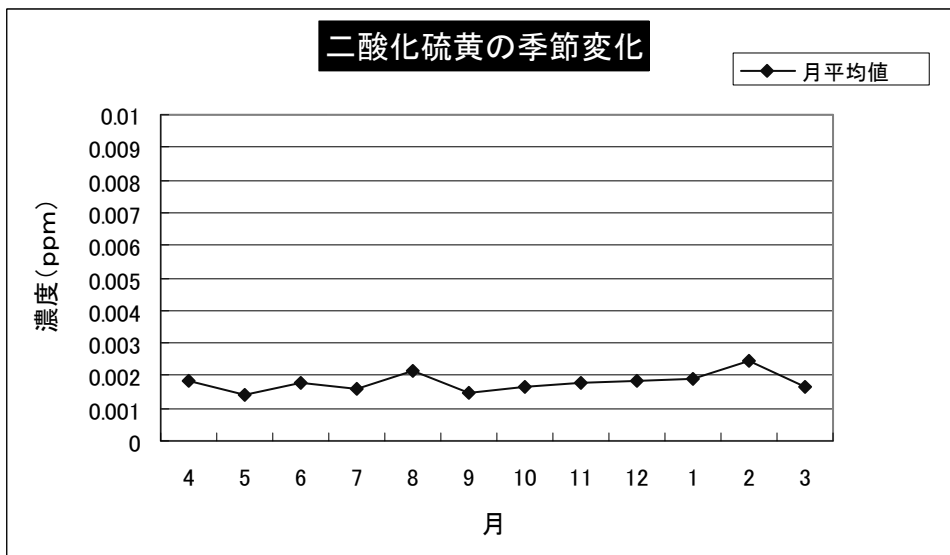


《南小学校》 * 8月以降南小学校改築工事のため旧教職員住宅にて測定

◎二酸化硫黄（溶液導電率法）

季節的变化は、あまり見られない結果となりました。

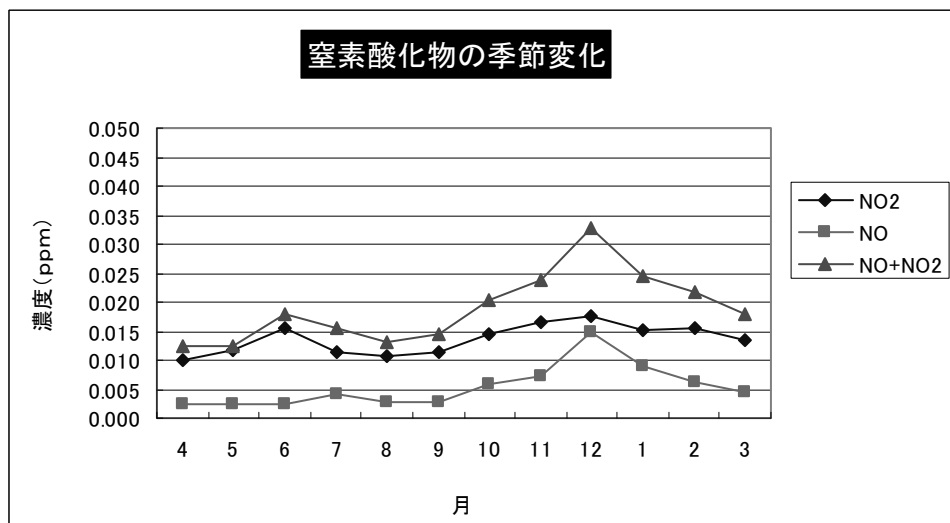
日平均値が環境基準値(0.04ppm)を超えた日数はおよび1時間値が環境基準(0.1ppm)を超えた時間はありませんでした。



◎窒素酸化物（ザルツマン法）

NO₂及びNOの季節変化は過去と同様に秋から冬にかけて高い値を示す季節変化となっています。

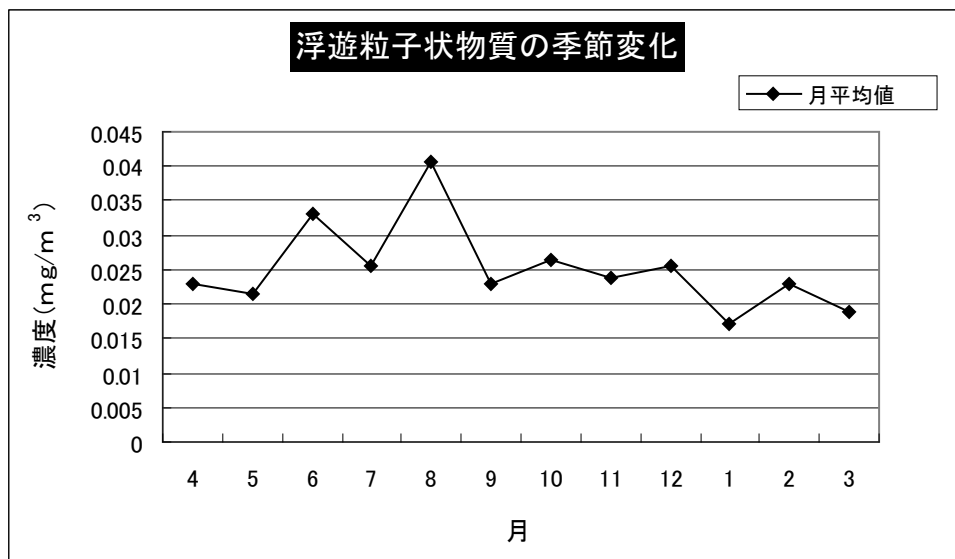
環境基準はNO₂が0.040ppmから0.060ppmのゾーン内またはそれ以下とされています。年平均値及び日平均値の年間98%値ともに環境基準を満足しています。



◎浮遊粒子状物質

季節変化は6月度、8月度に一時的に増加したものの他は一定レベルで推移しています。また年平均値経年変化は若干増加しています。

環境基準と比較すると、日平均値、1時間値ともに環境基準(0.10mg/m³、0.20mg/m³)を満足しており、日平均値の2%除外値についても0.048mg/m³と環境基準を満足しています。



◎浮遊粒子状物質中の金属成分

全調査地点での粉じん量は環境基準以下となっています。

金属成分については、過去と同様に環境レベルの目安としての労働衛生上の基準値を大きく下回っています。

	採取年月	鉛	がみム	マガン	バナジウム	クロム	亜鉛	硫酸根	粉じん量
長浜市役所	H15.09	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	0.030	9.6	0.047
	H16.03	0.051	<0.002	0.024	0.016	<0.010	0.110	13.0	0.082
	H16.09	<0.020	<0.002	0.006	<0.005	<0.010	0.026	8.3	0.030
	H17.03	0.041	<0.002	0.017	0.007	<0.010	0.100	7.2	0.024
	H17.09	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	0.022	1.9	0.017
	H18.03	0.022	<0.002	0.009	<0.005	<0.010	0.044	10.7	0.030
	H18.09	0.020	<0.002	0.010	<0.005	<0.010	0.051	3.0	0.024
H19.03	0.051	<0.002	0.019	<0.005	<0.010	0.120	13.9	0.051	
南中学校	H15.09	<0.020	<0.002	0.008	0.012	<0.010	0.041	5.1	0.027
	H16.03	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	<0.010	1.5	0.028
	H16.09	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	0.016	5.4	0.029
	H17.03	<0.020	<0.002	0.007	<0.005	<0.010	0.048	2.0	0.038
	H17.09	<0.020	<0.002	0.008	<0.005	<0.010	0.059	6.1	0.032
	H18.03	0.044	<0.002	0.020	0.007	0.043	0.120	12.7	0.060
	H18.09	<0.020	<0.002	0.005	<0.005	<0.010	0.031	2.2	0.028
H19.03	0.021	<0.002	0.006	<0.005	<0.010	0.045	4.0	0.017	
神照小学校	H15.09	<0.020	<0.002	0.005	<0.005	<0.010	0.014	6.3	0.050
	H16.03	0.031	<0.002	0.018	0.014	<0.010	0.070	9.0	0.061
	H16.09	<0.020	<0.002	0.006	<0.005	<0.010	0.032	8.3	0.030
	H17.03	0.034	<0.002	0.013	0.008	<0.010	0.08	7.3	0.023
	H17.09	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	0.034	2.5	0.020
	H18.03	0.023	<0.002	0.009	<0.005	0.033	0.039	8.7	0.029
	H18.09	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	0.017	2.2	0.013
H19.03	<0.020	<0.002	0.008	<0.005	<0.010	0.037	5.6	0.025	
南小学校	H15.09	<0.020	<0.002	0.008	0.013	<0.010	0.050	7.5	0.028
	H16.03	0.031	<0.002	0.015	0.012	<0.010	0.100	9.9	0.013
	H16.09	<0.020	<0.002	0.006	0.007	<0.010	0.038	4.8	0.025
	H17.03	<0.020	<0.002	0.005	<0.005	<0.010	0.023	4.9	0.032
	H17.09	<0.020	<0.002	0.007	<0.005	<0.010	0.049	4.5	0.024
	H18.03	0.044	<0.002	0.020	0.007	0.035	0.120	12.2	0.057
	H18.09								
H19.03									
東中学校	H15.09	<0.020	<0.002	0.009	0.013	<0.010	<0.010	6.9	0.032
	H16.03	0.026	<0.002	0.014	0.01	<0.010	0.056	7.2	0.037
	H16.09	<0.020	<0.002	<0.005	0.007	<0.010	0.033	4.6	0.031
	H17.03	<0.020	<0.002	0.005	<0.005	<0.010	0.032	4.1	0.035
	H17.09	<0.020	<0.002	0.008	<0.005	<0.010	0.080	5.9	0.027
	H18.03	0.036	<0.002	0.017	0.006	0.022	0.360	8.1	0.046
	H18.09	<0.020	<0.002	0.005	<0.005	<0.010	0.029	2.3	0.032
H19.03	0.058	<0.002	0.024	<0.005	<0.010	0.130	15.03	0.057	
サンパレス	H15.09	<0.020	<0.002	0.006	<0.005	<0.010	0.024	8.1	0.042
	H16.03	0.042	<0.002	0.023	0.011	<0.010	0.082	11.0	0.070
	H16.09	<0.020	<0.002	0.005	<0.005	<0.010	0.023	8.5	0.029
	H17.03	0.032	<0.002	0.016	0.008	<0.010	0.088	5.9	0.028
	H17.09	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	0.022	2.1	0.016
	H18.03	<0.020	<0.002	0.010	<0.005	0.036	0.043	8.1	0.029
	H18.09	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	0.030	2.6	0.015
H19.03	0.026	<0.002	0.009	<0.005	<0.010	0.050	7.29	0.027	
市民プール	H15.09	<0.020	<0.002	<0.005	0.007	<0.010	0.017	8.1	0.034
	H16.03	0.045	<0.002	0.021	0.012	<0.010	0.095	15.0	0.066
	H16.09	<0.020	<0.002	<0.005	0.005	<0.010	0.026	2.9	0.025
	H17.03	<0.020	<0.002	0.006	<0.005	<0.010	0.056	4.5	0.030
	H17.09	<0.020	<0.002	<0.005	<0.005	<0.010	0.032	2.8	0.020
	H18.03	<0.020	<0.002	0.009	0.013	0.064	0.034	8.3	0.029
	H18.09	<0.020	<0.002	<0.005	0.009	<0.010	0.020	4.3	0.016
H19.03	0.032	<0.002	0.009	0.005	<0.010	0.049	7.56	0.030	

4 評価

長浜市における大気環境は、例年すべての環境基準を満足する状況であり、平成18年度についても、項目ごとの経年変化は、過去から低レベルで長期的に横ばいであり、全般的に汚染は軽微であると考えられます。

大気環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下でかつ1時間値が0.1ppm以下	1時間値の1日平均値が10ppm以下でかつ1時間の8時間平均値が20ppm以下	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ でかつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	1時間値が0.06ppm以下であること

PbO₂法による汚染度判定基準

汚染度	mg SO ₂ /day/100 cm ² PbO ₂	詳細
汚染第1度	0.5以上～1.0未満	軽微の汚染
汚染第2度	1.0以上～2.0未満	普通程度の汚染
汚染第3度	2.0以上～3.0未満	中等程度の汚染
汚染第4度	3.0以上～4.0未満	やや高度の汚染
汚染第5度	4.0以上～	高度の汚染

用語の解説

◇硫黄酸化物

硫黄が燃焼してできるもので、主に石油、石炭などの化石燃料を燃焼させるときに発生します。(SO₂)二酸化硫黄、(SO₃)三酸化硫黄があり、大気汚染の主な原因となるのは二酸化硫黄で、目やのどを刺激するなど、動植物に被害を与えます。

◇窒素酸化物

主にボイラーや自動車など燃料が高温で燃焼するとき、空気中の窒素や燃料中の窒素が同時に燃えて発生します。特に(NO)一酸化窒素、(NO₂)二酸化窒素が大気汚染の原因といわれ、光化学スモッグの原因物質のひとつと考えられています。

◇浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している小さな粒子のことで、風で巻き上げられる土ほこりや工場から出るほこり、燃料を燃焼したときのすす等の人為的なものがあります。

環境基準では人体に影響の大きい直径10ミクロン以下のものとしています。

◇環境基準

人の健康や生活環境を守るうえで、維持することが望ましい基準で、公害防止施策上の目標値として扱われています。

硫黄酸化物調査結果 <市内7地点>

(H18)

月	調査期間	西中学校	南中学校	神照小学校	南小学校	東中学校	調理短大	市民プール
4	4.7-5.8	0.054	0.043	0.040	0.055	0.048	0.043	0.035
5	5.8-6.7	0.050	0.056	0.078	0.082	0.046	0.084	0.051
6	6.7-7.7	0.057	0.046	0.11	0.071	0.061	0.086	0.046
7	7.7-8.7	0.046	0.046	0.062	0.065	0.052	0.067	0.041
8	8.7-9.6	0.053	0.050	0.069	試料欠損	0.054	0.065	0.051
9	9.6-10.6	0.046	0.034	0.054	試料欠損	0.035	0.051	0.039
10	10.6-11.6	0.044	0.054	0.042	試料欠損	0.031	0.048	0.041
11	11.6-12.6	0.063	0.042	0.051	試料欠損	0.028	0.055	0.032
12	12.6-1.5	0.041	0.036	0.046	試料欠損	0.028	0.062	0.048
1	1.5-2.5	0.035	0.046	0.034	試料欠損	0.038	0.043	0.031
2	2.5-3.5	0.060	0.069	0.057	試料欠損	0.068	0.067	0.051
3	3.5-4.4	0.051	0.058	0.049	試料欠損	0.039	0.037	0.033
	平均値	0.050	0.048	0.058	0.068	0.044	0.059	0.042
	最大値	0.063	0.069	0.11	0.082	0.068	0.09	0.051
	最小値	0.035	0.034	0.034	0.055	0.028	0.037	0.031

* 南小学校改築工事により8月以降欠測

単位:mg/100cm²/day

窒素酸化物調査結果 <市内7地点>

(H18)

	調査期間	西中学校	南中学校	神照小学校	南小学校	東中学校	調理短大	市民プール
4	4.7-5.8	0.0014	0.0012	0.0019	0.0021	0.0016	0.0023	0.0015
5	5.8-6.7	0.0010	0.0006	0.0017	0.0021	0.0007	0.0029	0.0008
6	6.7-7.7	0.0019	0.0017	0.0033	0.0024	0.0018	0.0049	0.0025
7	7.7-8.7	0.0011	0.0008	0.0023	0.0011	0.0010	0.0024	0.0010
8	8.7-9.6	0.0019	0.0019	0.0032	試料欠損	0.0014	0.0025	0.0030
9	9.6-10.6	0.0018	0.0014	0.0019	試料欠損	0.0009	0.0030	0.0017
10	10.6-11.6	0.0025	0.0032	0.0015	試料欠損	0.0004	0.0018	0.0016
11	11.6-12.6	0.0019	0.0011	0.0018	試料欠損	0.0006	0.0029	0.0024
12	12.6-1.5	0.0032	0.0016	0.0019	試料欠損	<0.0005	0.0032	0.0016
1	1.5-2.5	0.0017	0.0018	0.0009	試料欠損	<0.0005	0.0020	0.0016
2	2.5-3.5	0.0022	0.0021	0.0025	試料欠損	0.0017	0.0029	0.0021
3	3.5-4.4	0.0022	0.0013	0.0009	試料欠損	0.0005	0.0010	0.0010
	平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.003	0.002
	最大値	0.0032	0.0032	0.0033	0.0024	0.0018	0.0049	0.003
	最小値	0.001	0.0006	0.0009	0.0011	0.0004	0.001	0.0008

* 南小学校改築工事により8月以降欠測

単位:mg/100cm²/day

窒素酸化物調査結果 <南小学校>

* 8月以降南小学校改築工事のため旧教職員住宅にて測定

(H18)

二酸化窒素 (NO ₂)													
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
243	6035	0.014	0.063	0	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0

(H18)

一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
243	6035	0.005	0.12	0.025	248	6144	0.019	0.14	0.050	74.1

二酸化窒素(NO₂)

項目		平成18年										平成19年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	(日)	26	21	20	17	14	25	21	19	25	26	12	17	
測定時間	(時間)	637	528	502	437	357	606	527	479	613	631	310	408	
月平均値	(ppm)	0.010	0.012	0.015	0.012	0.011	0.012	0.015	0.016	0.018	0.015	0.015	0.014	
1時間値の最高値	(ppm)	0.037	0.042	0.063	0.032	0.030	0.034	0.038	0.039	0.038	0.037	0.042	0.043	
日平均値の最高値	(ppm)	0.021	0.027	0.026	0.021	0.017	0.019	0.022	0.026	0.027	0.024	0.027	0.027	
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

一酸化窒素(NO)

項目		平成18年										平成19年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	(日)	26	21	20	17	14	25	21	19	25	26	12	17	
測定時間	(時間)	637	528	502	437	357	606	527	479	613	631	310	408	
月平均値	(ppm)	0.0023	0.0026	0.0025	0.0041	0.0026	0.0028	0.0058	0.0074	0.015	0.0091	0.0062	0.0045	
1時間値の最高値	(ppm)	0.029	0.061	0.050	0.029	0.034	0.032	0.067	0.056	0.12	0.085	0.070	0.054	
日平均値の最高値	(ppm)	0.0090	0.014	0.010	0.0093	0.010	0.0084	0.017	0.017	0.058	0.027	0.025	0.018	

窒素酸化物(NO+NO₂)

項目		平成18年										平成19年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	(日)	26	26	20	17	14	25	21	19	25	26	12	17	
測定時間	(時間)	637	637	502	437	357	606	527	479	613	631	310	408	
月平均値	(ppm)	0.012	0.012	0.018	0.016	0.013	0.014	0.020	0.024	0.033	0.024	0.022	0.018	
1時間値の最高値	(ppm)	0.051	0.051	0.11	0.045	0.056	0.057	0.11	0.086	0.14	0.11	0.10	0.095	
日平均値の最高値	(ppm)	0.029	0.029	0.034	0.026	0.027	0.024	0.040	0.040	0.083	0.051	0.050	0.044	
月平均値(NO ₂ /NO+NO ₂)	(%)	82.6	82.6	86.0	73.8	80.0	80.6	71.5	69.0	54.4	62.6	71.3	75.1	

二酸化硫黄調査結果 〈南小学校〉

* 8月以降南小学校改築工事のため旧教職員住宅にて測定

(H18)

二酸化硫黄 (SO ₂)											
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が [△] 0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が [△] 0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値が [△] 0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		日平均値の年間98%値	環境基準の長期的評価による日平均値が [△] 0.04ppmを超えた日数
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(無 ○・有 ×)	(ppm)	(日)	
247	6078	0.002	0.025	0	0	0	0	○	0.004	0	

二酸化硫黄(SO₂)

項目	平成18年										平成19年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	26	22	20	17	15	25	22	19	25	26	13	17	
測定時間 (時間)	636	549	502	437	381	606	480	480	612	631	335	429	
月平均値 (ppm)	0.0018	0.0014	0.0018	0.0016	0.0022	0.0014	0.0016	0.0018	0.0018	0.0019	0.0025	0.0016	
1時間値の最高値 (ppm)	0.025	0.0064	0.0057	0.0059	0.0012	0.0051	0.008	0.0071	0.0092	0.0055	0.010	0.0086	
日平均値の最高値 (ppm)	0.0053	0.0035	0.0032	0.0027	0.015	0.0028	0.0025	0.0033	0.0031	0.0043	0.0051	0.0037	
1時間値が [△] 0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が [△] 0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

浮遊粒子状物質調査結果 〈南小学校〉

* 8月以降南小学校改築工事のため旧教職員住宅にて測定

(H18)

浮遊粒子状物質 (SPM)											
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が [△] 0.2mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が [△] 0.1mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値が [△] 0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無		日平均値の年間98%値	環境基準の長期的評価による日平均値が [△] 0.1mg/m ³ を超えた日数
(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(無 ○・有 ×)	(mg/m ³)	(日)	
234	5910	0.025	0.55	3	0.051	0	0	○	0.053	0	

浮遊粒子状物質(SPM)

項目	平成18年										平成19年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	25	22	20	17	10	24	21	17	25	25	10	18	
測定時間 (時間)	614	553	503	460	272	583	528	454	613	617	283	430	
月平均値 (mg/m ³)	0.023	0.021	0.033	0.026	0.041	0.023	0.026	0.024	0.026	0.017	0.023	0.019	
1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.24	0.067	0.080	0.19	0.546	0.097	0.098	0.10	0.13	0.11	0.064	0.066	
日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.074	0.038	0.061	0.039	0.055	0.039	0.038	0.046	0.048	0.032	0.036	0.037	
1時間値が [△] 0.2/m ³ ppmを超えた時間数 (時間)	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が [△] 0.1/m ³ ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

第4節 道路交通騒音・振動調査結果

1 概要

通行自動車による騒音や振動などの生活環境への影響を把握するため、交通騒音・振動調査を行いました。

2 調査地点

市内主要道路交通騒音振動調査

① 主要地方道長浜停車場線（社会福祉協議会前）

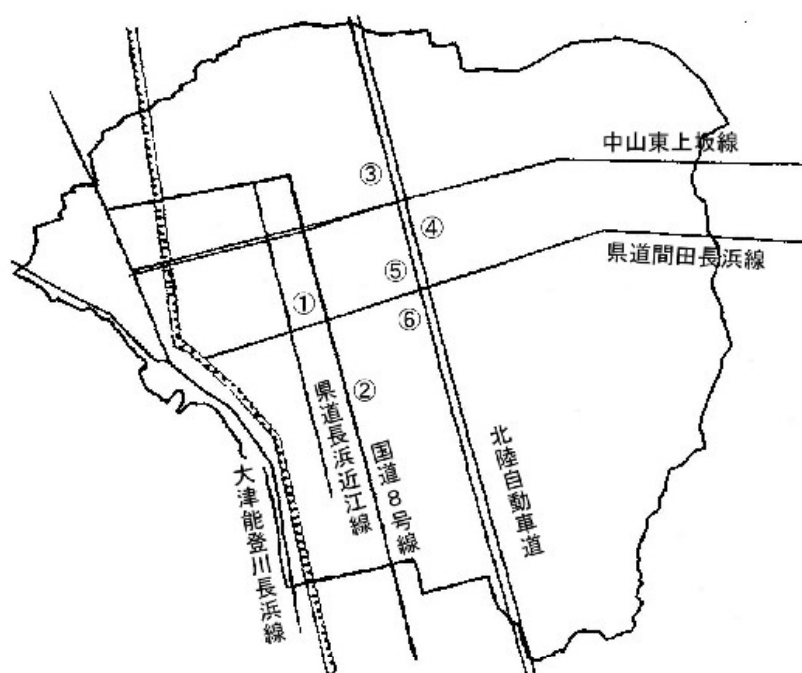
〔2車線道路 騒音第3種 振動第2種1〕

② 国道8号線（介護認定審査室前）

〔2車線道路 騒音第3種 振動第2種1〕

北陸自動車道交通騒音調査

北陸自動車沿線の側道（③ 榎木町 ④ 加納町 ⑤ 南田附町 ⑥ 宮司町）



3 調査実施日

市内主要道路交通騒音振動調査 平成18年10月24日～10月25日

北陸自動車道交通騒音調査 平成18年11月 1日

4 調査方法

4-1 騒音の測定方法

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく地域指定内における自動車騒音の限度を定める総理府令」(昭和46.6.23 総・厚令3)に基づき、JIS Z-8731に定める騒音レベル測定方法により調査しました。(但し測定日数を除く)

4-2 振動の測定方法

「振動規制法施行規則」(昭和51.11.10 総理府令)に定める方法により調査しました。

5 調査結果

5-1 市内主要道路調査結果

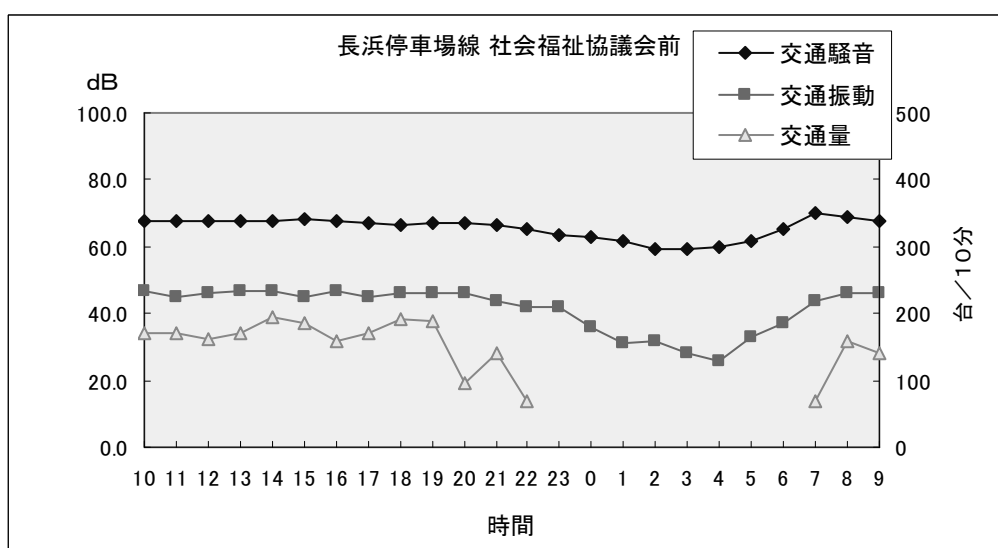
5-1-1 主要地方道長浜停車場線

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼67.4dB、夜61.7dBであり道路に面する地域の環境基準(65、60)を、どちらの時間区分とも満たしていません。

しかし、どの時間帯も、自動車騒音要請限度(75、70)以下となっています。

振動については、ほとんど変化はなく、時間区分ごとの平均レベルは、昼46.3dB、夜33.8dBでした。

時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は、昼157.9台/10分、夜90台/10分でピークは特に見られず、8時から19時までの交通量の差が小さくなっています。



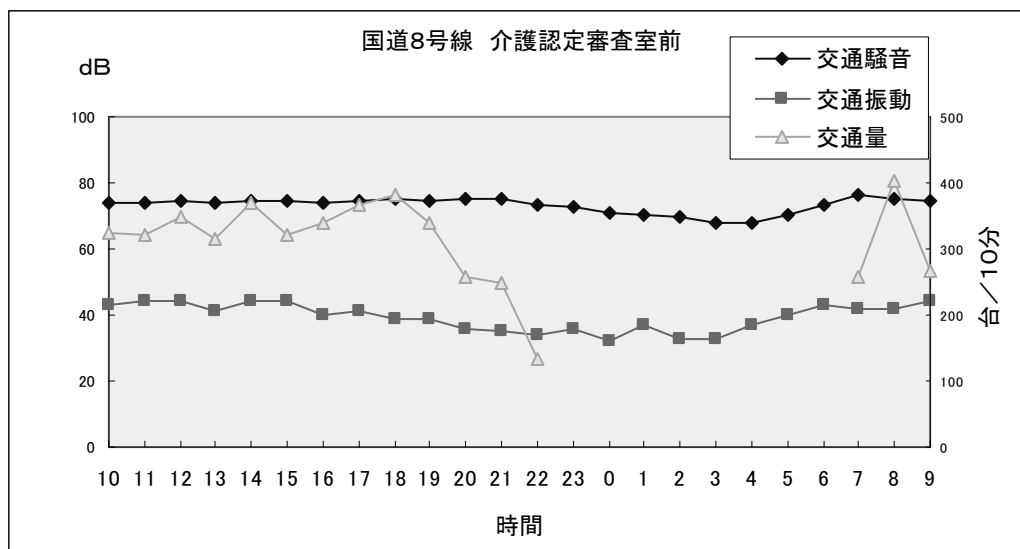
5-1-2 国道8号線

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼 68.6dB、夜 58dB でした。

幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準(70、65)および自動車騒音要請限度(75、70)ともに基準を満たしていました。

振動については、ほとんど変化はなく、時間区分ごとの平均レベルは、昼 41.4dB、夜 35.3dB でした。

時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は、昼 324.1台/10分、夜 133台/10分で、通勤時間帯である8時および18時にピークが見られ、全体的に交通量が多くなっています。



5-2 北陸自動車道騒音調査結果

各地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（昼：70dB、夜：65dB）を大きく下回っています。交通量に関しては、過去と比較してもほとんど変化はありません。

北陸自動車道騒音調査結果

測定場所	測定時刻	18年度		17年度		16年度		15年度		14年度	
		LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50
榎木	11時台	58.4	57.5	57.9	56.7	57.8	56.6	59.3	58.3	57.8	56.7
	15時台	58.3	57.0	57.1	56.4	59.4	58.7	55.0	54.2	59.0	58.0
	22時台	58.8	57.0	59.8	59.0	58.3	56.2	57.9	55.9	59.5	57.8
	昼	58.4	57.3	57.5	56.6	58.6	57.7	57.2	56.3	58.4	57.4
	夜	58.8	57.0	59.8	59.0	58.3	56.2	57.9	55.9	59.5	57.8
加納	10時台	56.7	56.1	54.4	56.7	56.5	55.6	55.0	54.3	56.6	56.0
	16時台	56.4	56.1	55.5	56.4	58.3	57.8	59.9	58.9	59.9	59.4
	22時台	54.1	53.3	54.2	59.0	57.1	55.0	58.5	58.1	57.3	56.1
	昼	56.6	56.1	55.0	56.6	57.4	56.7	57.5	56.6	58.3	57.7
	夜	54.1	53.3	54.2	59.0	57.1	55.0	58.5	58.1	57.3	56.1
南田附	11時台	58.0	57.1	59.5	58.9	57.0	55.5	58.8	58.1	57.2	56.3
	16時台	58.1	56.6	59.6	58.7	59.2	57.9	58.6	57.5	60.0	59.2
	22時台	56.2	54.3	57.5	54.9	58.3	56.0	58.3	56.7	60.0	58.8
	昼	58.1	56.9	59.6	58.8	58.1	56.7	58.7	57.8	58.6	57.8
	夜	56.2	54.3	57.5	54.9	58.3	56.0	58.3	56.7	60.0	58.8
宮司	11時台	54.4	53.4	54.6	53.7	57.8	57.1	57.0	55.9	56.4	55.1
	16時台	56.3	55.7	55.5	54.5	59.3	58.8	56.9	56.1	59.9	59.2
	22時台	54.0	52.3	54.8	53.2	58.6	56.7	59.7	58.7	58.0	56.5
	昼	55.4	54.6	55.1	54.1	58.6	58.0	57.0	56.0	58.2	57.2
	夜	54.0	52.3	54.8	53.2	58.6	56.7	59.7	58.7	58.0	56.5

H18.11.1

測定場所	測定時刻	測定時間	LAeq	LA05	LA10	LA50	LA90	LA95
榎木	10:09	0:10:00	58.4	62.3	61.3	57.5	51.7	50.0
	15:59	0:10:00	58.3	62.8	61.6	57.0	51.2	49.8
	22:04	0:10:00	58.8	63.3	62.1	57.0	51.1	49.5
加納	10:33	0:10:00	56.7	60.1	59.0	56.1	52.7	52.1
	16:15	0:10:00	56.4	58.8	58.1	56.1	53.7	52.9
	22:20	0:10:00	54.1	57.5	56.7	53.3	50.1	49.3
南田附	10:52	0:10:00	58.0	62.2	61.1	57.1	51.7	50.3
	16:32	0:10:00	58.1	62.6	61.4	56.6	52.6	51.8
	22:36	0:10:00	56.2	61.1	59.3	54.3	50.6	49.8
宮司	11:07	0:10:00	54.4	58.3	57.1	53.4	49.8	48.8
	16:47	0:10:00	56.3	59.4	58.6	55.7	52.7	51.9
	22:50	0:10:00	54.0	58.8	57.5	52.3	48.1	46.8

交通量調査結果

測定場所: 神田パーキング

H18.11.1

測定時刻	南行き 台/10分			北行き 台/10分		
	大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
11:30	37	45	0	32	72	0
17:08	31	124	0	16	46	0
23:15	29	13	1	36	14	0

◎交通量

測定時刻	年度	南行き 台/10分			北行き 台/10分		
		大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
11時台	15	31	57	0	18	76	1
	16	30	56	0	16	61	1
	17	30	61	0	32	91	0
	18	37	45	0	32	72	0
17時台	15	34	110	0	10	56	0
	16	42	102	0	20	58	0
	17	45	137	0	25	52	0
	18	31	124	0	16	46	0
23時台	15	33	8	0	44	17	0
	16	19	8	0	44	23	0
	17	47	17	0	55	20	0
	18	29	13	1	36	14	0
昼	15	32.5	83.5	0	14	66	0.5
	16	36	79	0	18	59.5	0.5
	17	37.5	99	0	28.5	71.5	0
	18	34	84.5	0	24	59	0
夜	15	33	8	0	44	17	0
	16	19	8	0	44	23	0
	17	47	17	0	55	20	0
	18	29	13	1	36	14	0

6 評価

市内主要道路については、騒音レベルは、各地点で環境基準を超えています。全て自動車要請限度以下となっています。また、振動レベルは、いずれの地点も低いレベルであり問題ないものと思われます。

北陸自動車交通騒音については、環境基準値（昼：70dB、夜：65dB）を下回っており、問題ないものと思われます。

用語の解説

* 騒音の環境基準 *

その地域の用途に応じ、住民が快適に暮らすための音の大きさの目安として定められたもので、みんなが努力して、生活環境の音をこの値以下のレベルになるようにしようという目標値です。

同時に、道路に面する環境基準も定められています。

* 自動車騒音の限度を定める命令 *

騒音規制法に基づく基準で、これに定められた測定方法によって測定した場合において、この限度を超え道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対して、交通規制を要請でき、また、道路構造の改善、その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して道路管理者、または関係行政機関の長に意見を述べることができます。

交通騒音振動調査結果

H18.10.24~25 主要地方道長浜停車場線 社会福祉協議会前

測定時刻	騒音レベル		Leq	振動レベル		交通量 (台/10分)						交通量合計	大型混合率	2輪混合率
	L50 (L5, L95)	L95		L10 (L50, L90)	L90	西行き			東行き					
						大	小	三	大	小	三			
10:00	65.1 (72.2, 56.9)	67.5				5	86	2	2	74	1	170	4.1	1.8
11:00	64.8 (72.7, 53.9)	67.7		45 (37, 28)		1	89	1	7	73	0	171	4.7	0.6
12:00	64.3 (73.2, 52.3)	67.8		46 (35, 25)		3	83	4	3	66	4	163	3.7	4.9
13:00	64.6 (72.6, 54.4)	67.5		47 (37, 24)		6	66	3	2	92	1	170	4.7	2.4
14:00	64.5 (72.6, 54.7)	67.6		47 (37, 28)		2	88	9	4	93	0	196	3.1	4.6
15:00	64.1 (72.3, 54.7)	68.1		45 (37, 29)		6	96	11	6	62	4	185	6.5	8.1
16:00	64.4 (72.6, 55.0)	67.5		47 (36, 25)		0	69	11	2	72	4	158	1.3	9.5
17:00	63.7 (71.7, 56.6)	66.8		45 (36, 26)		1	91	3	2	68	6	171	1.8	5.3
18:00	63.9 (71.7, 55.6)	66.6		46 (38, 28)		2	86	8	2	94	1	193	2.1	4.7
19:00	64.3 (72.3, 50.8)	67.0		46 (37, 28)		1	93	1	1	91	1	188	1.1	1.1
20:00	61.4 (72.8, 46.9)	66.9		46 (33, 20)		0	37	0	2	57	0	96	2.1	0
21:00	61.0 (72.7, 45.6)	66.7		44 (35, 24)		0	63	0	1	77	0	141	0.7	0
22:00	55.6 (71.8, 43.1)	65.1		42 (24, 20)		0	39	0	0	31	0	70	0	0
23:00	52.7 (70.2, 42.5)	63.6		42 (20, 20)										
0:00	49.2 (69.5, 40.8)	62.8		36 (20, 20)										
1:00	47.7 (68.5, 40.1)	61.9		31 (20, 20)										
2:00	42.3 (64.2, 38.5)	59.2		32 (20, 20)										
3:00	43.6 (63.6, 39.2)	59.3		28 (20, 20)										
4:00	44.8 (65.5, 39.0)	59.9		26 (20, 20)										
5:00	48.3 (66.1, 40.9)	61.6		33 (20, 20)										
6:00	55.1 (71.3, 45.4)	65.0		37 (20, 20)										
7:00	63.3 (74.6, 49.0)	69.8		44 (28, 20)		1	32	0	1	31	3	68	2.9	4.4
8:00	65.1 (73.7, 53.6)	68.8		46 (39, 28)		6	90	3	1	57	1	158	4.4	2.5
9:00	64.4 (72.7, 54.0)	67.5		46 (36, 24)		9	64	1	2	63	1	140	7.9	1.4
10:00	63.9 (72.0, 55)	67.0		47 (37, 26)										
昼	63.4 (73, 53)	67.4		45.3 (35, 25)		2.9	75.5	3.8	2.5	71.3	1.8	157.9	3.4	3.5
夜	48.0 (67, 41)	61.7		33.8 (21, 20)		0.0	39.0	0.0	0.0	31.0	0.0	70.0	0	0

交通騒音振動調査結果

H18.10.24~25 国道8号線 介護認定審査室前

測定時刻	騒音レベル		Leq	振動レベル		交通量 (台/10分)						交通量合計	大型混合率	2輪混合率
	L50 (L5, L95)	L95		L10 (L50, L90)	L90	南行き			北行き					
						大	小	三	大	小	三			
10:00	69.6 (80.4, 56.8)	74.2		43 (32, 24)		15	115	0	12	180	3	325	8.3	0.9
11:00	69.3 (79.8, 56.1)	73.7		44 (32, 24)		11	138	1	17	152	3	322	8.7	1.2
12:00	69.9 (80.5, 56.5)	74.5		44 (34, 23)		13	147	0	21	162	4	347	9.8	1.2
13:00	69.8 (80.1, 55.9)	74.0		41 (32, 21)		10	125	1	17	160	2	315	8.6	1
14:00	69.9 (80.3, 57.2)	74.8		44 (33, 24)		12	168	1	18	170	0	369	8.1	0.3
15:00	69.8 (80.2, 57.7)	74.4		44 (32, 22)		19	134	4	11	146	6	320	9.4	3.1
16:00	69.5 (79.9, 57.2)	74.1		40 (31, 20)		6	143	1	16	170	3	339	6.5	1.2
17:00	59.9 (80.0, 58.2)	74.4		41 (31, 23)		10	171	3	12	171	1	368	6	1.1
18:00	70.0 (80.3, 58.4)	74.9		39 (31, 23)		7	147	9	9	205	4	381	4.2	3.4
19:00	69.8 (80.9, 56.1)	74.8		39 (32, 20)		6	143	4	3	174	9	339	2.7	3.8
20:00	69.5 (81.2, 55.0)	74.9		36 (30, 20)		2	135	2	1	112	5	257	1.2	2.7
21:00	67.8 (81.6, 52.7)	74.9		35 (28, 20)		4	128	2	3	110	2	249	2.8	1.6
22:00	64.6 (80.4, 49.1)	73.4		34 (25, 20)		2	62	3	1	64	1	133	2.3	3
23:00	62.8 (80.2, 50.2)	72.8		36 (23, 20)										
0:00	60.1 (77.8, 48.7)	71.2		32 (21, 20)										
1:00	56.4 (76.1, 47.2)	70.1		37 (21, 20)										
2:00	55.2 (74.3, 46.5)	69.4		33 (20, 20)										
3:00	52.7 (72.6, 46.5)	68.0		33 (20, 20)										
4:00	54.2 (72.8, 46.6)	67.7		37 (20, 20)										
5:00	57.9 (75.9, 47.4)	70.2		40 (20, 20)										
6:00	63.8 (79.8, 50.3)	73.1		43 (24, 20)										
7:00	70.4 (82.9, 52.8)	76.6		42 (32, 20)		8	114	0	11	126	0	259	7.3	0
8:00	69.8 (81.1, 55.4)	75.2		42 (35, 24)		5	189	0	16	194	0	404	5.2	0
9:00	68.7 (80.4, 55.0)	74.5		44 (34, 24)		25	114	1	19	108	1	268	16.4	0.7
10:00	()			43 32 24										
昼	68.6 (81, 56)	74.6		41.4 (31, 22)		10.2	140.7	1.9	12.4	156.0	2.9	324.1	7	1.5
夜	58.0 (76, 48)	70.4		35.3 (21, 20)		2	62	3	1	64	1	133	2.3	3

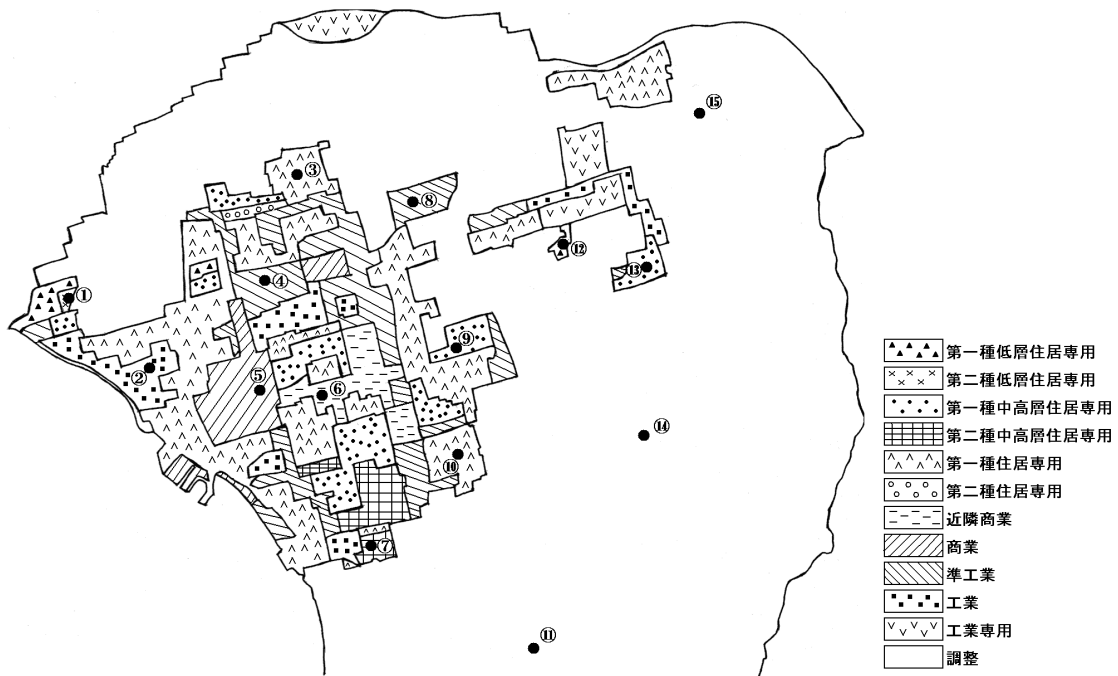
第5節 環境騒音調査結果

1 概要

私たちの周りには工場の音や自動車、鉄道などの交通機関の音など生活する上で不快と感じる音や、虫や鳥のさえずりなど心が和む音など様々な音があり、これらの環境騒音は土地利用状況や人の活動によりいろいろなレベル、パターンを示します。これらの環境騒音について市内の実態を把握するため次のとおり調査を実施しました。

2 調査地点

No. 1	相撲町	(二低専・A)	緑が浜会館東のモニュメント
No. 2	末広町	(工業・C)	上田産業東の公園
No. 3	新庄寺町	(一住居・B)	神照寺南の遊園地
No. 4	中山町	(準工・C)	中山町会館東の公園
No. 5	宮前町	(商業・C)	稲荷神社
No. 6	八幡東町	(近商・C)	市役所東別館駐車場
No. 7	大戌亥町	(二中高・A)	大戌亥コミュニティセンター南東の公園
No. 8	口分田町	(準工・C)	口分田町会館
No. 9	小堀町	(一中高・A)	グランド化学西の公園
No. 10	室町	(一住居・B)	室町会館南の公園
No. 11	加田町	(調整・B)	神田ふれあい広場駐車場
No. 12	加納町	(一低専・A)	加納白山公園西のふれあい広場
No. 13	南小足町	(一中高・A)	小足新町会館西の公園
No. 14	八条町	(調整・B)	共同作業所北の広場
No. 15	東上坂町	(調整・B)	東上坂会館



3 調査実施日 平成18年11月9日

4 調査方法

「騒音に係る環境基準について」(平成10.9.30 環告64)に基づき、基準時間帯における10分間の等価騒音レベル LAeq を測定しました。

5 調査結果

用途区域区分	工業	環境基準類型 C			
地点番号	No.2	道路との関係 離れている			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		11:05	15:16	19:14	23:09
レベル	Leq	43.6	45.6	43.0	38.8
	L05	47.0	50.6	45.5	40.7
	L50	42.1	43.5	42.2	38.5
	L95	40.2	41.5	40.9	35.7

用途区域区分	商業	環境基準類型 C			
地点番号	No.5	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		10:01	14:00	18:00	22:00
レベル	Leq	52.0	52.8	52.4	40.4
	L05	57.3	59.9	58.3	42.0
	L50	47.3	46.0	44.3	39.9
	L95	42.4	42.6	41.3	38.8

用途区域区分	準工	環境基準類型 C			
地点番号	No.4	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		10:20	14:17	18:17	22:15
レベル	Leq	48.7	50.4	48.6	45.6
	L05	52.1	56.2	52.1	48.0
	L50	47.2	47.9	47.6	44.7
	L95	44.6	44.8	45.4	43.4

用途区域区分	一低専	環境基準類型 A			
地点番号	No.12	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		11:14	14:50	19:00	23:01
レベル	Leq	48.5	49.1	46.1	44.8
	L05	52.1	53.4	48.5	49.3
	L50	46.9	47.5	45.7	43.4
	L95	43.5	44.3	43.7	39.7

用途区域区分	近商	環境基準類型 C			
地点番号	No.6	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		10:02	14:00	18:00	21:58
レベル	Leq	45.4	48.4	47.3	44.1
	L05	48.7	52.6	49.4	46.8
	L50	44.3	46.6	46.8	43.5
	L95	42.1	44.4	45.1	41.7

用途区域区分	二中高	環境基準類型 A			
地点番号	No.7	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		10:23	14:21	18:20	22:18
レベル	Leq	47.8	49.9	47.6	44.4
	L05	49.5	52.3	49.9	46.6
	L50	46.3	49.5	47.5	44.0
	L95	44.1	47.0	44.5	42.4

用途区域区分	調整	環境基準類型 B			
地点番号	No.11	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		10:44	14:42	18:40	22:36
レベル	Leq	46.6	47.7	48.4	45.3
	L05	49.5	51.7	51.1	48.7
	L50	46.0	46.2	48.0	44.6
	L95	42.9	43.0	44.5	40.3

用途区域区分	一中高	環境基準類型 A			
地点番号	No.13	道路との関係 離れている			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		10:57	14:35	18:44	22:44
レベル	Leq	42.0	54.5	39.6	39.2
	L05	45.3	59.1	42.6	42.1
	L50	40.8	48.0	38.9	38.1
	L95	37.4	41.3	36.0	36.3

用途区域区分	二低専	環境基準類型 A			
地点番号	No.1	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		10:48	14:59	18:59	22:54
レベル	Leq	58.5	55.0	51.4	48.0
	L05	63.1	59.6	58.0	53.3
	L50	46.8	52.5	44.4	39.8
	L95	42.0	44.2	42.1	37.4

用途区域区分	一住居	環境基準類型 B			
地点番号	No.10	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		11:20	15:20	19:17	23:14
レベル	Leq	47.8	48.8	46.4	45.0
	L05	49.7	50.8	48.4	47.6
	L50	46.8	48.2	46.0	44.6
	L95	44.2	46.5	43.9	41.7

用途区域区分	一住居	環境基準類型 B			
地点番号	No.3	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		11:27	14:36	18:35	22:34
レベル	Leq	48.6	47.5	48.7	44.8
	L05	53.1	50.2	51.2	47.2
	L50	46.3	47.0	47.6	44.2
	L95	43.5	43.6	45.4	41.4

用途区域区分	準工	環境基準類型 C			
地点番号	No.8	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		10:05	14:00	18:05	22:04
レベル	Leq	48.6	54.0	52.9	49.5
	L05	52.6	60.9	56.6	52.4
	L50	47.5	47.9	50.3	47.1
	L95	44.0	44.2	48.0	43.8

用途区域区分	一中高	環境基準類型 A			
地点番号	No.9	道路との関係 離れている			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		11:30	15:08	19:18	23:19
レベル	Leq	50.6	50.8	48.9	44.9
	L05	55.2	54.4	51.9	47.1
	L50	48.6	49.6	48.0	44.6
	L95	45.4	46.3	45.5	42.4

用途区域区分	調整	環境基準類型 B			
地点番号	No.15	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		10:38	14:18	18:23	22:24
レベル	Leq	50.2	51.6	51.3	49.9
	L05	53.6	55.2	54.7	53.8
	L50	49.2	50.7	50.6	48.8
	L95	45.0	45.6	46.8	43.6

用途区域区分	調整	環境基準類型 B			
地点番号	No.14	道路との関係 接している			
時間帯		昼	昼	昼	夜
測定時刻		11:03	15:03	19:00	22:57
レベル	Leq	42.4	45.3	39.8	36.9
	L05	45.8	48.2	42.2	40.1
	L50	41.2	42.4	39.2	35.9
	L95	39.4	40.0	37.2	34.2

調査地点 用途区域(環境基準類型) 地点名(地点番号) [13, 14年度調査地点] 環境基準類型	H18(Leq)		H16(Leq)		H15(Leq)		H14(Leq)	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
第一種低層住居専用地域 加納町(No. 12) A(道路に面する)	47.9	44.8	50.7	50.3	51.2	46.8	55	51
第二種低層住居専用地域 相撲町(No. 1) A	55.0	48.0	50.6	50.9	49.6	41	53	48
第一種中高層住居専用地域 小堀町(No. 9) [東高田町] A	50.1	44.9	43.4	47.1	49.9	44.2	52	53
南小足(No. 13) A	45.4	39.2	43.9	39.4	47.7	41	***	***
第二種中高層住居専用地域 大戌亥町(No. 7) [勝町] A	48.4	44.4	50.8	44.4	48.7	45.7	52	50
第一種住居地域 室町(No. 10) [公園町] B	47.7	45.0	46.2	50.5	43.7	43.8	52	50
新庄寺(No. 3) B	48.3	44.8	44.7	44.6	47.1	40	45	42
第二種住居地域 [神照町] B	***	***	***	***	***	***	52	49
近隣商業地域 八幡東町(No. 6) [高田町] C(道路に面する)	47.0	44.1	44.9	44.9	46.4	43.1	59	56
商業地域 宮前町(No. 5) C(道路に面する)	52.4	40.4	46.8	47.7	50.1	46.7	48	42
準工地域 中山町(No. 4) [八幡中山町] C(道路に面する)	49.2	45.6	51	46.6	48.3	44.5	59	54
口分田町(No. 8) C(道路に面する)	51.8	49.5	48.4	45.5	45.4	47.7	48	41
工業地域 未広町(No. 2) C	44.1	38.8	43.9	43.7	47.4	37.8	45	46
調整区域 東上坂(No. 15) B	51.0	49.9	47.8	43.4	44.5	41.9	51	41
加田町(No. 11) B	47.6	45.3	44.8	38.1	52.2	48	51	50
八条町(No. 14) B	42.5	36.9	44	38.7	50.5	46.5	49	49

(単位: dB)

: 環境基準超過

6 評価

「騒音に係る環境基準について」(平成 10. 9. 30 環告 64) に基づき評価しました。
環境基準値は次のとおりです。

環境基準値		
地域類型	昼間	夜間
AおよびB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

道路に面する地域の環境基準値		
地域の区分	昼間*	夜間*
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

*時間区分
昼間: 6:00-22:00
夜間: 22:00-翌6:00

昼間においてはすべての地点で基準を満たしていましたが、夜間においては、

第二種低層住居専用地域(相撲町)

市街化調整区域(東上坂町、加田町)

以上の3地点で環境基準を満たしていませんでした。

これらの地点は、北陸自動車道、県道東上坂近江線、湖岸道路に近いことなどから、主な音源として道路を通過する自動車音が含まれています。

昨年以降と比較しても全体的に大きな変化は見られず、要因、レベルから総合的に判断すると、現段階では問題ないと思われず。

第2章 環境行政のあゆみ

●昭和30年代まで一産業公害問題の顕在化

- ・戦前にも足尾銅山での鉱毒公害などの環境問題がありましたが、問題が全国に広がり顕在化したのは昭和30年代後半からです。高度経済成長による活発な生産活動に伴い、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなどの深刻な公害問題が全国各地で起こりました。
- ・しかし、公害問題に対して東京都や大阪府などの地方自治体で公害防止条例が制定される程度で、本格的な法制度、行政組織などの体制は未整備でした。
- ・滋賀県、長浜市においても同様であり、環境政策は、上水道やごみ処理などの衛生対策を中心に進められました。

●昭和40年代—環境行政の基盤づくり

- ・公害問題はますます激化し、国民の関心が高まり、公害反対の住民運動が各地で行われました。これに対応して公害対策基本法をはじめとする法体系、環境庁をはじめとする執行体制の整備が行われ、本格的な公害対策がスタートしました。公害対策の中心は、工場等の事業場を対象とする汚染物質の排出規制対策でした。
- ・一方、公害問題と並んで、「列島改造」のスローガンで進められた大規模な自然地域の開発問題に対して、自然環境保全法等の法律により開発規制などの対策がとられました。
- ・滋賀県では、昭和44年に公害防止条例が制定され、公害対策が実施されました。またこの時期に琵琶湖の水資源開発を目指す琵琶湖総合開発事業が開始され、琵琶湖の自然環境は大きく姿を変えることになりました。
- ・長浜市では、水質事故などの公害問題が生じていましたが、これに対応して昭和45年には公害対策課が初めて設置され、大気や河川などの環境監視や工場との公害防止協定の締結などが進められ、今日の環境行政の基礎が築かれました。

●昭和50年代—公害問題要因の変化と規制政策からの転換

- ・規制対策の進展により、主に工場に原因を持つ産業公害問題は一段落しましたが、変わって都市化や市民生活に起因する生活排水や自動車排出ガス、近隣騒音などの都市生活型公害や廃棄物問題がクローズアップされるようになってきました。公害問題は事業者原因があり、市民が被害者であったのに対して、市民生活が原因者であり被害者であるという図式をとるようになってきました。
- ・琵琶湖を抱える滋賀県では、赤潮や水の華の発生に危機感を募らせた県民レベルでの「せっけん運動」が原動力となって、「琵琶湖条例」の制定をはじめとする生活排水に対する取り組みが活発化しました。
- ・長浜市でも、生活排水対策や分別収集開始による廃棄物対策などの市民一人一人へ働きかける環境政策が進展しました。また、住民が地域環境の保全・改善に取り組む身近な環境づくり事業が開始され、一人一人のライフスタイルの改善が求められ

る地球環境問題時代へ先駆けた取り組みとして全国的にも注目を受けました。

●昭和60年代～平成初期－アメニティ・地球環境への広がり

【アメニティ】

- ・生活にゆとりが生じてきたことに呼応して、市民の環境に対する意識が変化を見せ、環境の質を高めることに目が向けられるようになりました。「アメニティ」という言葉に集約される親水性、豊かな緑、歴史的環境、美しい景観等の保全、創出が環境政策の中心となりました。
- ・これは52年のOECDレポートでの指摘を契機としたもので、国レベルでは50年代後半から「アメニティタウン計画事業」などアメニティ創出のための施策が展開されました。
- ・滋賀県では、「風景条例」が施行され、琵琶湖を水資源から総合的に環境資源ととらえ施策への展開がはかられました。
- ・長浜市では、いち早くアメニティ計画の策定に取り組みましたが、これは身近な環境づくり事業など住民が主体となった環境づくり・まちづくりをベースに進められたもので、その後アメニティ会議の組織化を経て、現在の環境政策の基礎となっています。

【地球環境】

- ・地球環境の危機については、早くから指摘されていましたが、世界的な共通認識を得るようになったのはこの時期です。平成4年の地球サミットでの「持続可能な開発」の原則を謳ったリオ宣言を頂点とし、これ以降地球規模での取り組み体制の整備が進みました。
- ・国内では、昭和63年の環境白書で「地球規模の環境問題」を特集、オゾン層の破壊防止に関するウィーン条約に加入するなど地球環境問題への取り組みが本格的に開始されました。環境政策の領域が広がり、規制的施策だけでなく経済社会システムやライフスタイルの変革が重要となったことを受けて、環境基本法、環境基本計画、アジェンダ21国別行動計画などが相次いで制定され、総合的な環境政策推進の基盤づくりが進みました。
- ・滋賀県では、アジェンダ21滋賀や環境にやさしい物品購入指針の策定などが行われました。特に後者は自治体でのグリーン購入のさきがけとして注目されました。
- ・長浜市では、地球環境問題を資源循環の観点からとらえた実践的な施策が多面的に進められました。その中心となったのは、平成3年に整備された省資源実践館エコハウスであり、生活雑排水対策から始まる身近な生活環境の見直しの延長としてリサイクル活動の支援、環境学習、意識啓発事業などが行われています。

●現在－共生・循環への実践的な取り組みの開始

- ・COP3京都会議での温室効果ガス排出量削減目標の設定を踏まえ、国が率先行動計画の策定を行うなど、地球環境問題対策は枠組み整備の段階から、「共生」、「循

環」を具体化する実践行動への段階へと移行しています。

- ・滋賀県では、平成8年に環境基本条例、平成9年には環境総合計画が定められ、環境づくりの枠組みと長期的・総合的な施策推進の方向が明らかにされました。その基本理念として住民が中心となって事業者や行政との協働により、環境保全・創造を進めていく「環境自治」が打ち出され、石けん運動、身近な環境づくり活動と引き継がれてきた滋賀県の環境政策の基本概念と位置づけられています。また、各主体の実践的な取り組みを推進するため、ISO14001認証取得などが行われています。
- ・長浜市では、平成11年にクリスタルプラザができ新たな分別回収がスタートされるなど、資源循環の取り組みが強化されています。また、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史的文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的として、平成11年7月に「長浜市環境基本条例」を制定し、平成13年3月に「長浜市環境基本計画」を策定して、「自然とひとがともに生きる環境重視のまちづくり」を、市、市民、事業者等が協働・連携して進めています。さらに、平成14年3月にはISO14001の認証を取得し、環境配慮の取り組みを実践しています。

第3章 長浜市環境基本計画について

第1節 計画のめざすもの

(1) 「ながはま環境まちづくりプラン21」策定の背景と趣旨

私たちにとって、水や空気、みどり、生きもの、まちのたたずまいなど身のまわりにあるものすべてが、“環境”であり、健康で快適な暮らしを送るために大切なものです。

これまで、私たちは、伊吹山や横山のみどり、姉川、琵琶湖など豊かな自然、古来より歴史の舞台となり数々の先人を輩出した歴史・文化、それらの自然や風土などに培われた環境の恵みを受けて、生活を営んできました。

しかし、社会経済活動が拡大し、物質的な豊かさや便利さを求める生活様式へと移行したことで、環境に大きな負荷がかかるようになりました。この結果、身近な地域の環境問題だけでなく、地球規模においても良好な環境の存続が危機にさらされています。私たちが、今後も、良好な環境を維持し、子孫に引き継いでいくために、環境問題への対応が重要な課題となっています。

現代の環境問題は、市民や事業者、行政などのあらゆる主体の活動と密接に関わっているという特性を持っています。そのため、かつての公害問題のように特定の企業への規制といった範ちゅうにとどまらず、すべての主体が日常行動や事業活動そのものを見直していかなければならないといった問題にまでひろがっています。

本市では、秀吉公により城下町として町の基礎が築かれて以来、町衆自治の伝統が受け継がれ、市民が主役となったまちづくりが展開し、その成果がうまれています。

す。環境の保全と創造も、自らの責任のもとで、あらゆる主体が関わり、そして互いに協働・連携して実現させていくものであり、その実現までのひとの関わりや行動を考えると、それはまちづくりそのものです。

このプランでは、日常生活や事業活動から、道路・公園などの整備、教育や文化活動までのあらゆる場面で、まちの形、まちのしくみ、ひとの意識などに関し、持続可能な節度ある発展を基本に、環境づくりに取り組む「環境まちづくり」をすすめるため、その基本的な方向や具体的施策を明らかにしていきます。

(2) 計画の枠組み

■目的・性格

- ・良好な環境を保全・創造し、将来にわたって自然とひとがともに生き、快適に暮らすことができるよう、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的としています。
- ・市民、事業者、行政などの各主体が、協働・連携し、環境の保全・創造をまちづくりとして推進するための目標、考え方などを示しています。

■位置づけ

- ・長浜市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第11条の規定に基づき、策定しています。
- ・この計画は、旧長浜市総合計画の基本目標の「自然とひとがともに生きる環境重視のまちづくり」を実現するためのものであり、まちづくりや各種施策の実施にあたっての環境に関する事項の基本的な指針となるものです。

■対象

1. 対象の分野

- ・本計画で対象とする環境の分野は、長浜市環境基本条例に基づき、市民の生活に直接関わる地域環境と地球環境とともに、市民生活や経済活動によって生じる環境への負荷を対象としています。

分 野		具体的な環境の要素
地域環境	自然環境	森林・河川・琵琶湖などの自然、動植物 など
	生活環境	水質汚濁、大気汚染、音、におい、人工光化学物質汚染 など
	快適環境	公園・緑地、景観、美化、歴史・文化的環境、バリアフリー など
地球環境		地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、淡水資源の枯渇 など
環境への負荷		資源、エネルギー、廃棄物 など

2. 対象の地域

- ・対象地域は、長浜市の行政区域全域（45.54K㎡）を基本とし、長浜市だけで

は解決できない問題については、近隣市町や県などと連携して取り組むこととしています。

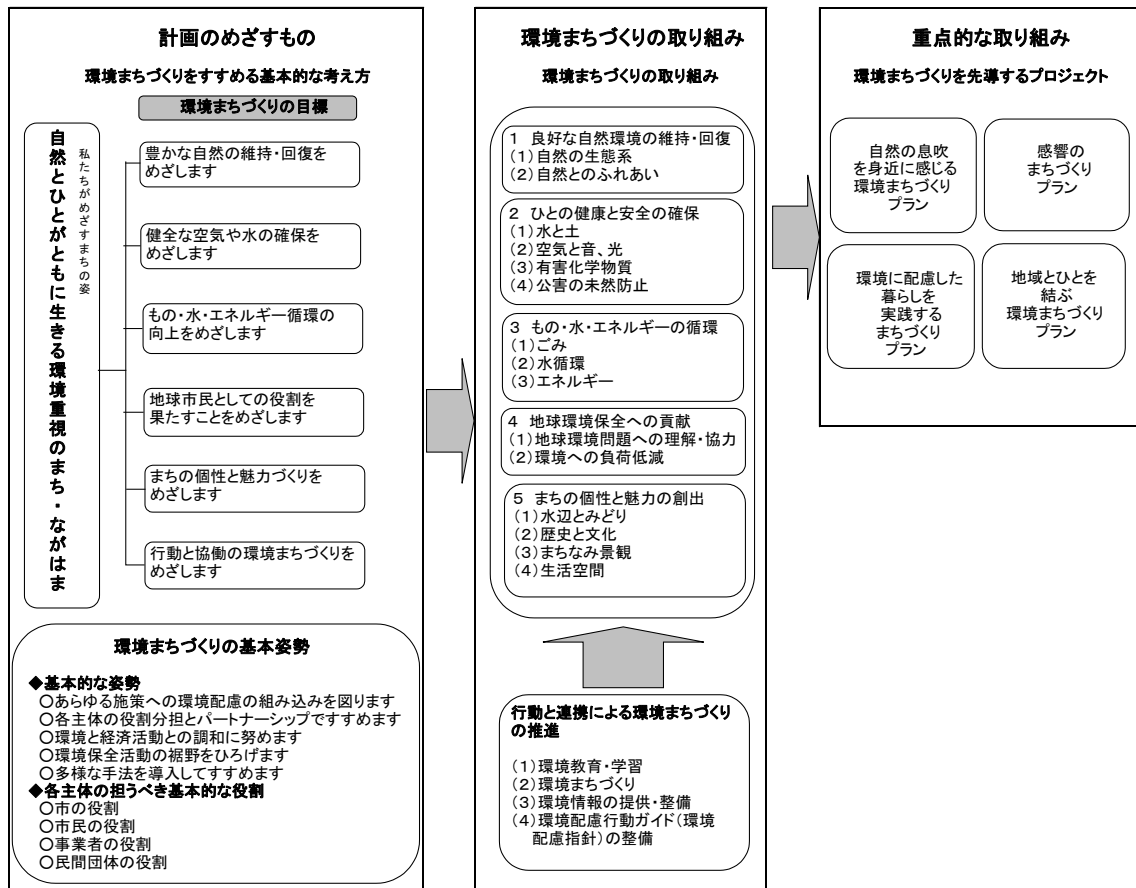
3. 主体

- ・主体は、長浜市で活動するすべての市民、滞在者、事業者、行政とします。各主体が、それぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、取り組むことを基本としています。

■計画の期間

- ・計画期間は、平成13年（2001）年度から平成22年度（2010）年度までの10年間とし、社会情勢の変化にともない、必要に応じて見直しをすることとしています。

■長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の体系



第2章 計画をどのように推進するのか

(1) 推進体制

めざすまちの姿の実現に向けて、総合的、計画的な施策や環境配慮の取り組みを着実にすすめていくために、計画推進体制を整備します。

● **環境審議会**

環境審議会は、市民、事業者、学識経験者などで構成し、環境の現況や環境施策の推進状況などを公正かつ専門的な立場から審議し、市民意見などを踏まえながら、必要に応じてより効果的な施策を検討し、意見を述べる役割を果たします。

● **市民・事業者・市での推進体制**

市、市民、事業者、民間団体などが中心となって取り組みをすすめていくために、各主体の参画による全市的な組織づくりを検討します。環境に関する取り組みを自主的かつ積極的に推進していくとともに、主体間での情報交換や連絡調整などを行い、これらの情報をひろく市民に向けて発信しながら、活動の輪をひろげていきます。

● **広域的な連携体制**

河川や琵琶湖、横山などの自然環境の保全や自動車交通対策など、周辺市町と共通する課題や地球環境問題などに対応していくために、近隣市町や県、国などと連携・協力しながら、広域的な視点で取り組みます。

(2) **進捗状況の点検・評価と計画の見直し**

計画を円滑かつ確実に推進していくために、定期的、継続的な進行管理を行います。

● **推進指標による継続的な調査**

計画の進捗状況をはかるものとして、取り組みの目標に掲げた指標については、できる限り数値の把握に努め、今後の見通しが明らかになった段階でそれぞれの主体が目標値を設けるとともに、計画の推進段階で必要に応じて指標項目を追加していきます。

● **年次報告**

環境の状況や市民、事業者、市などの取り組みを広報ながはまや環境報告書、市ホームページなどを通じて公表します。報告は誰もが理解できるよう十分に配慮し、市民や事業者などの活動に役立つものとなるよう工夫します。

● **市民の参画による評価と計画の見直し**

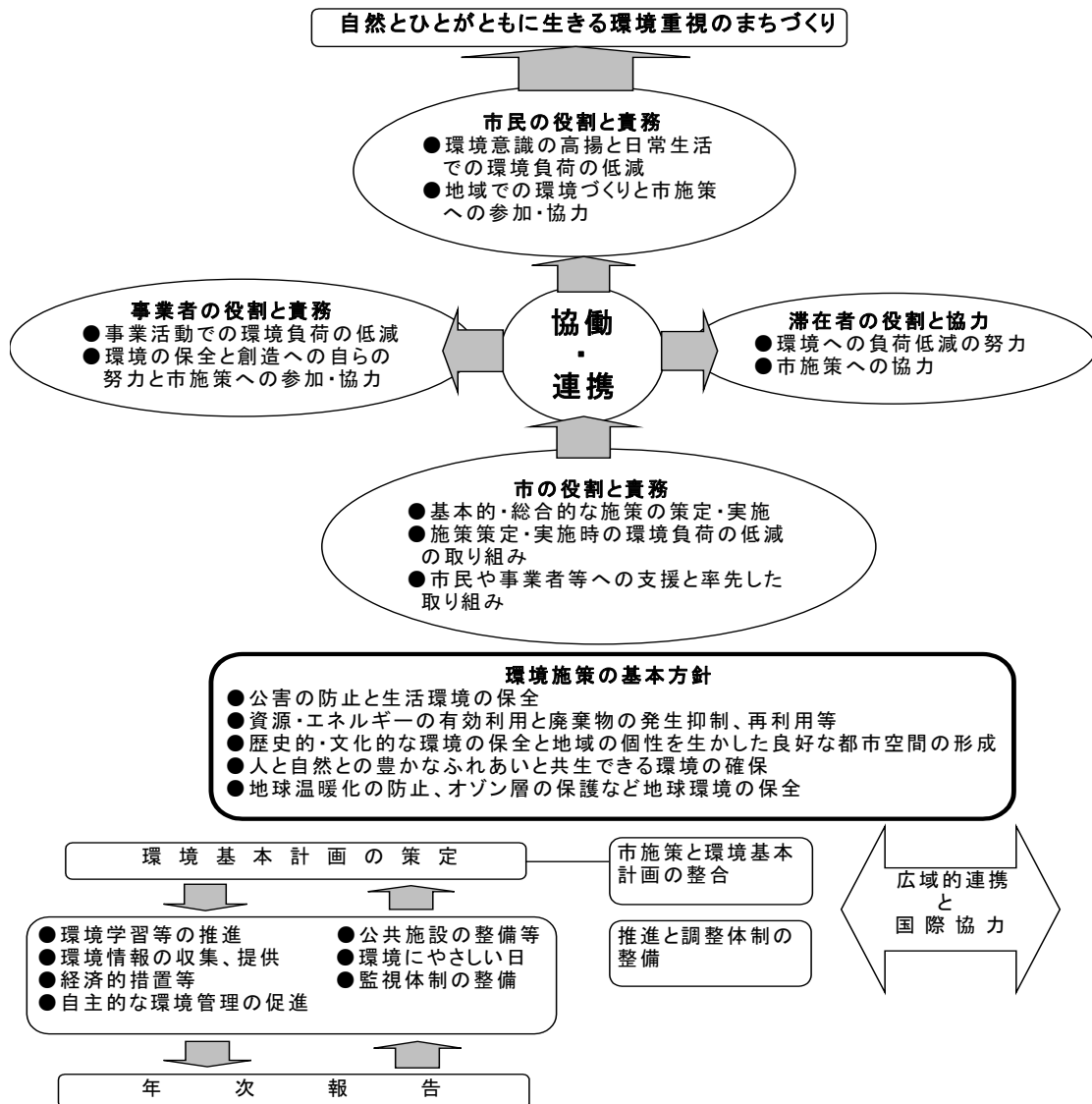
計画の実効性を確保するために、目標の達成状況や市民、事業者、市などの取り組みを定期的に把握、評価します。また社会経済や環境の状況の変化などに適切かつ柔軟に対応し、計画の見直しを行います。評価や計画の見直しにあたっては、市民や事業者などに対して情報の提供を行い、市民や事業者などの参画により検討をすすめます。

第4章 環境の保全と創造に関する条例等

第1節 長浜市環境基本条例

良好な環境の保全と創造をめざし、本市にふさわしい新しい時代を切り拓いていくため、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくうえでの基本となる考え方を示す「環境基本条例」を制定しました。

長浜市環境基本条例の概念図



長浜市環境基本条例

平成18年2月13日

条例第90号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的な方針（第8条）

第3章 実現のための方策（第9条—第14条）

第4章 推進のための方策（第15条—第21条）

第5章 環境審議会（第22条）

第6章 雑則（第23条・第24条）

付則

私たちの住んでいる地域には、琵琶湖や姉川、伊吹山や横山など、美しい自然がいっぱいあり、私たちは、いつでも触れたり感じたりすることができます。このようなすばらしい自然が、私たちにおいとおやすらぎをあたえ、暮らしやまちが豊かになってきました。

しかし、便利で快適な暮らしができるようになったことはとても良いことですが、そのために、たくさんの物をつくり、たくさんの物を使い、たくさんのゴミを出して、環境に大きな負担をかけてきました。このような行いは、身のまわりの環境を悪くするだけでなく、地球の温度を高くしたり、地球を取り巻くオゾン層を壊してしまうなど、地球にとっても大変なことになってしまいます。このままでは、将来の人たちが暮らせなくなってしまいかもかもしれません。

いっしょに暮らしている動物や植物、そして私たち人間も、空気や水がないと生きていけません。この空気や水は、いったん汚れると、なかなか元にもどすことができません。そのことを忘れてしまって、環境を汚したり、壊してきたため、大きな問題となっているのです。

今こそ、私たちは、良い環境のなかで暮らすことが、みんなの権利であり、そして良い環境を守り育て、将来の人たちにも残していくことが、みんなの義務であることをあらためて考えていかなければなりません。

今も、そして将来も、みんなが良い環境のなかで暮らしていけるように、みんなが力をあわせて、まわりの環境を守り育てていかなければなりません。そして、このことは、地球を守っていくことにつながります。

このように、環境を大切にしたい人たちが住む長浜市をつくるために、この条例を設けます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で

文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境をいいます。

2 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において、「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球規模の環境に影響をおよぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 環境の保全と創造は、良好な環境を実現し、これを将来の世代へと継承するとともに、資源の循環を基本とした活動による環境への負荷の少ない社会が構築されるように、適切に行われなければなりません。

2 環境の保全と創造は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保し、人と自然との触れ合いを保つことにより、自然と人が共生できるように、適切に行われなければなりません。

3 環境の保全と創造は、市、市民、事業者と滞在者がそれぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、私たちの行動と深く関わっていることを考慮し、すべての日常生活と事業活動において身近な問題としてとらえ、国の内外の地域と連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

(市の役割と責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的、総合的な施策を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、環境への影響に関わる施策の策定と実施に当たっては、環境の保全と創造を重視し、環境への負荷を少なくするための必要な措置をとらなければなりません。

3 市は、市民と事業者の自主的な環境の保全と創造に関する活動を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を積極的に推進しなければなりません。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に関する自らの意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷を少なくするように、積極的に努力しなければなりません。

2 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、地域における環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

(事業者の役割と責務)

第6条 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、自らの社会的責任において、事

業活動に伴う環境への負荷を少なくするように積極的に努力しなければなりません。

- 2 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

(滞在者の役割と協力)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷を少なくするように、努力しなければなりません。

- 2 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力しなければなりません。

第2章 基本的な方針

(環境施策の基本方針)

第8条 市は、この条例の基本的な考え方の実現を図るため、次の基本方針に基づいて施策を推進しなければなりません。

- (1) 公害の防止と生活環境の保全
- (2) 資源・エネルギーの有効な利用と廃棄物の発生抑制、再利用等
- (3) 歴史的・文化的な環境の保全と地域の個性を生かした良好な都市空間の形成
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いと共生できる環境の確保
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全

第3章 実現のための方策

(市、市民、事業者等の協働・連携)

第9条 市は、市、市民、事業者等が協働・連携し、環境の保全と創造のための活動に取り組むことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

(広域的連携と国際協力)

第10条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国や他の地方公共団体等と協力して、これを推進しなければなりません。

(環境基本計画)

第11条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければなりません。

- 2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市長の意見を反映できるよう必要な措置をとるとともに、長浜市環境審議会の意見を聴かなければなりません。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 4 環境基本計画を変更するときにも、前2項で定められた手続きによります。

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(環境配慮指針)

第13条 市長は、市、市民、事業者の活動や行動を良好な環境の保全と創造へと誘導するために、環境に配慮すべき指針を定める等の必要な措置をとらなければなりません。

2 市、市民、事業者は、前項の環境に配慮すべき指針を守るように努力しなければなりません。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、市の環境の状況や施策の内容等について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第4章 推進のための施策

(環境学習の推進等)

第15条 市は、市民、事業者等が、環境の保全と創造についての理解を深め、環境に配慮した日常生活や事業活動を展開できるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の推進について、必要な措置をとらなければなりません。

(環境情報の収集、提供)

第16条 市は、環境の保全と創造のための活動を促進するため、個人や法人の権利利益の保護に配慮しながら、環境の状況など環境の保全と創造に関する情報を収集し、提供するよう努力しなければなりません。

(経済的措置等)

第17条 市は、市民、事業者等が行う環境への負荷を少なくする設備や施設の整備、自主的な活動を促進するため、適正な経済的助成など必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、環境への負荷を少なくする目的で、市民、事業者等に対して経済的な負担をかけようとするときは、十分な事前調査と研究を行ったうえで、必要な範囲内の措置をとることができます。

(自主的な環境管理の促進)

第18条 市は、事業者自らがその活動について、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、市民自らが日常生活において、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

(公共施設の整備等)

第19条 市は、公共施設の整備や維持管理を行うときは、環境への負荷が少なくなるように、資源・エネルギーの有効利用や廃棄物の減量等の促進に努力しなければなりません。

2 市は、公共施設の整備を行うときは、自然環境の適正な保全や健全な利用を図るなど良好な環境を形成することができるよう努力しなければなりません。

(環境にやさしい日)

第20条 市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲が高まるように、毎年、春分の日を環境にやさしい日とします。

(監視体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制を整備しなければなりません。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、長浜市環境審議会(以下「審議会」という。)を置きます。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

- (1) 環境の保全と創造に係る基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画に関する事
- (3) その他環境の保全と創造に係りて市長から意見を求められた事項

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関し、市長に意見を述べることができま

4 前3項に定めるもの以外に審議会の組織や運営に係りて必要な事項は、市長が定めま

第6章 雑則

(推進と調整体制の整備)

第23条 市は、環境の保全と創造に係る施策を、総合的に推進、調整するため、必要な体制を整備しま

(委任)

第24条 この条例の施行に必要事項は、市長が定めま

付 則

この条例は、平成18年2月13日から施行しま

第2節 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の錯乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、「長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例」を制定しました。

長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

平成18年2月13日

条例第92号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 廃棄物の減量等(第7条—第12条)
- 第3章 一般廃棄物の適正処理(第13条—第20条)
- 第4章 環境の美化(第21条—第24条)
- 第5章 環境推進員(第25条)
- 第6章 雑則(第26条—第30条)

付 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）および容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）ならびに湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号。以下「センター条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業系一般廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(2) 減量 廃棄物の発生を抑制し、再利用、再使用を図ること等により廃棄物の量を減らすことをいう。

(3) 再利用 活用しなければ不用となる物または廃棄物を再び使用し、または資源として利用することをいう。

(4) 再生資源 再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。

(5) センターの処理施設 センター条例第2条第2項第5号に規定する処理施設をいう。

(市、市民および事業者の相互協力)

第3条 市、市民および事業者は、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進について相互に協力しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、その施策を通じて、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量等に関して、あらゆる機会を通じて、市民および事業者の意識啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら第1条に掲げる目的に関する意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を生活環境の保全上支障をきたさない方法でなるべく自ら処理すること等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化に関し、市の施策および市民の活動に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量等

(施策の推進)

第7条 市は、廃棄物の減量等に関して、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるようにするものとし、市民および事業者は、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

(市の取り組み)

第8条 市は、積極的に自ら再生品を使用し、再生資源として回収する等自ら再利用を推進するよう努めるものとする。

(資源回収活動への参加等)

第9条 市民は、資源回収活動に積極的に参加するとともに、再生品の使用もしくは不用品の活用等により再利用に努めるものとする。

(再生資源等の使用)

第10条 事業者は、物の製造または加工に際して、再生資源または再生品を原料等として用いるように努めなければならない。

2 前項に定めるほか、事業者は、事業活動に要する用品、資材等の調達および使用に際しては、再生品を使用するよう努めなければならない。

(環境保全型製品の普及)

第11条 事業者は、物の製造または加工に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ評価し、適切な材料を選択すること等により、適正な処理が容易であるような、または再利用の促進に寄与するような製品、容器等（以下「環境保全型製品」という。）の製造または加工に努めなければならない。

2 事業者は、製品の販売に際して、環境保全型製品を優先的に販売するよう努めなければならない。

3 市民および事業者は、商品の購入等に際しては、環境保全型製品を選択するよう努めなければならない。

(容器および包装の適正化等)

第12条 事業者は、物の製造、加工および販売等に際しては、再利用に適した容器を使用し、または過剰な包装の抑制を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民および事業者は、商品の購入に際しては、再利用に適した容器を使用し、または簡易に包装された商品を選択し、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

第3章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の自己処理基準)

第13条 市民、事業者および土地または建物の占有者（占有者がいない場合には、その管理者とする。以下同じ。）が、一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第6条の2第2

項または第3項に定める基準に準じて処理しなければならない。

(排出基準等)

第14条 湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分および排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

2 センターの処理施設で一般廃棄物の処分をしようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分およびセンターの処理施設への搬入の方法（以下「搬入基準」という。）に従ってセンターの処理施設に搬入するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

(排出等の禁止物)

第15条 次の各号に掲げる一般廃棄物は、センターが行う一般廃棄物の収集に際して排出し、またはセンターの処理施設に搬入してはならない。

- (1) 有害性のある一般廃棄物
- (2) 危険性のある一般廃棄物
- (3) 爆発性、発火性または引火性のある一般廃棄物
- (4) 著しく悪臭を発する一般廃棄物（し尿としてくみ取るものを除く。）
- (5) 前各号に掲げる一般廃棄物のほか、センター管理者において一般廃棄物の処理を著しく困難にし、またはセンターの処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあると認める一般廃棄物

2 前項各号に規定する排出等の禁止物については、規則で例示するものとする。

(適正処理困難物に係る事業者の協力)

第16条 法第6条の3第1項の規定による指定に係る一般廃棄物または製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難であるとセンターの管理者が指定した一般廃棄物（以下「適正処理困難物」という。）となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者は、当該適正処理困難物の回収を行う等、センターの行う一般廃棄物処理事業に必要な協力をしなければならない。

2 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等の措置を講じる場合は、これに協力しなければならない。

(ごみ集積所)

第17条 センターが行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、規則で定める市長への届出に基づき、センター管理者が指定する一般廃棄物を排出する場所（以下「ごみ集積所」という。）に当該一般廃棄物を搬出しなければならない。

2 ごみ集積所は、規則で定める基準（以下「ごみ集積所の基準」という。）に適合するものでなければならない。

3 ごみ集積所を利用する者は、ごみ集積所の清潔保持と環境保全を図り、適正に維持管理しなければならない。

(一般廃棄物の搬入の申請等)

第18条 センターの処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、センター管理者に

申請し、その承認を受けなければならない。

(建物の賃貸人等の周知義務)

第19条 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者は、当該建物を居住または事業の用に供する賃借人に対して、排出基準、搬入基準およびごみ集積所の場所ならびに適正な保管について周知しなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第20条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を発生させると認められる事業者に対し、必要と認めるときは、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画（以下「一般廃棄物減量計画」という。）の作成、再利用等の推進その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定により一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者は、これを作成し市長に提出しなければならない。

第4章 環境の美化

(施策の推進と協力)

第21条 市は、環境の美化に関し、積極的に施策を推進するとともに、市民および事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。

2 市は、環境の美化に関し、市民および事業者への情報の提供ならびに意識の啓発に努めるとともに、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるように努めなければならない。

3 市民は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策およびその地域の団体等が行う自主的な美化活動に協力するように努めなければならない。

4 事業者は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策および市民の行う自主的な美化活動に積極的に協力するように努めなければならない。

(清潔の保持)

第22条 土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物を清潔に保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、駅その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の美化に努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように、利用者への啓発等必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の投棄等の禁止および回収命令等)

第23条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、または散乱させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して投棄され、放置され、または散乱している廃棄物が一般廃棄物であるときは、違反した者に対して、当該一般廃棄物の回収を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定に該当する場合であって、回収を命ずべき者が明らかでなく、かつ、当該一般廃棄物を放置しておくことが生活環境を著しく阻害すると認められるときは、自ら当該一般廃棄物を回収し、処分することができる。

4 市長は、前項の規定により一般廃棄物の回収等を行った後に、当該一般廃棄物の投棄等をした者が判明したときは、その者に対し、その回収等に要した費用を請求することができる。

(土地の適正管理)

第24条 土地の占有者は、その占有し、または管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう未然に防止する措置を講じる等適正な管理をしなければならない。

第5章 環境推進員

(環境推進員)

第25条 市長は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化を推進すること等により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、社会的信望があり、熱意と識見を有する者のうちから、自治会の推薦により環境推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化等を推進するため、規則で定める業務を行う。

第6章 雑則

(指導および助言)

第26条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し指導および助言を行うことができる。

(立入調査等)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を立ち入らせて調査させ、または関係者に対し、報告を求めることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告を行うことができる。

(1) 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者が、第19条の規定に違反し、貸借人に対して必要な周知をしなかったとき。

(2) 土地または建物の占有者が、第22条第1項の規定に違反し、その占有し、または管理する土地または建物の清潔保持に努めなかったとき。

(公表)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 第23条第2項の規定により一般廃棄物の回収命令を受けた者が、これに従わなかったとき。

(2) 第23条第4項の規定により回収等に要した費用の請求を受けた者が、その支払いを

しなかったとき。

(3) 第27条第1項の規定により立入調査を受ける者が、正当な理由なく、これを拒み、妨げ、もしくは忌避したとき、または報告を求められた者が正当な理由なくこれに従わなかったときもしくは虚偽の報告を行ったとき。

(4) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、弁明および有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例（平成11年長浜市条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第3節 長浜市ポイ捨ておよびふん害の防止に関する条例

ポイ捨ておよびふん害の防止について、必要な事項を定めることで、まちの環境の美化を図り、市民の快適な生活を確保することを目的として、「長浜市ポイ捨ておよびふん害の防止に関する条例」を制定しました。

長浜市ポイ捨ておよびふん害の防止に関する条例

平成13年3月28日

条例第3号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 ポイ捨ての禁止等（第9条）

第3章 ポイ捨て防止に関する協定等（第10条・第11条）

第4章 雑則（第12条—第16条）

第5章 罰則（第17条・第18条）

付則

前文

私たちは、日本で最も住みよく、住んでいることを誇りとして引き継いでいける美しいまち・ながはまを守り育むため、地域の自然や歴史文化資源を大切にしながら、ひとのつながりともとまりのなかで、美化活動などに取り組んできました。

しかし、私たちの価値観や生活様式が多様化する一方で、地域社会の連帯意識が薄まり、一人ひとりの節度のない行いが積み重なり、空き缶などのごみの散乱にみられるように、まちの装いが乱れることになりました。このことは、私たち市民一人ひとりが、考え、学び合い、互いに力をあわせて行動し、時にはいましめ合いながら解決していかなければならないことです。

こうした認識のもと、私たちは、このまちに暮らし、まちを訪れるひとを迎える市民としての誇りと決意をもって、ごみのない美しいまちづくりをめざし、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨ておよびふん害の防止について必要な事項を定めることで、まちの環境の美化を図り、市民の快適な生活を確保することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 空き缶等 缶やペットボトルなどの容器やたばこの吸い殻、釣道具、花火の燃えながら、チューイングガムのかみかす、包装紙、印刷物その他捨てられることによってごみ散乱の原因となるものをいいます。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を定められた以外の場所に捨てることをいいます。
- (3) ふん害 飼い犬のふんにより、道路、公園その他公共の場所や他人の土地（以下「公共の場所等」といいます。）を汚すことをいいます。
- (4) 飼い犬 飼養管理されている犬をいいます。
- (5) 飼い主 飼い犬を所有する人（所有する人以外の人が飼養管理する場合は、その人を含みます。）をいいます。
- (6) 市民等 市内に居住している人や市内に勤務、在学、滞在する人、市内を通過する人をいいます。
- (7) 事業者 市内において、事業活動を行うすべての者をいいます。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨ておよびふん害の防止に関する施策を実施しなければなりません。

- 2 市は、ポイ捨ておよびふん害の防止について、事業者や市民等に対して意識の啓発を図らなければなりません。
- 3 市は、前2項の施策の実施にあたっては、関係機関等と連携して行います。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、空き缶等を自らの責任において持ち帰ったり、回収容器等に収納しなければなりません。

- 2 市内に居住する人は、住んでいる地域において、ポイ捨ておよびふん害の防止について、連帯して意識の醸成を図り、清掃活動に努めなければなりません。
- 3 市民等は、市が実施するポイ捨ておよびふん害の防止に関する施策に協力しなければなりません。

(市民等の権利)

第5条 市民等は、ポイ捨てを行った人やふん害を生じさせた人に対して、原状回復や未然防止のため、必要な限度において注意や助言をすることができます。

2 前項の注意や助言を受けた人は、その内容に配慮し、この条例の目的の達成に努めなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、注意や助言をした市民等は、その行為について責めを負うことはありません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業所やその周辺、あるいは事業活動を行う地域において、清掃活動に努めなければなりません。

2 事業者は、市が実施するポイ捨ておよびふん害の防止に関する施策に協力しなければなりません。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めなければなりません。

2 飼い主は、市が実施するふん害の防止に関する施策に協力しなければなりません。

(喫煙者の責務)

第8条 市民等は、屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れが設置されている場所において喫煙をしたり、携帯用吸い殻入れを持つようにするなど、たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければなりません。

第2章 ポイ捨ての禁止等

(ポイ捨ての禁止等)

第9条 何人も、みだりにポイ捨てをしてはなりません。

2 飼い主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

(1) 飼い犬を連れて歩くときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。

(2) 飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、直ちに回収すること。

3 市内において、自動販売機により飲食料を販売する人は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、その周辺の清掃をしなければなりません。

4 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他のもの（以下「宣伝物等」という。）を配布した人は、その配布した場所の周辺に散乱している当該宣伝物等を回収しなければなりません。

5 公共の場所において、行催事を開催した人は、開催場所やその周辺を清掃しなければなりません。

第3章 ポイ捨て防止に関する協定等

(防止協定)

第10条 市長は、ポイ捨ての防止に必要があると認めるときは、事業者に対し、次に掲げる事項について、ポイ捨て防止に関する協定の締結を求めることができます。

(1) ポイ捨て防止の啓発に関する事項

(2) ポイ捨てされた空き缶等の清掃に関する事項

(3) その他ポイ捨て防止に関して必要な事項

(美化推進地域)

第11条 市長は、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年滋賀県条例第20号）第9条の規定により美化推進地域として設定された琵琶湖岸等の環境美化を推進するため、市民等への啓発や美化活動の支援など必要な措置を講じるものとします。

第4章 雑則

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、指定する職員に、空き缶等の散乱している土地や飼い犬のふんが放置されている土地、自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができます。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければなりません。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなりません。

(指導)

第13条 市長は、第9条の規定に違反している人に対して、必要な措置を行うよう指導することができます。

(勧告)

第14条 市長は、前条の規定による指導を受けた人が、正当な理由がなく、その指導に従わないときには、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告することができます。

(命令)

第15条 市長は、前条の規定による勧告を受けた人が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときには、その勧告に従うべきことを命じることができます。

(委任)

第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

第5章 罰則

(罰則)

第17条 第9条第1項または第2項の規定に違反し、第15条の規定による命令に従わない人は、2万円以下の罰金に処します。

2 第9条第3項、第4項または第5項の規定に違反し、第15条の規定による命令に従わない人は、5万円以下の罰金に処します。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者もしくは法人または人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、同条の罰金刑を科します。

付 則

1 この条例は、平成13年7月1日から施行します。

2 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例（平成11年長浜市条例第2号）の一部を次のように改正します。

目次中「第26条」を「第24条」に、「第27条」を「第25条」に、「第28条」を「第26条」に、「第32条」を「第30条」に改めます。

第23条および第24条を削り、第25条を第23条とし、第26条から第29条までを2条ずつ繰り上げ、第30条第1項第3号および第4号を次のように改めます。

第3号および第4号 削除

第30条を第28条とし、第31条中「第25条」を「第23条」に、「第29条」を「第27条」に改め、同条を第29条とし、第32条を第30条とします。

第4節 長浜市緑の基本計画について

うるおいと魅力あるまちづくりを進めるため、市民一人ひとりがまちに愛着をもち、まちづくりの中にみどりを生かし、時代にあった新たなみどりの文化を創造していくことを目標として、「長浜市緑の基本計画」を策定しました。

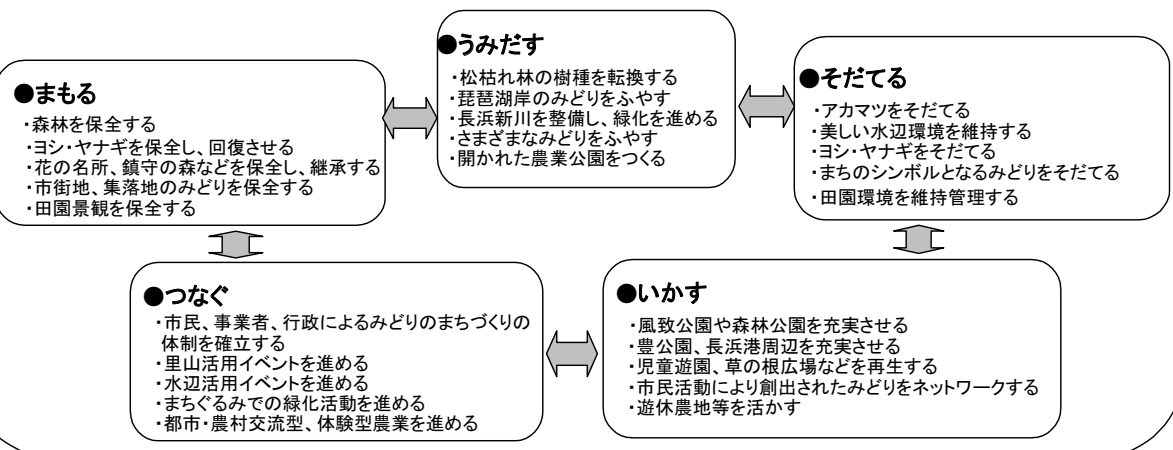
長浜市緑の基本計画の概念図

基本目標
みどりの文化が育つまち、長浜

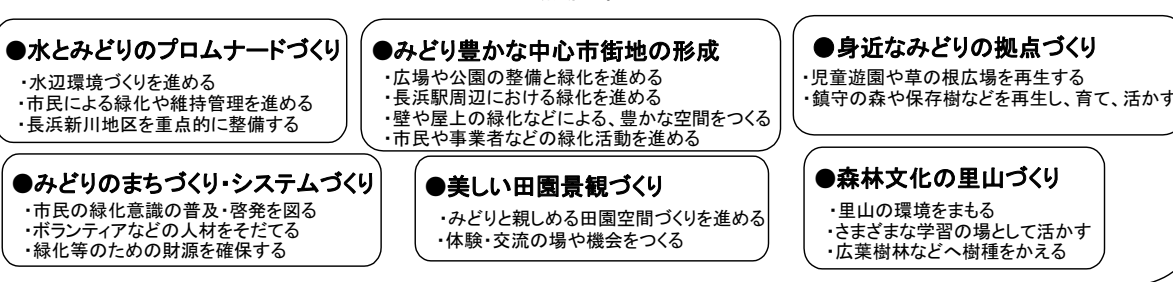
基本方針

- 身近に緑とふれあえるまち
まちの中心部や道路・公園、学校などの公共施設、工場や住宅地内など、生活に身近なみどりの量をふやします。
- 長浜らしい自然と風景のあるまち
長い歴史の中で息づいてきたみどりや市民の緑化活動により育まれたみどりなどを活かした拠点づくり、みどりのネットワークづくりなどにより、長浜らしい自然と風景のあるまちづくりをすすめます。
- 市民みんなで緑を愛するまち
市民みんながみどりを大切にするため、みどりに対する教育や学習の機会をふやし、市民・事業者・行政の協働によるみどりのまちづくりをすすめます。

基本施策



重点施策



平成 19 年度
長浜市環境年次報告書

平成 20 年 3 月

問い合わせ先

長浜市市民生活部環境保全課

〒526-8501 長浜市高田町 12-34

TEL 0749-65-6513

FAX 0749-65-6571

E-mail アドレス kankyou@city.nagahama.shiga.jp
長浜市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp/>

表紙の写真は、廃物（テーマ：牛乳パック）を利用した「リサイクル工作コンテスト」応募作品 385 点の中から選ばれた最優秀作品です。

左上 小学校低学年の部（1・2年生）

西條夏海さん（びわ南小学校）

右上 小学校中学年の部（3・4年生）

森真芙夕さん（湯田小学校）

左下 小学校中学年の部（3・4年生）

河井大輝さん（北郷里小学校）

右下 小学校高学年の部（5・6年生）

古池洸大さん（神照小学校）